

企業総合補償保険証券



0920-F3600-052 (0920)

保険契約者

証券番号

住所

氏名 河上 定弘 様

0920-F3600-052 (0920)



31 02 59A4A2X0000404#
A 000784 01/02



当社は、この保険の普通保険約款および特約、その他この保険証券に記載したところに基づき、この保険証券を発行します。

東京都新宿区西新宿1丁目26番1号

損害保険ジャパン株式会社



ご契約日 令和 5 年 5 月 8 日

証券作成日 令和 5 年 5 月 9 日

証券作成地 東京都

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

ご連絡先 Tel
内線

ご連絡先(勤務先) Tel
携帯Tel

FAX

生年月日 昭和49年7月23日

保険種類・保険期間

保険種類	企業総合補償保険
保険期間	令和 5 年 5 月 9 日 午前 0 時 から 令和 8 年 5 月 9 日 午後 4 時 まで 3年間

保険の対象の所有者(被保険者)

ご契約者さまと同じ

保険の対象の所在地・構造など

保険の対象の所在地	鳥取県米子市東福原 4 丁目 2 0 番地 7 号				対象名称	事務所			
					面積	延床 36㎡			
構造補助項目			構造級別	1 級		取得年	1980年		
物件	一般		構造(柱)			職作業	事務所		
保険の対象の範囲	基礎工事	含まない	畳・建具・造作	含む	門	含まない	塀・垣	含まない	物置・車庫・その他の付属建物 含む
備考									

保険料のお支払内容

合計保険料 (1回分)	44,930円	払込方法	長期一括払
年額保険料		払込期日	

連絡先

事故時	事故時サポートセンター Tel 0120-727-110 (24時間365日受付)	代理店/仲立人	プラスサポート Tel 0859-34-5870
		当社営業店	山陰支店 米子支社 Tel 0859-33-7661

営業所名

社員名

0000011)

31 02 59A4A2X0000404#
A 000784 01/02



○・・・補償されます。 ×・・・補償されません。

保険の対象

保険金額	財物補償条項	建物/屋外設備	設備・什器	商品・製品	財物合計
		×	— ○	×	—
			10,000千円		10,000千円
	費用・利益補償条項	補償されません			
	休業損失補償条項	補償されません			

補償内容

財物補償条項

免責金額が「エクセス方式」の場合は、損害の額から免責金額を控除して保険金をお支払いします。
「フランチャイズ方式」の場合は、損害の額が免責金額を超えた場合に保険金をお支払いします。(免責金額の控除はありません。)

事故の区分	補償	支払限度額	免責金額	設定基準	財物合計保険料
火災、落雷、破裂・爆発	○		0千円	エクセス	34,700円
風災・雹災・雷災	○		0千円	エクセス	
水災	×				
電氣的・機械的事故(EM)	×				
車両・航空機の衝突、水濡れ、騒擾	○		0千円	エクセス	
外部からの物体の落下、飛来、盗難	○				
上記以外の不測かつ突発的な事故	○				

支払限度額・免責金額

設定単位	1敷地内単位	支払限度額設定方法	1事故ごと
------	--------	-----------	-------

費用保険金

臨時費用保険金	残存物取片づけ費用保険金	修理付帯費用保険金	失火見舞費用保険金	地震火災費用保険金
○ 10% 100万円限度	○	○	○	○

拡張補償特約

この保険契約に付帯される特約に関して、本保険証券に記載のない項目については、別紙明細書のとおりとします。

特約名称	補償	保険金額	免責金額(エクセス)	特約保険料
借家人賠償責任総合補償追加特約	○	20,000千円	3千円	10,230円
店舗賠償責任特約	×			
賃貸料補償特約	×			

特約

この保険契約に付帯される特約に関して、本保険証券に記載のない項目については、別紙明細書のとおりとします。

保険料長期一括払、サイバー攻撃等対象外、借家賠総合

割増引

適用されている割増引はありません。

ご確認ください

Web 約款

Web約款をご選択いただいたお客さまは本冊子に保険約款は添付されません。損保ジャパン公式ウェブサイトに掲載のWeb約款をご確認ください。
(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)

・この冊子には、保険契約を証明するものなどが含まれていますので、大切に保管してください。
なお、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンにお申し出ください。

・被災設備修復サービスがご利用いただけます。
損保ジャパン公式ウェブサイトの企業総合補償保険パンフレットでご確認ください。
(<https://www.sompo-japan.co.jp/hinsurance/contents1/>)



<ご通知いただく事項について>

この保険証券の記載事項が事実と異なる場合、保険契約締結時に告知いただいた事項もしくは保険証券の記載事項に変更が発生した場合および保険契約の内容の変更を希望する場合は、取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。ご連絡がない場合は、内容により、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

詳細につきましては、保険約款に記載の「契約締結後における留意事項」またはこの保険契約に適用される普通保険約款および特約をご確認ください。

<自動セット特約について>

この保険契約には特約欄記載の特約のほかにも適用される特約があります。詳細につきましては、必ず保険約款の「適用される特約」でご確認ください。

企業総合補償保険 契約明細書（保険価額一覧表兼用）

本明細書は保険証券または変更手続き完了のお知らせの一部をなすものです。

証券番号 N021171054

設計番号 0004378305

敷地内番号：1

敷地内名称 事務所

主な物件区分 一般

所在地 鳥取県米子市東福原4丁目20番地7号

借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用）

符号	借戸室の名称	構造 級別	物件 区分	賠償責任 補償条項 保険金額 (千円)	修理費用 補償条項 保険金額 (千円)	自己 負担額 (注) (千円)	特約保険料 (円)	備考
1	事務所	1	一般	20,000	3,000	3	10,230	
		合計		20,000	3,000		10,230	

（注）第1章賠償責任補償条項、第2章修理費用補償条項それぞれに適用されます。

※上表に記載のない物件、もしくは上表にて保険金額が設定されていない物件については、借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用）の適用はないものとします。

構造（級別・柱）記号				構成材料	記号	構成材料	記号	構成材料	記号	構成材料	記号
1級	1	M構造	M	鉄骨鉄筋	R	ブロック	Bl	木毛セメント	Wc	石綿板(スレート)	S
2級	2	T構造	T	鉄筋		和、ブロック	H	ドリゾール	Du	瓦	K
3級	3	H構造	H	鉄骨		煉瓦	B	鉄鋼	L	タイル	T
3級 (経過措置)	3'	H構造 (経過措置)	H'	鉄板 (亜鉛引鉄板)	I	石・人造石	Ma	モルタル	M	アルミニウム その他の軽金属版	A
				コンクリート	C	サモコン	TC	漆喰	P	アスファルト・ ルーフィング	Ar
				軽量コンクリート	LC	土蔵	D	プラスター		合成樹脂 その他の類似品	Pr
				組立式コンクリート	PC	木	W	ガラス	G	板、紙、わら	Cr



賃貸借契約書

貸主 安来市場運送有限会社 様

借主 河上定弘 様

令和5年4月21日

取引業者名

株式会社東和サービス企画
不動産部 かえる不動産

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 安来市場運送有限会社 様（以下「甲」という。）と借主 河上 定弘 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	生田ビル 3階303号室		
		区画番号()		
	所在地	(住居表示) 鳥取県米子市東福原4丁目 20番7号		
		(登記簿) 鳥取県米子市東福原4丁目 533番地		
	構 造	鉄筋コンクリート造 / 陸屋根 / 6階建 / 全 () 戸		
	種 類	ビル	新築年月	昭和55年1月
	面 積	36㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年4月21日から 令和7年4月20日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年4月21日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 45,455円 (別途消費税相当額 4,545円)		敷金	150,000円 (賃料3ヶ月)
更新料	0円		その他一時金 (仲介手数料)	50,000円 (消費税4,545円含む)
その他の条件		◆家賃払い込みの領収証は発行しておりません。金融機関の振込伝票・通帳記帳を以て代えるものとします。 ◆振込手数料は借主負担となります。 ◆入居期間中は賠償保険特約付き火災保険に加入をしてください。 ◆【インボイス登録番号】貸主(勝安来市場運送) : T8280002004484 ◆【インボイス登録番号】仲介業者(勝東和サービス企画) : T4270001004300		
貸与する鍵	鍵No.	B-75HM		
	本数	2本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで		
賃料等の支払方法	☒ 振込	山陰合同銀行 皆生通出張所 普通預金 2513622 安来市場運送有限公司 代表取締役 村社俊成 むろこそ 振込手数料負担者: 借主 領収証発行: 金融機関の振込金領収書をもって代える		
	持参	持参先		
	口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 安来市場運送有限会社
	住所 島根県安来市下坂田町105-1
管 理 業 者	商号又は名称
所 在 地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣 () 第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管 理 担 当 者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

頭書(8) 更新に関する事項

頭書(3)に定める契約期間の期間満了3ヶ月前までに、貸主または借主から契約の更新拒絶または条件変更の申し出がないときは、本契約を同様の条件で更に1年間継続させ、以後この例により更新する。

頭書(9) 特約事項

1. 本契約に於いては
 - ☐ 預り金としての敷金・保証金は設定しないため、契約書本文第6条についてはこれを削除します。
 - ☒ 預り金としての敷金の設定があるため、契約書本文第6条については第6条(A)を採用し、第6条(B)はこれを削除します。
 - ☐ 預り金としての保証金及び償却の設定があるため、契約書本文第6条については第6条(A)を削除し、第6条(B)はこれを採用します。
 2. 本契約に於いては
 - ☐ 貸主による入居前清掃が行われているため、借主は本文第16条(および別表Ⅱ ※省略の場合もあり)の通り、退去時にハウスクリーニング代(飲食店に於いては厨房内の排水設備・グリストラップの清掃を含む)を負担するものとします。
 - ☒ 貸主による入居前清掃を省略するため、契約書第16条に定める原状回復行為に於いて、退去時のハウスクリーニングの実施については貸主負担と定めます。但し退去に於いて借主は貸室内の一般的な清掃・片付けを必ず実施することとします。
 3. 契約書第8条第2項に基づき、貸主が借主に対して貸室内の造作・改装を許可する際には、全て造作買取請求権の放棄を条件に付するものとします。借主は賃貸借室の明渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず賃貸借室、諸造作及び設備について支出した必要費・有益費の償還請求または移転料、立退料、権利金など一切の請求をしないことはもちろん、賃貸借室内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備などの買取りを貸主に請求することはできません。
 4. 貸主は、自らに帰すべき事由による場合を除き、目的不動産の敷地内において借主またはその関係者及び関係車両の盗難・損傷・滅失等いかなる事故が発生しても一切その責任を負いません。
 5. 本物件が、天災地変等により滅失または著しく毀損し、または都市計画等の行政処分により収去される等、貸主または借主のいずれの責にも帰すことのできない事由によってその使用が不能となったときは、本契約は当然に終了するものとします。
 6. 設定賃料については契約時の消費税率(10%)を算定基準としており、税率に変更があるときは賃料総額も当然変更されます。
 7. 入居期間中は敷地内の除雪は入居者が行うこととします。
 8. 敷地内及び建物外壁に看板設置をする際には事前に設置位置や大きさ等必要な事項について貸主の承諾を要します。
 9. 契約期間内は、賠償責任特約付き火災保険の契約及び継続加入が必要です(更新料の支払い方法、支払い時期は各契約による)。
 10. 家賃払い込みの領収証は発行していません。金融機関の振込伝票・通帳記帳を以て代えるものとします。
- (以上)

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月21日

甲・貸主	商号	安来市下坂田町105-1	TEL	0854-22-2672
	代表者	安来市場運送有限公司		
	所在地	代表取締役 村社 健成		

乙・借主	氏名	河上 定弘	TEL	
	住所			

丙・連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額			

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地	鳥取県米子市東福原4丁目20-7 生田ビル101号室	主たる事務所所在地	
	商号又は名称 代表者の氏名	株式会社東和サービス企画 代表取締役 入江瑞絵	商号又は名称 代表者の氏名	
説明をする宅地建物取引士	免許証番号	鳥取県知事(3)第1291号	免許証番号	() 第 号
	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社東和サービス企画 鳥取県米子市東福原4丁目20-7 生田ビル101号室 TEL 0859-23-0001	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

- 第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき

- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承

諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

自動車駐車契約書

生 田 ビ ル

自動車駐車契約証書

貸主 安来市場運送有限会社 を甲とし、借主 河上定弘 を乙として、両当事者間において次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は乙の所有する自動車または乙の関係者の自動車を次の駐車場へ駐車させるものとする。

1. 所在地 米子市東福原4丁目20-7

2. 位置 甲の指定する位置

第2条 駐車契約の期間は、令和5年5月/日より向う1年間とする。

第3条 1. 駐車料金は、1台月額金 4,400円 とし、乙は、毎月末日までに翌月分の駐車料金を甲へ持参するかもしくは甲の指定する機関へ払込むものとする。

2. 前項の駐車料金は、公租公課の増徴、経済事情の変動その他止むを得ない事由により改定の必要が生じたときは、改定することができる。

第4条 月の途中における契約のときは、その月の駐車料金は日割計算とし、月の途中においての解約は、甲は、既納の駐車料金は返戻しないものとする。

第5条 第3条2項により駐車料金に変更があったときは、乙は、直ちにその差額を甲に支払うものとする。

第6条 甲は、乙の自動車または乙の関係者の駐車中に発生したその自動車の滅失毀損については、一切の責を負わないものとする。

第7条 乙またはその関係者の故意または過失によって、甲の設備した建物または駐車に必要な造作その他駐車中の他の自動車等に損害を与えたときは、乙が賠償する責を負うものとする。

第8条 乙のこの契約に伴い駐車する権利は、これを他に譲渡することができない。

第9条 第2条の期間中において、この契約を解約しようとするときは、甲及び乙は、3ヶ月前までに各相手方に対して予告しなければならない。

第10条 第2条の契約期間が終了するときは、甲乙が相手方に対してなんらかの意思表示をしないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとする。

第11条 甲または乙がこの契約に違反したときは、各相手方は、直ちにこの契約を解除することができる。

口座番号 : 山陰合同銀行 皆生通支店

普通 2513623

安来市場運送有限会社

以上のとおり駐車契約したもので本書2通を作成し、甲乙1通を所有する。

令和 5 年 5 月 / 日

貸主(甲)

安来市下坂田町105-1
安来市場運送有限会社
代表取締役 村杜 俊成



借主(乙)

河上 定弘



リース契約書

協和システム株式会社（以下「甲」という）と、河上定弘（以下「乙」という）は、以下のとおりリース契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条 甲は乙に対して複合機を賃貸する。

（リース期間）

第2条 複合機のリース期間（以下「本リース期間」という）は、複合機の借受日から1年間とする。

2 甲および乙は、本リース期間中、特段の定めのないかぎり、本契約を解約することができない。また、本リース期間は甲および乙に解約の意思がない場合、自動的に更新できるものとする。

（リース料）

第3条 複合機のリース料を月額4,000円（税別）とし、併せて複合機の印刷枚数に応じたカウンター料金を含め、乙は四半期（1・2・3月、4・5・6月、7・8・9月、10・11・12月）ごとに甲に支払う。

（物件の納入および検収）

第4条 複合機は、甲から乙が指定する場所に納入されるものとし、令和5年5月1日を複合機の借受日とする。

（物件の使用・管理）

第5条 乙は、法令などを遵守し、善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法にしたがって複合機を使用・管理しなければならない。複合機の修理については甲が行い、乙が自らの費用において行わなければならない。

（物件の滅失・毀損）

第6条 複合機を引渡し後、その返還までに、甲乙いずれの責任にもよらない事由により、複合機が滅失・毀損した場合、本契約は終了するものとする。

（物件の所有権標識）

第7条 甲は複合機の所有権を甲が有する旨の標識（以下「所有権標識」という）を複合機に貼付することができ、または乙に対してこれを求めることができる。

（物件の所有権侵害の禁止）

第8条 乙は、複合機を第三者に譲渡または担保に供することのほか、甲の承諾なくして転貸することができない。

(契約違反等)

第9条 甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、催告なく直ちに本契約を解除できる。

- (1) リース料の支払いを1回でも怠ったとき
 - (2) 本契約の条項の1つにでも違反したとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分
そのほかこれらに準じる手続が開始されたとき
 - (4) 自ら振り出しまたは引き受けた手形、もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
 - (5) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始の申立てをなし、またはこれらの申立てがなされたとき
 - (6) そのほか、資産、信用または支払能力に重大な変更を生じたとき
- 2 前項により、本契約が解除されたときには、甲は乙に対して、複合機の返還を求めることができる。

(協議事項)

第10条 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年5月1日

甲

米子市両三柳3768-1
協和システム株式会社
代表取締役 柳 樂正浩



乙

米子市東福原4-20-7
住田ビル303
江上 定弘



自動車リース契約書

賃貸人石田自動車商会(以下、「甲」という。)と賃借人河上定弘(以下、「乙」という。)とは、後記リース物件の表示記載の自動車(以下、「リース自動車」という。)について、次のとおりリース契約を締結する。

(リース契約)

第1条 甲は下記リース物件の表示記載の自動車(「リース自動車」)を乙に対してリース(賃貸)し、乙はこれを借り受ける。

記

(リース物件の表示)

種 別	小型乗用車
車 名	ニッサン(ノート)
型 式	DBA-E12

(物件の引渡し)

第2条 物件は、乙の指定する場所(鳥取県米子市米原1-1-38)に納車されるものとする。
2 乙は、納車されたリース自動車について直ちに検査を行い、瑕疵のないことを確認した上で、甲から乙に対してリース自動車を令和5年5月1日に引渡すものとする。

(物件の使用・保存)

第3条 乙は、前条の引渡しを受けたときから乙の指定する場所(鳥取県米子市東福原4-20-7)を使用の本拠としてリース自動車を使用することができる。
2 乙は、リース自動車の使用に当たり、法令を遵守するのはもちろんのこと、通常の用法に従い善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
3 乙は、自己の費用をもって、リース自動車が正常な機能を保つように保守・点検・整備を行うものとし、また、リース自動車が損傷した場合には必要な修理を行わなければならない。

(リース期間)

第4条 本件のリース期間は、第2条2項による物件の引渡日から3年間とする。また、本リ

ース期間は甲および乙に解約の意思がない場合、自動的に更新できるものとします。

尚、リース期間満了後または解約後、物件は甲の所有とする。

(リース料)

第5条 リース料は月額金2万円(消費税込)とし、乙は、この月額リース料を、物件の引渡日の属する月より翌月分として毎月末日に支払うものとする。

2 車両本体に対するリース料であり、保険並びに付属品、修理・整備費などは別途、乙が負担するものとする。

3 リース料の支払は、乙が、現金または振込送金する方法によるものとする。

(禁止事項)

第6条 乙は、リース自動車を第三者に譲渡したり、第三者に担保提供するなど甲のリース自動車所有権を侵害してはならない。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、リース自動車を第三者に転貸してはならない。

3 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、リース自動車の原状を変更してはならない。

(所有権の表示)

第7条 甲は、甲がリース自動車の所有権を有している旨の標識をリース自動車に貼付するものとし、乙は、甲の請求によりリース自動車に標識を貼付しなければならない。

(報告義務)

第8条 乙は、リース自動車の引渡しを受けてからリース自動車の返還を完了するまでは、以下の事由が生じた場合には、甲に直ちに報告し必要な説明をしなければならない。

(1) リース自動車が滅失又は毀損した場合

(2) リース自動車について修理を行った場合

(3) その他リース自動車に関する事故その他重大な事由

(物件の点検)

第9条 乙は、甲からリース自動車の現状や保管状況に関して点検・調査を求められたときは、これに応じなければならない。

(費用負担)

第10条 リース自動車についてリース期間中に生じた公租公課は乙の負担とする。

2 本件自動車についての自賠責保険・任意保険の費用は乙の負担とする。

3 本件自動車についての日常の整備・運行及び修理に必要な費用は乙の負担とする。

(危険負担)

第11条 乙がリース自動車の引渡しを受けてから返還するまでの間に、盗難、火災、地震その他の甲乙いずれの責にも帰すべからざる事由によって生じたリース自動車の滅失・毀損は全て乙が危険を負担し、リース自動車が滅失した場合には、乙は、甲に対して、損害賠償金として、リース期間中の全リース料及びその他の諸費用の総合計額から既払金を控除した残額を直ちに支払わなければならないものとする。

(瑕疵担保責任)

第12条 リース自動車に隠れた瑕疵があった場合でも、甲は乙に対して一切瑕疵担保責任を負わないものとする。

2 前項の場合、乙は、直接に売主に対して瑕疵担保責任を追及し売主との間で問題を解決するものとします。乙は、可能な範囲で、自己の売主に対する請求権を乙に譲渡する等の協力をするものとする。

甲・乙は、本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和5年4月25日

甲

米子市米原1丁目1番38号
石田自動車商会
石田和弘



乙

米子市東福原4-20-7
生田ビル303
河上定弘



自動車リース契約書

賃貸人石田自動車商会(以下、「甲」という。)と賃借人河上定弘(以下、「乙」という。)とは、後記リース物件の表示記載の自動車(以下、「リース自動車」という。)について、次のとおりリース契約を締結する。

(リース契約)

第1条 甲は下記リース物件の表示記載の自動車(「リース自動車」)を乙に対してリース(賃貸)し、乙はこれを借り受ける。

記

(リース物件の表示)

種 別	小型乗用車
車 名	トヨタ(アクア)
型 式	DAA-NHP10

(物件の引渡し)

第2条 物件は、乙の指定する場所(鳥取県米子市米原1-1-38)に納車されるものとする。

2 乙は、納車されたリース自動車について直ちに検査を行い、瑕疵のないことを確認した上で、甲から乙に対してリース自動車を令和7年8月1日に引渡すものとする。

(物件の使用・保存)

第3条 乙は、前条の引渡しを受けたときから乙の指定する場所(鳥取県米子市東福原4-20-7)を使用の本拠としてリース自動車を使用することができる。

2 乙は、リース自動車の使用に当たり、法令を遵守するのはもちろんのこと、通常の用法に従い善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 乙は、自己の費用をもって、リース自動車が正常な機能を保つように保守・点検・整備を行うものとし、また、リース自動車が損傷した場合には必要な修理を行わなければならない。

(リース期間)

第4条 本件のリース期間は、第2条2項による物件の引渡日から3年間とする。また、本リ

ース期間は甲および乙に解約の意思がない場合、自動的に更新できるものとします。

尚、リース期間満了後または解約後、物件は甲の所有とする。

(リース料)

第5条 リース料は月額金2万円(消費税込)とし、乙は、この月額リース料を、物件の引渡日の属する月より翌月分として毎月末日に支払うものとする。

2 車両本体に対するリース料であり、保険並びに付属品、修理・整備費などは別途、乙が負担するものとする。

3 リース料の支払は、乙が、現金または振込送金する方法によるものとする。

(禁止事項)

第6条 乙は、リース自動車を第三者に譲渡したり、第三者に担保提供するなど甲のリース自動車所有権を侵害してはならない。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、リース自動車を第三者に転貸してはならない。

3 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、リース自動車の原状を変更してはならない。

(所有権の表示)

第7条 甲は、甲がリース自動車の所有権を有している旨の標識をリース自動車に貼付するものとし、乙は、甲の請求によりリース自動車に標識を貼付しなければならない。

(報告義務)

第8条 乙は、リース自動車の引渡しを受けてからリース自動車の返還を完了するまでは、以下の事由が生じた場合には、甲に直ちに報告し必要な説明をしなければならない。

- (1) リース自動車が滅失又は毀損した場合
- (2) リース自動車について修理を行った場合
- (3) その他リース自動車に関する事故その他重大な事由

(物件の点検)

第9条 乙は、甲からリース自動車の現状や保管状況に関して点検・調査を求められたときは、これに応じなければならない。

(費用負担)

第10条 リース自動車についてリース期間中に生じた公租公課は乙の負担とする。

2 本件自動車についての自賠責保険・任意保険の費用は乙の負担とする。

3 本件自動車についての日常の整備・運行及び修理に必要な費用は乙の負担とする。

(危険負担)

第11条 乙がリース自動車の引渡しを受けてから返還するまでの間に、盗難、火災、地震その他の甲乙いずれの責にも帰すべからざる事由によって生じたリース自動車の滅失・毀損は全て乙が危険を負担し、リース自動車が増失した場合には、乙は、甲に対して、損害賠償金として、リース期間中の全リース料及びその他の諸費用の総合計額から既払金を控除した残額を直ちに支払わなければならないものとする。

(瑕疵担保責任)

第12条 リース自動車に隠れた瑕疵があった場合でも、甲は乙に対して一切瑕疵担保責任を負わないものとする。

2 前項の場合、乙は、直接に売主に対して瑕疵担保責任を追及し売主との間で問題を解決するものとします。乙は、可能な範囲で、自己の売主に対する請求権を乙に譲渡する等の協力をするものとする。

甲・乙は、本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和7年7月28日

甲

〒083-0804 米子市米原1丁目1番38号

石田自動車商会
石田 和 弘



乙

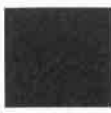
米子市東福原 4-20-7 生田ビル303

河上 定弘



雇用契約書

雇用者 河上 定弘 及び被雇用者 杉村 直紀 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
就業場所	米子市東福原4-20-7 生田ビル303 河上定弘事務所
仕事内容	・政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、接客等) ・政務活動に係る関係書類の作成事務 ・後援会関係に係る事務
勤務日数	週 4日勤務
就業時間	午前 9時 30分 から 午後 12時 00分 まで (適宜必要に応じ、変更)
(休憩時間)	(休憩時間は、午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで)
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇
勤務時間外労働	勤務時間外労働をさせることが (有 ・ 無) 休日労働をさせることが (有 ・ 無)
給与(賃金)等	給 料 等  支給手当: 
給与支払日	給与等: 毎月分を末日締切 翌月10日に支払
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 令和 7年 4月 1日 雇用者 鳥取県議会議員 河上 定弘  被雇用者 住 所  氏 名 杉村 直紀 	

雇用契約書

雇用者 河上 定弘 及び被雇用者 阿部 敦子 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
就業場所	米子市東福原4-20-7 生田ビル303 河上定弘事務所
仕事内容	・政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、接客等) ・政務活動に係る関係書類の作成事務 ・後援会関係に係る事務
勤務日数	週 4日勤務
就業時間 (休憩時間)	午後 1時 30分 から 午後 4時 00分 まで (適宜必要に応じ、変更) (休憩時間は、午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで)
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇
勤務時間外 労働	勤務時間外労働をさせることが (有・無) 休日労働をさせることが (有・無)
給与(賃金)等	給 料 等 :  支給手当 : 
給与支払日	給与等:毎月分を末日締切 翌月10日に支払
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。	
令和 7年 4月 1日	
雇用者	鳥取県議会議員 河上 定弘 
被雇用者	住 所 
	氏 名 阿部 敦子 

雇用契約書

雇用者 河上 定弘 及び被雇用者 杉村 直紀 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	令和 7年 6月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
就業場所	米子市東福原4-20-7 生田ビル303 河上定弘事務所
仕事内容	・政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、接客等) ・政務活動に係る関係書類の作成事務 ・後援会関係に係る事務
勤務日数	週 2日勤務
就業時間 (休憩時間)	午前 9時 30分 から 午後 12時 00分 まで (適宜必要に応じ、変更) (休憩時間は、午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで)
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇
勤務時間外労働	勤務時間外労働をさせることが (有 ・ 無) 休日労働をさせることが (有 ・ 無)
給与(賃金)等	給 料 等 :  支給手当 : 
給与支払日	給与等:毎月分を末日締切 翌月10日に支払

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 7年 6月 1日

雇用者 鳥取県議会議員 河上 定弘 

被雇用者 住 所 

氏 名 杉村 直紀 

雇用契約書

雇用者 河上 定弘 及び被雇用者 手島 靖 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	令和 7年 7月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
就業場所	米子市東福原4-20-7 生田ビル303 河上定弘事務所
仕事内容	・政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、接客等) ・政務活動に係る関係書類の作成事務 ・後援会関係に係る事務
勤務日数	週 2日勤務
就業時間 (休憩時間)	午前 9時 30分 から 午後 12時 00分 まで (適宜必要に応じ、変更) (休憩時間は、午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで)
休 日	祝祭日、年末及び年始、夏期休暇
勤務時間外 労働	勤務時間外労働をさせることが (有・無) 休日労働をさせることが (有・無)
給与(賃金)等	給 料 等  支給手当 
給与支払日	給与等: 毎月分を末日締切 翌月10日に支払

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 7年 7月 1日

雇用者 鳥取県議会議員 河上 定弘 

被雇用者 住 所 

氏 名 手島 靖 

雇用契約書

雇用者 河上 定弘 及び被雇用者 杉村 直紀 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	令和 7年 10月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
就業場所	米子市東福原4-20-7 生田ビル303 河上定弘事務所
仕事内容	・政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、接客等) ・政務活動に係る関係書類の作成事務 ・後援会関係に係る事務
勤務日数	週 2日勤務
就業時間 (休憩時間)	午前 9時 30分 から 午後 12時 00分 まで (適宜必要に応じ、変更) (休憩時間は、午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで)
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇
勤務時間外労働	勤務時間外労働をさせることが (☒ 有 ・ 無) 休日労働をさせることが (☒ 有 ・ 無)
給与(賃金)等	給 料 等 :  支給手当: 
給与支払日	給与等: 毎月分を末日締切 翌月10日に支払

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 7年 10月 1日

雇用者 鳥取県議会議員 河上 定弘 

被雇用者 住 所 

氏 名 杉村 直紀 

雇 用 契 約 書

雇用者 河上 定弘 及び被雇用者 阿部 敦子 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	令和 7年 10月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
就業場所	米子市東福原4-20-7 生田ビル303 河上定弘事務所
仕事内容	・政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、接客等) ・政務活動に係る関係書類の作成事務 ・後援会関係に係る事務
勤務日数	週 4日勤務
就業時間 (休憩時間)	午後 1時 30分 から 午後 4時 00分 まで (適宜必要に応じ、変更) (休憩時間は、午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで)
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇
勤務時間外 労 働	勤務時間外労働をさせることが (☒ 有 ・ 無) 休日労働をさせることが (☒ 有 ・ 無)
給与(賃金)等	給 料 等 :  支給手当: 
給与支払日	給与等:毎月分を末日締切 翌月10日に支払
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。	
令和 7年 10月 1日	
雇用者	鳥取県議会議員 河上 定弘 
被雇用者	住 所 
	氏 名 阿部 敦子 

雇 用 契 約 書

雇用者 河上 定弘 及び被雇用者 手島 靖 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	令和 7年 10月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
就業場所	米子市東福原4-20-7 生田ビル303 河上定弘事務所
仕事内容	・政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、接客等) ・政務活動に係る関係書類の作成事務 ・後援会関係に係る事務
勤務日数	週 2日勤務
就業時間 (休憩時間)	午前 9時 30分 から 午後 12時 00分 まで (適宜必要に応じ、変更) (休憩時間は、午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで)
休 日	祝祭日、年末及び年始、夏期休暇
勤務時間外 労働	勤務時間外労働をさせることが (☒ 有 ・ 無) 休日労働をさせることが (☒ 有 ・ 無)
給与(賃金)等	給 料 等  支給手当 
給与支払日	給与等: 毎月分を末日締切 翌月10日に支払
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 令和 7年 10月 1日 雇用者 鳥取県議会議員 河上 定弘  被雇用者 住 所  氏 名 手島 靖 	

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 4 月分				氏 名				杉村 直紀			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(火)	2.5	2.0	17	(木)	2.5	2.0				
2	(水)	2.5	2.0	18	(金)						
3	(木)	2.5	2.0	19	(土)						
4	(金)			20	(日)						
5	(土)			21	(月)	2.5	2.0				
6	(日)			22	(火)	4.0	3.2				
7	(月)	2.5	2.0	23	(水)	2.5	2.0				
8	(火)	2.5	2.0	24	(木)	3.0	2.4				
9	(水)			25	(金)						
10	(木)	2.5	2.0	26	(土)						
11	(金)			27	(日)						
12	(土)			28	(月)	1.0	0.8				
13	(日)			29	(火)						
14	(月)	2.5	2.0	30	(水)						
15	(火)										
16	(水)	2.5	2.0	合計		(A) 35.5	(B) 28.4				

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 5 月 9 日 [REDACTED]氏名 杉村 直紀 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 4 月分				氏 名		阿部 敦子	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(火)	2.5	2.0	17	(木)	2.5	2.0
2	(水)	2.5	2.0	18	(金)	2.5	2.0
3	(木)	2.5	2.0	19	(土)		
4	(金)	2.5	2.0	20	(日)		
5	(土)			21	(月)		
6	(日)			22	(火)	2.5	2.0
7	(月)			23	(水)	2.5	2.0
8	(火)	2.5	2.0	24	(木)	2.5	2.0
9	(水)	2.5	2.0	25	(金)	2.5	2.0
10	(木)	2.5	2.0	26	(土)		
11	(金)	2.5	2.0	27	(日)		
12	(土)			28	(月)		
13	(日)			29	(火)		
14	(月)			30	(水)	2.5	2.0
15	(火)	2.5	2.0				
16	(水)	2.5	2.0	合計	(A)	42.5	(B) 34.0

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 5 月 9 日 [REDACTED]氏名 阿部 敦子 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 5 月分				氏 名				杉村 直紀			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(木)			17	(土)						
2	(金)			18	(日)						
3	(土)			19	(月)	2.5	2.0				
4	(日)			20	(火)	3.0	2.4				
5	(月)			21	(水)	2.5	2.0				
6	(火)			22	(木)	2.5	2.0				
7	(水)	2.5	2.0	23	(金)						
8	(木)	2.5	2.0	24	(土)						
9	(金)	2.5	2.0	25	(日)						
10	(土)			26	(月)	2.5	2.0				
11	(日)			27	(火)	2.5	2.0				
12	(月)	2.5	2.0	28	(水)	2.5	2.0				
13	(火)	2.5	2.0	29	(木)						
14	(水)	2.5	2.0	30	(金)	2.5	2.0				
15	(木)	2.0	1.6	31	(土)						
16	(金)			合計		(A) 37.5	(B) 30.0				

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 6 月 10 日 [REDACTED]氏名 杉村 直紀 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 5 月分				氏 名		阿部 敦子	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(木)	2.5	2.0	17	(土)		
2	(金)	2.5	2.0	18	(日)		
3	(土)			19	(月)		
4	(日)			20	(火)	2.5	2.0
5	(月)			21	(水)	2.5	2.0
6	(火)			22	(木)	2.5	2.0
7	(水)	2.5	2.0	23	(金)	2.5	2.0
8	(木)	2.5	2.0	24	(土)		
9	(金)	2.5	2.0	25	(日)		
10	(土)			26	(月)		
11	(日)			27	(火)	2.5	2.0
12	(月)			28	(水)	2.5	2.0
13	(火)	2.5	2.0	29	(木)	2.5	2.0
14	(水)	2.5	2.0	30	(金)	2.5	2.0
15	(木)	2.5	2.0	31	(土)		
16	(金)	2.5	2.0	合計	(A)	42.5	(B) 34.0

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 6 月 10 日

氏名 阿部 敦子 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 6 月分				氏 名				杉村 直紀			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(日)			17	(火)						
2	(月)			18	(水)						
3	(火)	4.0	3.2	19	(木)	4.0	3.2				
4	(水)			20	(金)						
5	(木)	3.0	2.4	21	(土)						
6	(金)			22	(日)						
7	(土)			23	(月)						
8	(日)			24	(火)						
9	(月)			25	(水)						
10	(火)	2.5	2.0	26	(木)	2.5	2.0				
11	(水)			27	(金)	2.5	2.0				
12	(木)	2.5	2.0	28	(土)						
13	(金)			29	(日)						
14	(土)			30	(月)						
15	(日)										
16	(月)	3.0	2.4	合計		(A) 24.0	(B) 19.2				

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 7 月 10 日 [REDACTED]氏名 杉村 直紀 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 6 月分				氏 名				阿部 敦子			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(日)			17	(火)						
2	(月)			18	(水)						
3	(火)	2.5	2.0	19	(木)	2.5	2.0				
4	(水)	2.5	2.0	20	(金)	2.5	2.0				
5	(木)	2.5	2.0	21	(土)						
6	(金)	2.5	2.0	22	(日)						
7	(土)			23	(月)						
8	(日)			24	(火)	2.5	2.0				
9	(月)			25	(水)	2.5	2.0				
10	(火)	2.5	2.0	26	(木)	2.5	2.0				
11	(水)			27	(金)	2.5	2.0				
12	(木)	2.5	2.0	28	(土)						
13	(金)	2.5	2.0	29	(日)						
14	(土)			30	(月)						
15	(日)										
16	(月)			合計		(A) 32.5	(B) 26.0				

通勤手当  円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 金  円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 7 月 10 氏名 阿部 敦子 

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[ 円] × 80/100 =  円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[ 円] ×  / ※ =  円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 7 月分				氏 名		杉村 直紀	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(火)	4.0	3.2	17	(木)	2.5	2.0
2	(水)			18	(金)		
3	(木)	2.5	2.0	19	(土)		
4	(金)			20	(日)		
5	(土)			21	(月)		
6	(日)			22	(火)	2.5	2.0
7	(月)			23	(水)		
8	(火)	2.5	2.0	24	(木)		
9	(水)			25	(金)		
10	(木)	2.5	2.0	26	(土)		
11	(金)			27	(日)		
12	(土)			28	(月)		
13	(日)			29	(火)		
14	(月)			30	(水)		
15	(火)	2.5	2.0	31	(木)		
16	(水)			合計		(A) 19.0	(B) 15.2

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 8 月 8 日

氏名 杉村 直紀 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 7 月分				氏 名	手島 靖		
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(火)			17	(木)		
2	(水)			18	(金)		
3	(木)			19	(土)	2.5	2.0
4	(金)			20	(日)		
5	(土)	2.5	2.0	21	(月)	2.5	2.0
6	(日)			22	(火)		
7	(月)			23	(水)		
8	(火)			24	(木)		
9	(水)			25	(金)		
10	(木)			26	(土)		
11	(金)			27	(日)		
12	(土)			28	(月)	2.5	2.0
13	(日)			29	(火)		
14	(月)	2.5	2.0	30	(水)		
15	(火)			31	(木)		
16	(水)			合計	(A)	12.5	(B) 10.0

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 8 月 8 日

氏名 手島 靖 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 7 月分				氏 名				阿部 敦子			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(火)	2.5	2.0	17	(木)	2.5	2.0				
2	(水)	2.5	2.0	18	(金)	2.5	2.0				
3	(木)	2.5	2.0	19	(土)						
4	(金)	2.5	2.0	20	(日)						
5	(土)			21	(月)						
6	(日)			22	(火)	2.5	2.0				
7	(月)			23	(水)	2.5	2.0				
8	(火)	2.5	2.0	24	(木)	2.5	2.0				
9	(水)	2.5	2.0	25	(金)	2.5	2.0				
10	(木)	2.5	2.0	26	(土)						
11	(金)	2.5	2.0	27	(日)						
12	(土)			28	(月)						
13	(日)			29	(火)	2.5	2.0				
14	(月)			30	(水)	2.5	2.0				
15	(火)	2.5	2.0	31	(木)	2.5	2.0				
16	(水)	2.5	2.0	合計		(A) 47.5	(B) 38.0				

通勤手当 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 8 月 8 日

氏名 阿部 敦子

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[円] × 80/100 = 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 8 月分				氏 名		杉村 直紀	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(金)			17	(日)		
2	(土)			18	(月)		
3	(日)			19	(火)		
4	(月)			20	(水)		
5	(火)			21	(木)		
6	(水)			22	(金)		
7	(木)			23	(土)		
8	(金)			24	(日)		
9	(土)			25	(月)		
10	(日)			26	(火)	2.5	2.0
11	(月)			27	(水)		
12	(火)			28	(木)	2.5	2.0
13	(水)			29	(金)		
14	(木)			30	(土)		
15	(金)			31	(日)		
16	(土)			合計		(A) 5.0	(B) 4.0

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 9 月 10 日 [REDACTED]氏名 杉村 直紀 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 8 月分				氏 名				手島 靖			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(金)			17	(日)						
2	(土)	2.5	2.0	18	(月)	2.5	2.0				
3	(日)	2.5	2.0	19	(火)						
4	(月)	2.5	2.0	20	(水)						
5	(火)			21	(木)						
6	(水)			22	(金)						
7	(木)			23	(土)	2.5	2.0				
8	(金)			24	(日)						
9	(土)			25	(月)						
10	(日)			26	(火)						
11	(月)			27	(水)						
12	(火)			28	(木)						
13	(水)			29	(金)						
14	(木)			30	(土)	2.5	2.0				
15	(金)			31	(日)						
16	(土)			合計		(A) 15.0	(B) 12.0				

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 9 月 10 日 [REDACTED]氏名 手島 靖 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 8 月分				氏 名		阿部 敦子	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(金)	2.5	2.0	17	(日)		
2	(土)			18	(月)		
3	(日)			19	(火)	2.5	2.0
4	(月)			20	(水)	2.5	2.0
5	(火)	2.5	2.0	21	(木)	2.5	2.0
6	(水)	2.5	2.0	22	(金)	2.5	2.0
7	(木)	2.5	2.0	23	(土)		
8	(金)	2.5	2.0	24	(日)		
9	(土)			25	(月)		
10	(日)			26	(火)	2.5	2.0
11	(月)			27	(水)	2.5	2.0
12	(火)			28	(木)	2.5	2.0
13	(水)			29	(金)	2.5	2.0
14	(木)			30	(土)		
15	(金)			31	(日)		
16	(土)			合計		(A) 32.5	(B) 26.0

通勤手当 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 9 月 10 氏名 阿部 敦子

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[円] × 80/100 = 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

1004

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 9 月分				氏 名		杉村 直紀	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(月)			17	(水)	2.5	2.0
2	(火)			18	(木)	2.5	2.0
3	(水)	2.5	2.0	19	(金)		
4	(木)	2.5	2.0	20	(土)		
5	(金)			21	(日)		
6	(土)			22	(月)		
7	(日)			23	(火)		
8	(月)			24	(水)		
9	(火)			25	(木)	3.0	2.4
10	(水)	2.5	2.0	26	(金)		
11	(木)	2.5	2.0	27	(土)		
12	(金)			28	(日)		
13	(土)			29	(月)		
14	(日)			30	(火)		
15	(月)						
16	(火)			合計	(A)	18.0	(B) 14.4

通勤手当 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 10 月 10 日 氏名 杉村 直紀

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[円] × 80/100 = 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 9 月分				氏 名				手島 靖			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(月)			17	(水)						
2	(火)	2.5	2.0	18	(木)						
3	(水)			19	(金)						
4	(木)			20	(土)	2.5	2.0				
5	(金)			21	(日)						
6	(土)	2.5	2.0	22	(月)	2.5	2.0				
7	(日)			23	(火)						
8	(月)	2.5	2.0	24	(水)						
9	(火)			25	(木)						
10	(水)			26	(金)						
11	(木)			27	(土)	2.5	2.0				
12	(金)			28	(日)						
13	(土)	2.5	2.0	29	(月)	2.5	2.0				
14	(日)			30	(火)						
15	(月)										
16	(火)			合計		(A) 20.0	(B) 16.0				

通勤手当		[] 円	
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 []			
金	[] 円(C)	左記金額を領収いたしました。 令和 7 年 10 月 10 日 氏名 手島 靖 []	

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[[] 円] × 80/100 = [] 円

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[[] 円] × [] / [] ※ = [] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 9 月分				氏 名				阿部 敦子			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(月)			17	(水)	2.5	2.0				
2	(火)	2.5	2.0	18	(木)	2.5	2.0				
3	(水)	2.5	2.0	19	(金)	2.5	2.0				
4	(木)	2.5	2.0	20	(土)						
5	(金)	2.5	2.0	21	(日)						
6	(土)			22	(月)						
7	(日)			23	(火)						
8	(月)			24	(水)	2.5	2.0				
9	(火)	2.5	2.0	25	(木)	2.5	2.0				
10	(水)	2.5	2.0	26	(金)	2.5	2.0				
11	(木)	2.5	2.0	27	(土)						
12	(金)			28	(日)						
13	(土)			29	(月)						
14	(日)			30	(火)	2.5	2.0				
15	(月)										
16	(火)	2.5	2.0	合計		(A) 37.5	(B) 30.0				

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 10 月 10 日 [REDACTED]氏名 阿部 敦子 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 10 月分				氏 名		杉村 直紀	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(水)			17	(金)		
2	(木)	3.0	2.4	18	(土)		
3	(金)			19	(日)		
4	(土)			20	(月)		
5	(日)			21	(火)	3.0	2.4
6	(月)			22	(水)		
7	(火)	2.5	2.0	23	(木)	3.0	2.4
8	(水)			24	(金)		
9	(木)	3.0	2.4	25	(土)		
10	(金)			26	(日)		
11	(土)			27	(月)		
12	(日)			28	(火)	3.5	2.8
13	(月)			29	(水)		
14	(火)	3.5	2.8	30	(木)	2.5	2.0
15	(水)			31	(金)		
16	(木)	2.5	2.0	合計		(A) 26.5	(B) 21.2

通勤手当 [REDACTED] 円

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘

金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 11 月 10 日

氏名 杉村 直紀

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / [REDACTED] ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 10 月分				氏 名		手島 靖	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(水)			17	(金)		
2	(木)			18	(土)		
3	(金)			19	(日)	2.5	2.0
4	(土)	2.5	2.0	20	(月)		
5	(日)			21	(火)		
6	(月)			22	(水)		
7	(火)			23	(木)		
8	(水)			24	(金)		
9	(木)			25	(土)	2.5	2.0
10	(金)			26	(日)		
11	(土)	2.5	2.0	27	(月)	2.5	2.0
12	(日)			28	(火)		
13	(月)			29	(水)		
14	(火)			30	(木)		
15	(水)			31	(金)		
16	(木)			合計	(A)	12.5	(B) 10.0

通勤手当 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 11 月 10 日 氏名 手島 靖

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[円] × 80/100 = 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

1104

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 10 月分				氏 名				阿部 敦子			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(水)	2.5	2.0	17	(金)	2.5	2.0				
2	(木)	2.5	2.0	18	(土)						
3	(金)	2.5	2.0	19	(日)						
4	(土)			20	(月)						
5	(日)			21	(火)	2.5	2.0				
6	(月)			22	(水)	2.5	2.0				
7	(火)	2.5	2.0	23	(木)	2.5	2.0				
8	(水)	2.5	2.0	24	(金)	2.5	2.0				
9	(木)	2.5	2.0	25	(土)						
10	(金)	2.5	2.0	26	(日)						
11	(土)			27	(月)						
12	(日)			28	(火)	2.5	2.0				
13	(月)			29	(水)	2.5	2.0				
14	(火)	2.5	2.0	30	(木)	2.5	2.0				
15	(水)	2.5	2.0	31	(金)	2.5	2.0				
16	(木)	2.5	2.0	合計		(A) 47.5	(B) 38.0				

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 11 月 10 日 [REDACTED]氏名 阿部 敦子 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / [REDACTED] ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

1202

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 11 月分				氏 名		杉村 直紀	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(土)			17	(月)		
2	(日)			18	(火)	2.5	2.0
3	(月)			19	(水)		
4	(火)	2.5	2.0	20	(木)	2.5	2.0
5	(水)			21	(金)		
6	(木)	3.0	2.4	22	(土)		
7	(金)			23	(日)		
8	(土)			24	(月)		
9	(日)			25	(火)		
10	(月)			26	(水)		
11	(火)	3.5	2.8	27	(木)	2.5	2.0
12	(水)			28	(金)		
13	(木)	2.5	2.0	29	(土)		
14	(金)			30	(日)		
15	(土)						
16	(日)						
				合 計		(A) 19.0	(B) 15.2

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 12 月 10 日

氏名 杉村 直紀 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

1203

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 11 月分				氏 名				手島 靖			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(土)	2.5	2.0	17	(月)	2.5	2.0				
2	(日)			18	(火)						
3	(月)			19	(水)						
4	(火)			20	(木)						
5	(水)			21	(金)						
6	(木)			22	(土)	2.5	2.0				
7	(金)			23	(日)						
8	(土)	2.5	2.0	24	(月)						
9	(日)	2.5	2.0	25	(火)						
10	(月)			26	(水)						
11	(火)			27	(木)						
12	(水)			28	(金)						
13	(木)			29	(土)	2.5	2.0				
14	(金)			30	(日)						
15	(土)	2.5	2.0								
16	(日)			合計	(A)	17.5	(B)	14.0			

通勤手当 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 12 月 10 日 氏名 手島 靖

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[円] × 80/100 = 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

1204

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 11 月分				氏 名		阿部 敦子	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(土)			17	(月)		
2	(日)			18	(火)	2.5	2.0
3	(月)			19	(水)	2.5	2.0
4	(火)	2.5	2.0	20	(木)	2.5	2.0
5	(水)	2.5	2.0	21	(金)	2.5	2.0
6	(木)	2.5	2.0	22	(土)		
7	(金)	2.5	2.0	23	(日)		
8	(土)			24	(月)		
9	(日)			25	(火)	2.5	2.0
10	(月)			26	(水)	2.5	2.0
11	(火)	2.5	2.0	27	(木)	2.5	2.0
12	(水)	2.5	2.0	28	(金)	2.5	2.0
13	(木)	2.5	2.0	29	(土)		
14	(金)	2.5	2.0	30	(日)		
15	(土)						
16	(日)			合計		(A) 40.0	(B) 32.0

通勤手当		円
上記のとおり勤務したことを証明します。		議員名 河上 定弘
金	円(C)	左記金額を領収いたしました。 令和 7 年 12 月 10 日 氏名 阿部 敦子

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × 80/100 = 円

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 12 月分				氏 名		杉村 直紀	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(月)			17	(水)	2.5	2.0
2	(火)	2.5	2.0	18	(木)		
3	(水)			19	(金)		
4	(木)	2.5	2.0	20	(土)		
5	(金)			21	(日)		
6	(土)			22	(月)		
7	(日)			23	(火)	3.0	2.4
8	(月)			24	(水)		
9	(火)	2.5	2.0	25	(木)		
10	(水)			26	(金)		
11	(木)	2.5	2.0	27	(土)		
12	(金)			28	(日)		
13	(土)			29	(月)		
14	(日)			30	(火)		
15	(月)			31	(水)		
16	(火)	2.5	2.0	合計	(A)	18.0	(B) 14.4

通勤手当 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 1 月 9 日 氏名 杉村 直紀

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[円] × 80/100 = 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 12 月分				氏 名		手島 靖	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(月)			17	(水)		
2	(火)			18	(木)		
3	(水)			19	(金)		
4	(木)			20	(土)	2.5	2.0
5	(金)			21	(日)		
6	(土)			22	(月)	3.0	2.4
7	(日)			23	(火)		
8	(月)	3.0	2.4	24	(水)		
9	(火)			25	(木)		
10	(水)			26	(金)		
11	(木)			27	(土)	2.5	2.0
12	(金)			28	(日)		
13	(土)	2.5	2.0	29	(月)		
14	(日)			30	(火)		
15	(月)	2.5	2.0	31	(水)		
16	(火)			合 計		(A) 16.0	(B) 12.8

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 1 月 9 日 [REDACTED]氏名 手島 靖 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / [REDACTED] ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 7 年 12 月分				氏 名		阿部 敦子	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(月)			17	(水)	2.5	2.0
2	(火)	2.5	2.0	18	(木)	2.5	2.0
3	(水)	2.5	2.0	19	(金)	2.5	2.0
4	(木)	2.5	2.0	20	(土)		
5	(金)	2.5	2.0	21	(日)		
6	(土)			22	(月)		
7	(日)			23	(火)	2.5	2.0
8	(月)			24	(水)	2.5	2.0
9	(火)	2.5	2.0	25	(木)	2.5	2.0
10	(水)	2.5	2.0	26	(金)	2.5	2.0
11	(木)	2.5	2.0	27	(土)		
12	(金)	2.5	2.0	28	(日)		
13	(土)			29	(月)		
14	(日)			30	(火)		
15	(月)			31	(水)		
16	(火)	2.5	2.0	合 計		(A) 40.0	(B) 32.0

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 1 月 9 日 [REDACTED]氏名 阿部 敦子 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / [REDACTED] ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 8 年 1 月分				氏 名		杉村 直紀	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(木)			17	(土)		
2	(金)			18	(日)		
3	(土)			19	(月)		
4	(日)			20	(火)	3.0	2.4
5	(月)			21	(水)		
6	(火)	1.0	0.8	22	(木)		
7	(水)			23	(金)		
8	(木)			24	(土)		
9	(金)			25	(日)		
10	(土)			26	(月)		
11	(日)			27	(火)		
12	(月)			28	(水)		
13	(火)	3.0	2.4	29	(木)		
14	(水)			30	(金)		
15	(木)	3.0	2.4	31	(土)		
16	(金)	3.0	2.4	合計	(A)	13.0	(B) 10.4

通勤手当

円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

河上 定弘

金

円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 2 月 10 日

氏名

杉村 直紀

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × 80/100 = 円

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 8 年 1 月分				氏 名				手島 靖			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(木)			17	(土)	3.0	2.4				
2	(金)			18	(日)						
3	(土)			19	(月)						
4	(日)			20	(火)						
5	(月)			21	(水)						
6	(火)			22	(木)						
7	(水)			23	(金)						
8	(木)			24	(土)	2.5	2.0				
9	(金)			25	(日)						
10	(土)	2.5	2.0	26	(月)	2.5	2.0				
11	(日)			27	(火)						
12	(月)	2.5	2.0	28	(水)						
13	(火)			29	(木)						
14	(水)			30	(金)						
15	(木)			31	(土)	3.0	2.4				
16	(金)			合計	(A)	16.0	(B) 12.8				

通勤手当 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 2 月 10 日 氏名 手島 靖

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[円] × 80/100 = 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 8 年 1 月分				氏 名				阿部 敦子			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(木)			17	(土)						
2	(金)			18	(日)						
3	(土)			19	(月)						
4	(日)			20	(火)	2.5	2.0				
5	(月)			21	(水)	2.5	2.0				
6	(火)			22	(木)	2.5	2.0				
7	(水)	2.5	2.0	23	(金)	5.0	4.0				
8	(木)	2.5	2.0	24	(土)						
9	(金)	2.5	2.0	25	(日)						
10	(土)			26	(月)						
11	(日)			27	(火)						
12	(月)			28	(水)						
13	(火)	2.5	2.0	29	(木)						
14	(水)	2.5	2.0	30	(金)						
15	(木)	2.5	2.0	31	(土)						
16	(金)	2.5	2.0	合計		(A) 30.0	(B) 24.0				

通勤手当		円	
上記のとおり勤務したことを証明します。		議員名	河上 定弘
金	円(C)	左記金額を領収いたしました。 令和 8 年 2 月 10 日 氏名 阿部 敦子	

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × 80/100 = 円

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 8 年 2 月分				氏 名				杉村 直紀			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(日)			17	(火)	3.0	2.4				
2	(月)			18	(水)						
3	(火)	2.5	2.0	19	(木)						
4	(水)			20	(金)						
5	(木)	3.0	2.4	21	(土)						
6	(金)			22	(日)						
7	(土)			23	(月)						
8	(日)			24	(火)	2.5	2.0				
9	(月)			25	(水)						
10	(火)			26	(木)	3.0	2.4				
11	(水)			27	(金)						
12	(木)	2.5	2.0	28	(土)						
13	(金)										
14	(土)										
15	(日)										
16	(月)			合計		(A) 16.5	(B) 13.2				

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 3 月 10 日

氏名 杉村 直紀 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 8 年 2 月分				氏 名				手島 靖			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(日)			17	(火)						
2	(月)			18	(水)						
3	(火)			19	(木)						
4	(水)			20	(金)						
5	(木)			21	(土)	3.0	2.4				
6	(金)			22	(日)						
7	(土)	2.5	2.0	23	(月)						
8	(日)			24	(火)						
9	(月)			25	(水)						
10	(火)			26	(木)						
11	(水)			27	(金)						
12	(木)			28	(土)	2.5	2.0				
13	(金)										
14	(土)	2.5	2.0								
15	(日)										
16	(月)	2.5	2.0	合計	(A)	13.0	(B)	10.4			

通勤手当 [] 円

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 []

金 [] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 3 月 10 日 []

氏名 手島 靖 []

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[] 円 × 80/100 = [] 円

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[] 円 × / ※ = [] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 8 年 2 月分				氏 名				阿部 敦子			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(日)			17	(火)	2.5	2.0				
2	(月)			18	(水)	2.5	2.0				
3	(火)			19	(木)	2.5	2.0				
4	(水)	2.5	2.0	20	(金)	2.5	2.0				
5	(木)			21	(土)						
6	(金)			22	(日)						
7	(土)			23	(月)						
8	(日)			24	(火)	2.5	2.0				
9	(月)			25	(水)	2.5	2.0				
10	(火)	2.5	2.0	26	(木)	2.5	2.0				
11	(水)			27	(金)	2.5	2.0				
12	(木)	2.5	2.0	28	(土)						
13	(金)	2.5	2.0								
14	(土)										
15	(日)										
16	(月)			合計	(A)	30.0	(B) 24.0				

通勤手当 [] 円

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 []

金 [] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 3 月 10 日 []

氏名 阿部 敦子 []

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[[] 円] × 80/100 = [] 円

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[[] 円] × [] / ※ = [] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 8 年 3 月分				氏 名		杉村 直紀	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(日)			17	(火)	3.0	2.4
2	(月)	2.5	2.0	18	(水)	2.5	2.0
3	(火)	3.0	2.4	19	(木)		
4	(水)			20	(金)		
5	(木)	3.0	2.4	21	(土)		
6	(金)			22	(日)		
7	(土)			23	(月)	2.5	2.0
8	(日)			24	(火)		
9	(月)			25	(水)		
10	(火)	3.0	2.4	26	(木)	2.0	1.6
11	(水)			27	(金)		
12	(木)			28	(土)		
13	(金)			29	(日)		
14	(土)			30	(月)		
15	(日)			31	(火)		
16	(月)			合計	(A)	21.5	(B) 17.2

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 4 月 10 日 [REDACTED]氏名 杉村 直紀 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 8 年 3 月分				氏 名				手島 靖			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数				
1	(日)			17	(火)						
2	(月)			18	(水)						
3	(火)			19	(木)						
4	(水)			20	(金)						
5	(木)			21	(土)						
6	(金)			22	(日)						
7	(土)	2.5	2.0	23	(月)						
8	(日)			24	(火)						
9	(月)	3.0	2.4	25	(水)						
10	(火)			26	(木)						
11	(水)			27	(金)						
12	(木)			28	(土)						
13	(金)			29	(日)	2.5	2.0				
14	(土)	2.5	2.0	30	(月)	2.5	2.0				
15	(日)			31	(火)						
16	(月)	2.5	2.0	合計		(A) 15.5	(B) 12.4				

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 4 月 10 日 [REDACTED]氏名 手島 靖 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

河上定弘 議員事務所

令和 8 年 3 月分				氏 名		阿部 敦子	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	(日)			17	(火)	2.5	2.0
2	(月)			18	(水)	2.5	2.0
3	(火)	2.5	2.0	19	(木)	2.5	2.0
4	(水)	2.5	2.0	20	(金)		
5	(木)	2.5	2.0	21	(土)		
6	(金)	2.5	2.0	22	(日)		
7	(土)			23	(月)		
8	(日)			24	(火)	2.5	2.0
9	(月)			25	(水)	2.5	2.0
10	(火)	2.5	2.0	26	(木)	2.5	2.0
11	(水)	2.5	2.0	27	(金)	2.5	2.0
12	(木)	2.5	2.0	28	(土)		
13	(金)	2.5	2.0	29	(日)		
14	(土)			30	(月)		
15	(日)			31	(火)	2.5	2.0
16	(月)			合 計		(A) 40.0	(B) 32.0

通勤手当 [REDACTED] 円上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 河上 定弘 [REDACTED]金 [REDACTED] 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 4 月 10 日

氏名 阿部 敦子 [REDACTED]

[政務活動費充当計算]

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × 80/100 = [REDACTED] 円☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合総支給額(C)[[REDACTED] 円] × [REDACTED] / [REDACTED] ※ = [REDACTED] 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

401

保険料領収証

領収証番号	1FBK2594
証券番号	



保険契約者 (または集金者)	河上 定弘 様		
保険の種類	火災		
保険期間 (変更保険期間)	令和 5 年 5 月 9 日 から 令和 8 年 5 月 9 日 まで	保険料	¥44,930
分割払	回払 年度	回目	団体扱 集団扱 月分
保険の対象	申込書または契約内容変更依頼書記載のとおり		
備考			
東京都新宿区新宿 26-1 損害保険ジャパン株式会社		上記保険料を領収いたしました。 領収日 令和 5 年 5 月 8 日	
連絡先 株式会社 プラスサポート 鳥取県米子市道築町2丁目218-1 0859-34-5870		印紙税申告納付につき郵政 税務署承認済	

$$44,930 \times (365 / 1097 \text{日}) \times 80\% = 11,959$$

- 保険契約者(または集金者)・保険料・領収日を訂正したもの、社印のないものは無効となりますのでご注意ください。

※モノクロ印刷の場合、社印は黒となりますが有効です。

- 保険証券(または保険契約継続証)が1ヶ月以上経過しましても届かない場合は、お手数をおかけいたしますが、下記の損保ジャパンカスタマーセンターまでご照会くださいますようお願い申し上げます。

※なお、次の場合は保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

- ・地震保険を自動継続され、満期のご案内の際に「地震保険継続証」のハガキをお届けしている場合
- ・ご契約内容の変更手続きをされ、「変更手続き完了のお知らせ」をお届けしている場合など

損保ジャパン カスタマーセンター

0120-888-089

<受付時間> 平 日:午前9時~午後8時

土日祝日:午前9時~午後5時 (12月31日~1月3日は休業)

ご照会に際しましては、上段の 領収証番号 ・ 保険の種類 ・ 保険始期 ・ 連絡先 をご連絡ください。

今後とも、損保ジャパンをお引き立てくださいますようよろしくお願い申し上げます。

日本海政経懇話会2025年 会員特典

① 日本海新聞主催イベントへの優待及び割引制度

日本海新聞が2025年に開催するイベントの優待、または入場料を会員様限定で割引します。優待・割引制度に関してはその都度ご案内いたします。イベントにより対象外もありますので、ご了承ください。

② 日本海新聞旅行部が提供する企画旅行を5%割引

日本海新聞旅行部が企画、販売する旅行代金を会員様限定で5%割引します。同伴のご家族の方も対象に含みます。

定例会と特別例会への出席

各界で活躍する著名な講師を迎え、東・中・西部の各会場で開催する年に6回の定例会、特別例会に出席できます。会員はどの会場でも参加可能です。

例会参加特典として、講師との ①食事会(若干名、希望者多数の場合は抽選) ②名刺交換会 ③サイン本を抽選でプレゼントします。

※講師によっては実施できない場合もあります。

会員向け専用ホームページ

例会の開催案内や講演のアーカイブ視聴などの情報を提供します。
※講師によりアーカイブ視聴配信不可、視聴期間が限定される場合もございます。
あらかじめご了承ください。



日本海政経懇話会規定

第1章 総則

第1条 本会は日本海政経懇話会と称する。

第2条 本会は中央との緊密な交流を図り、地域開発を促進する。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1、中央の政治、経済、文化情勢を速やかに知るとともに、山陰の政治、経済、文化情勢を中央に反映させるため、

例会を開催するほか、これらの情報、資料を収集する。

2、その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会の事務局は鳥取市富安2丁目137、新日本海新聞社鳥取本社内におく。また会の運営を円滑に行うため地区事務局をおくことができる。

第5条 本会の例会など一切の企画、運営は新日本海新聞社が行う。

第2章 会員

第6条 本会を組織し、維持するために会員をおく。

第7条 本会の趣旨に賛同し会員になろうとするものは、所定の申込書をもって本会に申し込むものとする。

第8条 会員の権利、義務は、会費を納付した時から発生する。

第9条 入会期間は1ヵ年(1月～12月)を単位とし、名義変更は届け出によって何時でもできる。

第10条 本会を脱会しようとする時は、脱会届出書を事務局に提出しなければならない。届け出のない会員は自動的に会員の資格を継続する。

第11条 会員が本会の運営を妨げるなど名誉を毀損する行為をした場合、事務局はその会員を除名することができる。(会費は返却しない)

第3章 会費

第12条 会費は年額55,000円(消費税込)とする。

第13条 会費の納入は原則として前納とし、入金後の返金はしない。

第14条 会員は原則として会費以外の経費分担をしない。

第4章 支部

第15条 本会に支部を組織する。支部は原則として1地区の会員100人以上を単位として組織する。

第16条 例会は原則として支部単位に開催する。

第5章 役員

第17条 本会の運営を円滑に行うため次の役員と職員をおく。

1、代表世話人 1名 2、事務局長 1名 3、地区事務局長 1地区1名

第18条 代表世話人は新日本海新聞社代表取締役社長とする。事務局長は代表世話人が任命する。

第19条 役員の任期は別に定めない。

第20条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

日本海政経懇話会事務局

東部支部

新日本海新聞社本社
営業局事業部内
〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地
TEL.0857-21-2885 FAX.0857-21-2891
E-mail: seikeikon@nnn.co.jp

但馬支社
〒669-6701 兵庫県美方郡新温泉町芦屋155-1
TEL.0796-82-4541 FAX.0796-82-4544
E-mail: tajima@nnn.co.jp

中部支部

新日本海新聞社中部本社
営業部事業課内
〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地
TEL.0858-26-8340 FAX.0858-26-8310
E-mail: k-seikeikon@nnn.co.jp

西部支部

新日本海新聞社西部本社
営業局事業課内
〒683-8520 米子市西三柳3060番地
TEL.0859-34-8813 FAX.0859-34-8817
E-mail: s-seikeikon@nnn.co.jp

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

402

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0306005 受付日時 2025年03月06日 08時58分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行
支店名 米子支店
預金種類 普通
口座番号 2325170
受取人名 加計 妙子様
金額 55,000円
引落合計金額 55,000円（手数料0円）
日付 指定日 03月06日
取引区分 振込
振込依頼人名 加計 妙子様

B7. 4～12月分

$$55,000 \times (9/12) \times 100\% = 41,250$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

403

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0326003 受付日時 2025年03月26日 11時03分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 曾生通出張所

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社〇〇〇〇(1)

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 03月26日

取引区分 振込

振込依頼人名 株式会社〇〇〇〇

$$54,400 \times 80\% = 43,520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

領収証

No.

河上定弘 様

R7年3月27日

金額

¥20000 -

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

/

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

/

但

☒

車使用代として

☐

飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

現金・カード・()

〒683-0804 米子市米原1丁目1番38号

石田自動車商会

石田和弘

登録番号 T9810556479950

登録番号

#HISA00#787

$$20000 \times 50\% = 10000$$

河上 定弘 様

GMOとくとくBB

GMOインターネット株式会社

☎ 150-8512

東京都渋谷区桜丘町26番

「電話番号」0570-045-109

[FAX番号] 03-5456-2556

[E-mail] info@qmobbb.jp

[URL] <https://gmobb.jp/support/>

御請求膏

請求書発行日 2025年08月18日

請求年月 2025年04月

【お客様番号】		今回請求額	¥836
【請求番号】	052504014159310	お支払期日	2025年04月25日
		振込先銀行	*****
		振込先支店	*****
		口座番号	*****
		口座名義	*****

紅樓夢

※当請求書における消費税率等の判定は取引日を基準にしております。

※お支払い方法が「クレジットカード」の場合、お支払い日は各クレジットカード会社のお引き落とし日に準じます。

※お支払い方法が「口座振替」の場合、お引き落とし予定日は毎月27日です。（金融機関休業日の場合は翌営業日となります）

※同一請求月において、請求書が複数に分かれて発行される場合がございます。

※インボイス制度適用前に作成されたご請求書においては、表記が一部空欄となります。ご了承ください。

※KDDI各種サービスご利用分（オプション料金）の適格請求書につきましてはKDDI株式会社にてご確認ください。

※GMOひかりテレビ視聴サービス利用料の適格請求書につきましてはスカパーJSAT株式会社にてご確認ください。

※GMOとくときBBのサービスは各種規約(<https://gmobb.jp/agreement/>)に基づいて提供しております。必ずご確認ください。

2025年1月1日をもって、当サ・ピスは吸収分割により「GMOインターネットグループ株式会社」から「GMOインターネット株式会社」へ承継されました。

2024年以前の「GMOインターネットグループ株式会社」との取引が当請求書に含まれている場合は、以下の請求者情報をご参照ください。

ご利用内容の小計 (A+B+C)			請求小計 (A)	836
税率	税込金額	消費税額	割引小計 (B)	0
10%	836	76	クーポン利用 (C)	0
			デビット・ポイント利用 (D) [※]	0
			税込金額 (A+B+C)	836
			今回請求額 (A+B+C+D)	836

[illegible]

請求履歴



返金履歴



入金履歴



お支払い方法



ご入金の履歴をご確認いただけます

2025年

入金日

入金方法

入金額

2025/08/05

クレジットカード

836円

2025/07/03

クレジットカード

836円

2025/06/05

クレジットカード

836円

2025/05/07

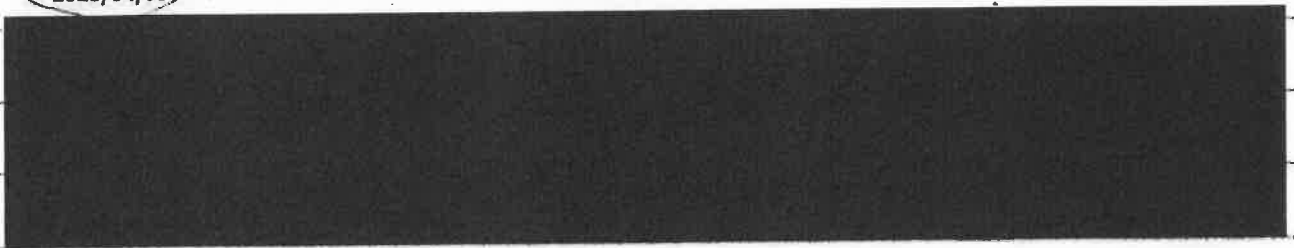
クレジットカード

836円

2025/04/03

クレジットカード

836円



ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

$$836 \times 80\% = 668$$

2025年



表示

🔍 ご利用中のサービス



¥ 請求・お支払い



👤 お客さま情報



🗨️ よくあるご質問・サポート



※ 当ウェブサイト上に掲載されている「ドコモ光」は株式会社NTTドコモの商標です。

※ 当ウェブサイト上に掲載されている「v6プラス」は、株式会社JPIXの商標です。

※ 当ウェブサイト上に掲載されている「クロスパス」はアルテリア・ネットワークス株式会社の商標です。



領 収 書

Receipt

領収年月日
金額

2025.-4.-7

登録番号: T1120001059675

¥2,890 (消費税等込み)

税 10%

河上 定弘

様

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類

(50075 2枚)

西日本旅客鉄道株式会社

米子駅MK1発行

60076-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領 収 書

Receipt

領収年月日
金額

2025.-4.-7

登録番号: T1120001059675

¥2,890 (消費税等込み)

税 10%

河上 定弘

様

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類

(30395 2枚)

西日本旅客鉄道株式会社

鳥取駅MK2発行

40396-02

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

$$5780 \times 100\% = 5780$$

No: 0000010399-3
表示日(DATE): 2025/04/11

領収書
RECEIPT



宛名 安田由毅
RECIEVED FROM

様

金額 30,000円 YEN
PAYMENT AMOUNT

税込
TAX INCLUDED

公益社団法人 2025年
日本国際博覧会協会
(登録番号 T9120005020700)

購入情報
SERVICE DESCRIPTION

博覧会開催期間 EVENT DATE (2025/4/13 - 2025/10/13)

購入番号 EVENT DATE : 0043320250410811409300006
購入日時 DATE OF PURCHASE : 2025/04/10 14:10
チケット枚数 NUMBER OF TICKETS : 6枚
支払い方法 METHOD OF PAYMENT : クレジットカード

チケットの種類 TICKET TYPE	年齢区分 AGE CATEGORY	枚数 NUMBER OF TICKETS	単価 UNIT PRICE	小計 SUB TOTAL
前期券 First-Half Period Ticket	大人 (満18歳以上) Adult (aged 18 and older)	6	5,000円 YEN	30,000円 YEN

支払金額内訳
BREAK DOWN OF THE TOTAL AMOUNT

小計 SUB TOTAL : 30,000円 YEN
割引額 DISCOUNT AMOUNT : - 0円 YEN
合計 TOTAL AMOUNT : 30,000円 YEN (10%税込 TAX INCLUDED)

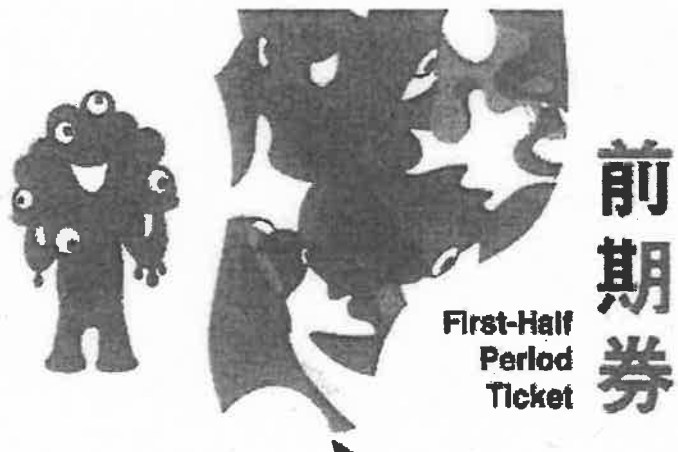
30,000 円 / 6 人で按分 = 1 人 5,000 円

(鹿島・東田・入江・河上・山本・安田)

$$5000 \times 100\% = 5000$$

407

407



前期券

大人（満18歳以上）

チケットID：P7N6ZGZBPP



前期券



領収書

Booking.com <noreply-payments@booking.com>
返信先: "Booking.com" <noreply-payments@booking.com>
To: [REDACTED]

2025年4月11日 22:04

408

領収書

お客様の詳細

氏名 Akiko Yamamoto

住所

メール

決済日 2025年4月11日

予約詳細

予約番号 4636358567

宿泊施設名 Y's HOTEL Shin Osaka

所在地 Yodogawa-ku Nishinakajima 7-12-2
Osaka, Japan
532-0011

チェックイン 2025年5月12日月曜日

チェックアウト 2025年5月13日火曜日

2025年4月11日に支払った額 ¥51,262

この領収書は自動発行されたものです
こちらは決済を証明するためのものであり、付加価値税 (VAT) の還付目的には使用できません。
こちらは正式な明細書ではありませんので、ご注意ください
税金関連の手続きに必要な有効な明細書を発行できるのは宿泊施設のみとなります

Booking.com

Oosterdoksade 163
1011 DL Amsterdam
オランダ

Copyright © 1996–2025 Booking.com. All rights reserved.

Booking.com経由で予約した宿泊施設に連絡することにより、弊社プライバシーポリシーの通信内容の処理に関する条項に同意するものとします。

5月12日宿泊代金
合計51,262円

(各議員負担額)

安田議員	8,544円
鹿島議員	8,544円
入江議員	8,544円
東田議員	8,544円
河上議員	8,543円
山本議員	8,543円

$$8543 \times 100\% = 8543$$

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

409

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0425002 受付日時 2025年04月25日 22時54分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替
口座情報

金融機関名 三菱UFJ銀行

支店名 千代田支店

預金種類 普通

口座番号 5462649

受取人名 カサエイイチ

金額 1,500円

引落合計金額 1,665円（税込手数料165円）

日付 指定日 04月25日

取引区分 振込

振込依頼人名 カサエイイチ

$$1500 \times 100\% = 1500$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

請求書

2025年4月21日

河上定弘事務所 御中、

下記の通り請求申し上げます。

692-0017 島根県安来市下坂田町105-1

安来市場運送(有)/生田ビル

TEL:0854-22-2672 FAX:0854-23-1051

登録番号：T8280002004484

取引銀行：山陰合同銀行一皆生通支店

普通 2513623

商品名	金 額
生田ビル 電気代 (R7.3/21~4/20)	¥12,846
課税(10%)対象額	¥12,846
うち消費税相当額	¥1,168
税込合計金額	¥12,846

R7.4月分電気料金請求明細書
河上定弘事務所 様

安来市場運送(有) 生田ビル
安来市下坂田町105-1 0854-22-2872

	今月指示数	前月指示数	今月使用量	使用料金	基本料金	①+②計
電灯料金	1761	1605	156	24.99	1,140	5038.44
			0	3898.44		
			0			
			0			
電力料金	35668	35654	14	24.99	7,458	7807.86
			0	349.86		
			0			
			0			

今月請求額	¥12,846
うち消費税相当額	¥1,168

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0425003 受付日時 2025年04月25日 22時55分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通出張所

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社〇〇〇〇(1)

金額 12,846円

引落合計金額 12,846円（手数料0円）

日付 指定日 04月25日

取引区分 振込

振込依頼人名 株式会社〇〇〇〇

$$12846 \times 80\% = 10276$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨・ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0425001 受付日時 2025年04月25日 22時52分

依頼内容

引落に際し報

振込・振替
口座振替

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通出張所

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 ヤシイハツウ(1

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 04月25日

取引区分 振込

振込依頼人名 加加ミ サビロ

$$54400 \times 80\% = 43520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

$$17.211 \times 80\% = 5768$$

領収証

No.

河上定弘様

R7年4月28日

金額

¥20000-

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

但

☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

車検代と12

上記正に領収いたしました

現金・カード・()

〒683-0804 米子市米原1丁目1番38号

石田自動車商会

石田和弘

登録番号 T9810556479950

登録番号

HISAGO #787

$$20,000 \times 50\% = 10,000$$

414

2025 年 4 月分

領 収 証

登録番号 T7-2700-0200-6359

河上 定弘 様

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額	領 収 印
日本海新聞 (8%対象3,056円)	1	3,300 消費税244円)	
合計金額		¥3,300	

4 月 30 日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有) タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7

☎ 32-6041

FAX 32-6051

$$3300 \times 100\% = 3300$$

領 収 書	
河上 弘 様	2025年 5 月 / 日
¥10,800 - 円	消費税10%対象 (98/14)
但し、 大阪・神戸線乗車券代	
上記金額領収致しました。	
登録番号 T3270001000564	
日本交通株式会社 米子営業所	
米子市目久美町55番地 TEL (0859) 33-9111	

5/12・5/13 米子～大阪 往復.

$$10,800 \times 100\% = 10,800$$

タニタニ
タニタニ
タニタニ
タニタニ

[URL] <https://qmobbb.jp/support/>

請求年月 2025年05月

請求履歴



返金履歴



入金履歴



お支払い方法



ご入金の履歴をご確認いただけます

2025年

入金日

入金方法

入金額

2025/08/05

クレジットカード

836円

2025/07/03

クレジットカード

836円

2025/06/05

クレジットカード

836円

2025/05/07

クレジットカード

836円

2025/04/03

クレジットカード

836円

ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

$$836 \times 80\% = 668$$

2025年



表示

ご利用中のサービス



請求・お支払い



お客さま情報



よくあるご質問・サポート



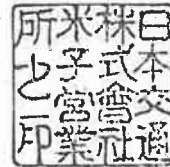
※当ウェブサイト上に掲載されている「ドコモ光」は株式会社NTTドコモの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「v6プラス」は、株式会社JPIXの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「クロスパス」はアルテリア・ネットワークス株式会社の商標です。



領 収 書	
河上 定弘	様 2025年 5月 12日
¥1,000- 円 消費税10%対象	
但し、 駐 車 場 代	として
上記金額領収致しました。	
登録番号 T3270001000564	
日本交通株式会社 米子営業所	
米子市目久美町55番地 TEL (0859) 33-9111	



$$1,000 \times 100\% = 1,000$$

506

2025年 5月 12日

乗車: 鹿島, 安田, (河上)

(大阪梅田 → ワイズホテル新大阪)

一人: $1800 \div 3 = 600$ 円

$600 \times 100\% = 600$

領収書
(交通系ICカード支払)
No. 3699
日付: 25年05月12日
車番: 1097 000
メータ運賃 ¥1,800-
合計金額 ¥1,800-
内消費税等 ¥163-
消費税率 10%
毎度ご乗車
ありがとうございます
登録番号:
T2120001159689
未来都配車センター
06-6906-0088
門真市殿島町11番6号
株式会社未来都

領 収 証

山本 暁子

様 No. 6003712

¥ 600-

但 宿泊税として

入金日 2025 年 5 月 12 日 上記正に領収いたしました

ワイズ

収 入
印 紙

内訳

現金

税抜金額

消費税額等 (1 %)

登録番号: T1013301039408

ワイズホテル新大阪

大阪市淀川区西中島7丁目12-2

TEL 06-6305-5572

FAX 06-6305-5572

新大阪ワイズホテル

$$100 \times 100\% = 100$$

5月12日大阪府宿泊税
合計600円

(各議員負担額)

安田議員	100円
鹿島議員	100円
入江議員	100円
東田議員	100円
河上議員	100円
山本議員	100円

508

クレジットカード売上票
(お客様控)

加盟店名 大阪阪神タクシー
TEL 06-6996-3233
車両番号 1804
ご利用日 2025/05/13 08:37
端末番号 3010903617358

カード会社
カード番号

有効期限 / 取引内容 / 支払区分
XX/XX / 売上 / 一括
伝票番号 / 処理通番 / 承認番号
00713 / 842381 / 632921

商品区分 0910

計 9440円

ARCOO ATC95 No00
a0000000031010

CL

JAPAN TAXI

領収書

2025年 05月 13日

車両番号 0008

運賃 ¥8550円

立替金 ¥890円

合計 ¥9440円

(適用税率 10%)

大阪阪神タクシー株式会社

守口市東郷通3-8-18

TEL 06-6996-3233

登録番号:T41200J1155447

新大阪 → 関西万博タクシー代金 (6人分)

$$1574 \times 100\% = 1574$$

5月13日タクシー代金
合計9,440円

(各議員負担額)

安田議員	1,573円
鹿島議員	1,573円
入江議員	1,573円
東田議員	1,573円
河上議員	1,574円
山本議員	1,574円

請 求 書

2025年5月20日

河上定弘事務所 御中

下記の通り請求申し上げます。

692-0017 島根県安来市下坂田町105-1

安来市場運送(有)/生田ビル

TEL:0854-22-2672 FAX:0854-23-1051

登録番号: T8280002004484

取引銀行：山陰合同銀行 皆生通支店

普通 2513623

商品名	金 額
生田ビル 電気代 (R7.4/21~5/20)	¥13,878
課税(10%)対象額	¥13,878
うち消費税相当額	¥1,262
税込合計金額	¥13,878

R7.5月分電気料金請求明細書
河上定弘事務所 様

安来市場運送(有) 生田ビル
安来市下坂田町105-1 0854-22-2672

	今月指示数	前月指示数	今月使用量	使用料金	基本料金	①+②計
電灯料金	1911	1761	150	34.74	1,140	6351
			0			
			0	5211		
			0			
電力料金	35670	35668	2	34.74	7,458	7527.48
			0			
			0	69.48		
			0			

今月請求額	¥13,878
うち消費税相当額	¥1,262

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

509

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0522005 受付日時 2025年05月22日 17時38分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通出張所

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 杉本 伊八 かつう(1

金額 13,878円

引落合計金額 13,878円（手数料0円）

日付 指定日 05月22日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 妙子

$$13,878 \times 80\% = 11,102$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

5/0

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0522004 受付日時 2025年05月22日 17時37分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 衛生通出強所

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 ヤシキイハクツツ(1

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 05月22日

取引区分 振込

振込依頼人名 加茂 ユキコ

$$54400 \times 80\% = 43520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

511

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2025年 5月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分			
7,933	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 4月 1日～ 4月30日 合 算	
	-1,290	光はじめ割 2026年09月より前の解約は解約金がかかります (左記満了月で提供終了) 合 算	
	500	ひかり電話 (基本料) 4月 1日～ 4月30日 電話番号は0859-36-8522 合 算	
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料 4月 1日～ 4月30日 合 算	
	1,000	ボイスワープ使用料 4月 1日～ 4月30日 合 算	
	400	複数チャネル使用料 4月 1日～ 4月30日 合 算	
	100	追加番号使用料 4月 1日～ 4月30日 合 算	
	64	ひかり電話 (通話料) 4月 1日～ 4月30日 合 算	
	432	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 4月 1日～ 4月30日 合 算	
	6	ユニバーサルサービス料他 4月 1日～ 4月30日 2番号分 合 算	
	150	発行手数料 本請求書の発行にかかわる各種費用になります。 合 算	
	50	収納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。 合 算	
	721	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	7,933	合計	

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
河上 定弘 様

お客様番号

2025年 5月ご請求分

金額(円)

¥7,933-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

25 5 26

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、おまわく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M20021221001 02936 02917 00 K

$$7933 \times 80\% = 6346$$

領収証

No.

河上 定弘 様

R7年 5月29日

金額	¥20000-
----	---------

内	8%(税込・税抜)金額	消費税額等
		/
	10%(税込・税抜)金額	消費税額等
		/
現金・カード・()		

但 ☒☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

車使用代として

上記正に領収いたしました



〒683-0804 米子市米原1丁目1番38号

石田自動車商会

石田 和 弘

登録番号 T9810556479950

登録番号



HISAGO #787

$$20000 \times 50\% = 10000$$

513

領 収 証 2025 年 5 月分
河上 定弘 様 登録番号 T7-2700-0200-6359

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額	領 収 印
日本海新聞 (8%対象3,056円)	1	3,300 消費税244円)	
合計金額		¥3,300	

5 月30日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有)タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7

☎ 32-6041

FAX 32-6051

$$3,300 \times 100\% = 3,300$$

東京タニタック
印刷株式会社

[URL] <https://gmobb.jp/support/>

請求年月 2025年06月

2024年以前の「GMOインターネット株式会社」との取引が当請求書に含まれている場合は、以下の請求者情報をご参照ください。

請求履歴



返金履歴



入金履歴



お支払い方法



ご入金の履歴をご確認いただけます

2025年

入金日

入金方法

入金額

2025/08/05

クレジットカード

836円

2025/07/03

クレジットカード

836円

2025/06/05

クレジットカード

836円

2025/05/07

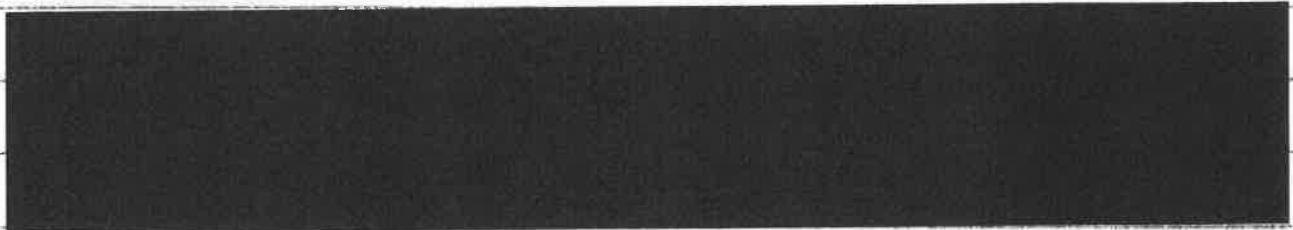
クレジットカード

836円

2025/04/03

クレジットカード

836円



ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

2025年



表示

$$836 \times 80\% = 668$$

ご利用中のサービス



請求・お支払い



お客さま情報



よくあるご質問・サポート



※当ウェブサイト上に掲載されている「ドコモ光」は株式会社NTTドコモの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「v6プラス」は、株式会社JPIXの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「クロスパス」はアルテリア・ネットワークス株式会社の商標です。



604

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 6月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご 求 内 訳

(お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 8,100	5,400 -1,290 500 400 1,000 400 100 152 496 6 150 50 736	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 光はじめ割 ひかり電話（基本料） ナンバーディスプレイ使用料 ボイスワープ使用料 複数チャネル使用料 追加番号使用料 ひかり電話（通話料） ひかり電話（携帯電話等への通話料） ユニバーサルサービス料他 発行手数料 収納手数料 消費税等相当額（合計）	[本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。] 5月 1日～ 5月31日 2026年09月より前の解約は解約金 がかかります（左記満了月で提供終了） 5月 1日～ 5月31日 電話番号 は0859-36-8522 5月 1日～ 5月31日 5月 1日～ 5月31日 5月 1日～ 5月31日 5月 1日～ 5月31日 5月 1日～ 5月31日 5月 1日～ 5月31日 5月 1日～ 5月31日 2番号分 のご請求となります。 本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 合算表示の料金合計×10%
◇合計 8,100	8,100	合計	合 算

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
河上 定弘

お客様番号

2025年 6月ご請求分

金額(円)

¥8.100-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 日

5.6.21

収入印紙貼付欄

・(金融機関・CVS用)→お客様

$$8100 \times 80\% = 6480$$

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円（税込）が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（N T T東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

605

河上定弘事務所 御中

692-0017島根県安来市下坂田町105-1

安来市場運送(有)生田ビル

TEL:0854-22-2672 FAX: 0854-23-1051

登録番号：T8280002004484

取引銀行：山陰合同銀行 皆牛通支店

普通 2513623

税込合計金額	¥14,573
---------------	----------------

安来市場運送(有) 生田ビル
安来市下坂田町105-1 0854-22-2672

	今月指示数	前月指示数	今月使用量	使用料金	基本料金	①+②計
電灯料金	2069	1911	158	34.94	1,140	6660.52
			0	5520.52		
			0			
			0			
電力料金	35683	35670	13	34.94	7,458	7912.22
			0	454.22		
			0			
			0			

¥14,573

うち消費税相当額 ￥1,325

ホーム

残高・照会

振込・振替・
払込

定期・積立

外貨

ローン

各種お申込・
手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

605

依頼状況

受付番号 0625002 受付日時 2025年06月25日 08時53分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 富生通出張所

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社サカキ

金額 14,573円

引落合計金額 14,573円（手数料0円）

日付 指定日 06月25日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 サチ子

$$14573 \times 80\% = 11658$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ホーム

残高・照会

振込・振替・
払込

定期・積立

外貨

ローン

各種お申込・
手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

606

依頼状況

受付番号 0625001 受付日時 2025年06月25日 08時52分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 衛生通出張所

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社ササキ(1)

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 06月25日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 サチコ

$$54,400 \times 80\% = 43,520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

領収証

No.

河上定弘様

R7年6月25日

金額

¥20000

内

8%(税込・税抜)金額

消費税額等

/

10%(税込・税抜)金額

消費税額等

/

但

☒☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

車使用代と12

上記正に領収いたしました

現金・カード・()

〒683-0804 米子市米原1丁目1番38号

石田自動車商会

石田和弘

登録番号 T9810556479950

登録番号

#HISAGO #787

$$20,000 \times 50\% = 10,000$$

請 求 書

鳥取県議会議員 河上 定弘 様

請求金額 (税込10%) 1, 500円
(うち消費税額 136円)

品 名	令和7年度 鳥取県教育関係職員録
数 量	1冊
単 価	1, 500円
金額 (税込)	1, 500円

上記のとおり請求します。

令和7年6月27日

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人
鳥取県教育関係職員互助会
理事長 足羽 英樹
(登録番号T3270005000395)



E-126-12

領 収 書

鳥取県議会議員 河上 定弘 様

領収金額 (税込10%) 1, 500円
(うち消費税額 136円)

品 名	令和7年度 鳥取県教育関係職員録
数 量	1冊
単 価	1, 500円
金額 (税込)	1, 500円

上記のとおり領収しました。

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会
理事長 足羽 英樹
(登録番号T3270005000395)

領収日付印



E-126-12

$$1,500 \times 100\% = 1,500$$

609

領 収 証

2025 年 6 月分
登録番号 T7-2700-0200-8359

河上 定弘 様

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額	領 収 印
日本海新聞 (8%対象3,056円)	1	3,300 消費税244円)	
合計金額		¥3,300	

6 月30日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有)タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7 ☎ 32-6041
FAX 32-6051

$$3,300 \times 100\% = 3,300$$

県議会だより「架け橋」第5号 按分率の根拠

- ・印刷面の面積(A4 両面)

$$193 \text{ mm} \times 280 \text{ mm} \times 2 = 108,080 \text{ mm}^2$$

- ・他の用務に係る部分の面積

SNS+現職+プロフィール+イラスト

$$193 \text{ mm} \times 30 \text{ mm} = 5,790 \text{ mm}^2$$

- ・政務活動に係る部分の面積

$$108,080 \text{ mm}^2 - 5,790 \text{ mm}^2 = 102,290 \text{ mm}^2$$

- ・按分率

$$102,290 \div 108,080 = 0.946\cdots \div 0.94 (\text{小数第3位以下切捨})$$

よって **94%** となります。

701

お客様コードNo XXXXXXXXXX

請 求 書

No. 32605

683-0802

7 年 4 月 25 日

鳥取県米子市東福原4-20-7
生田ビル303



〒683-0103 鳥取県米子市富益町82-9
Tel(0859)25-1222
Fax(0859)25-1333
登録番号 T2270001003535

代表取締役 手島 光

河上定弘 様

取引銀行 鳥取銀行 旗ヶ崎支店 (当)2476731 山陰合同銀行 境港支店 (普)2312382
島根銀行 米子支店 (普)0263565 米子信用金庫 弓ヶ浜支店 (普)0077406

担当： 事務所

下記の通りご請求申し上げます。

TEL0859-36-8522 FAX0859-36-8533

品 番 ・ 品 名			数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
県議会だより 架け橋 第5号 4/1c			15,000	枚		145,000	
					消費税等	14,500	
税 率	課税対象額	消費税等					
10.0	¥145,000	¥14,500					
					合 計	¥159,500	内消費税等 14,500)

※明細金額：税抜きです。

摘要:

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

701

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0701005 受付日時 2025年07月01日 07時03分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 境港支店

預金種類 普通

口座番号 2312382

受取人名 か)ﾌﾟﾘﾝﾃｲﾌ

金額 159,500円

引落合計金額 159,500円（手数料0円）

日付 指定日 07月01日

取引区分 振込

振込依頼人名 か)ｶﾐ ﾔﾀﾞﾋﾛ

$$159,500 \times 94\% = 149,930$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

[illegible]



かわかみさだひろ

河上定弘

鳥取県議会議員

県議会だより「架け橋」

第5号
2025.4

河上定弘事務所

〒683-0802 米子市東福原4-20-7 生田ビル303
TEL:0859-36-8522 FAX:0859-36-8533

HP

<https://www.kawakami475.com>

E-MAIL

info@475kawakami.com

ごあいさつ

河上定弘の県議会議員活動に、常日頃よりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

春の日差しが心地よい季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。年度が変わり新しい生活を迎えられる方も多くおられると思います。皆様の日々が晴れやかでありますようお願い申し上げます。

さて、直近の議会では、防災減災の取り組みや、防災庁の拠点を鳥取県に誘致する件について、また、児童・生徒の不登校対策における県との取り組み、市町村の連携強化、フリースクールを活用した移住定住の可能性についても平井知事や足羽教育長と議論しました。

次代を担う子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整えるとともに、全ての県民の皆様の安全な暮らしの実現のため、引き続き、真摯に取り組んでまいりますので、今後とも、私の県議会議員活動にご指導・ご鞭撻賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和七年四月

鳥取県議会議員

河上定弘



委員会・政務活動

令和7年

- 1月 6日 米子市新年のつどい
- 10日 あいサポートフォーラム
- 11日 鳥取県西部歯科医師会新年祝賀会
- 12日 米子市消防出初式
- 16日 美保基地賀詞交歓会
- 18日 よなご日野郡人会新春講演会
- 18日 鳥取県薬剤師会西部支部新年祝賀会
- 23日 鳥取県議会福祉生活病院常任委員会
- 27日 鳥取県議会農業振興議員連盟とJAグループ鳥取による意見交換会
- 28日 鳥取県経済同友会西部地区新年例会
- 29日 皆生通事業振興会新年祝賀会
- 2月 8日 鳥取県選出国会議員 新春の集い
- 8日 とっとり産業未来フェス
- 22日 竹島の日記念式典
- 28日 米子松蔭高等学校卒業証書授与式
- 3月 5日 商工会地域活性化議員連盟及び自転車活用推進議員連盟合同勉強会
- 17日 鳥取県議会タスクフォース意見書提出
- 18日 鳥取県議会私学振興議員連盟勉強会
- 19日 ラーメンから食文化の伝承と食料安全保障の確立を考え地域の活性化と地方創生を目指す鳥取県議会議員連盟の勉強会
- 21日 北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟勉強会
- 21日 鳥取県議会看護問題対策研究議員連盟勉強会
- 22日 鳥取県議会防衛議員連盟勉強会
- 25日 米川土地改良区通常総代会
- 28日 鳥取県立美術館開館記念式典
- 31日 米子市功労者・善行者表彰式



鳥取県議会タスクフォース意見書提出



石破内閣総理大臣と



「竹島の日」記念式典にて



鳥取県立美術館開館記念式典にて

2月定例会

会期33日
2月20日～3月24日

■防災・減災の取り組みについて

〈防災庁の新設について〉

質問 知事は、防災省のような組織の立上げに関して、政府に提言してきたと承知しているが、防災庁の新設に関してどうお考えなのか改めて問う。

知事答弁 地方団体の共通の思いとして全国知事会議で訴えてきたように、発災時から復旧・復興に至るまで一貫して国が後見役になるという意味で、大規模災害に備えて防災省のような国としての組織が必要。

〈防災庁の拠点を鳥取県に〉

質問 鳥取県は、国難レベルの巨大災害のリスクが低く、また南海トラフ巨大地震などの大規模災害時の復旧・復興に向けて果たせる役割が大きい地域であり、防災・減災や災害時対応など全国でトップを走る取組を行っていることから、鳥取県に防災庁の新設にかかる拠点を置くことは理に適っている。国への働きかけの活動を展開することを期待するが、どうか？

知事答弁 防災庁の最終的な地方分局がどうなるかも見据えながら、国の防災上の支援拠点としての準備を進めていきたい。

■不登校対策の取り組みについて

〈不登校児童生徒への対策について〉

質問 不登校児童生徒数が小学校、中学校では11年連続増加している現状をどう認識し、令和7年度以降どう対応するのか教育長に問う。

教育長答弁 低年齢からの対応も重要。子供たちの居場所づくりのため、小学校にもサポーター教室を設置したい。また、専門的な視点から、スクールカウンセラーの滞在時間を増やすための予算確保に努めたい。

〈フリースクールの重要性について〉

質問 年々増加している不登校対策として、今後は、民間が運営する「フリースクール」の果たすべき役割が、より重要になると考えられるがどうか？

知事答弁 学校教育の場面以外で、学校と同様に子供の居場所や学び・成長の場となるフリースクールをサポートしていきたい。

〈フリースクールへの理解促進に向けて〉

質問 県認可のフリースクールにおいては、学校と併用して登校することができ、学校の出席扱いになるなどの仕組みについて、広く理解や認知が進むように取り組むことが必要だと考えるがどうか？

教育長答弁 フリースクールの情報提供が十分でないという課題認識を持っている。どのタイミングで、どう本人、保護者に伝えるかオンラインタイプな部分もあるが、信頼関係をしっかりと構築した上で、丁寧に周知することを行っていきたい。

〈フリースクールの質を高めていくための取組〉

質問 県内の認定フリースクールが昨年度の7施設から10施設まで拡大している中で、これからは、発達障がいのある児童生徒などに個別に向き合う必要が生じるなど、対応が複雑化することも懸念される。質を確保していくための対策も重要では？

知事答弁 新年度予算において、質の向上に向けての予算を計上し、よりきめ細やかな学

び、あるいは居場所づくりになるように、県としての施策を一段進めていきたい。

〈不登校対策に対する市町村の助成制度について〉

質問 不登校児童生徒が、フリースクールや教育支援センターなどに通所する場合の授業料や交通費の助成制度について、学びの機会の提供や、生徒、保護者の選択肢を増やすという意味で、全市町村で助成制度が活用できるようにすべきと考えるがどうか？

知事答弁 助成制度が活用できない基礎自治体もあるので、県内どこに住んでいても助成を受けながら子供たちが通うことができるよう進めていきたい。

〈不登校対策に対する市町村との連携について〉

質問 教育委員会、教育支援センターとフリースクールが、不登校児童生徒の学習の連続性を保つために、連携してお互いに補完できるように、定期的な意見交換や情報交換の場を設けてはどうか？

教育長答弁 関係機関との連携は必要不可欠。協議会を立ち上げているが、新年度に向けて、より三者の連携が図れるように内容を充実させていきたい。

〈移住・定住政策に向けて〉

質問 不登校対策事業の更なる充実とともに、家族のためのワーケーション環境を整備し、空き家を活用した住環境を用意するなど、総合的な視点で連続性のある施策により、県外の不登校の子どもたちとその家族が鳥取県で安心して学び、暮らせるという環境づくりは、移住・定住へ繋がる取組でもあると考えるがどうか？

知事答弁 フリースクールをはじめとした子供たちの幸せ、居場所に着目した地域おこしの可能性を県内で探っていきたい。

現職

鳥取県議会議員
鳥取県議会／福祉生活病院常任委員会 副委員長
会派／鳥取県議会自由民主党 副政務調査会長
自由民主党鳥取県支部連合会 青年局幹事長

プロフィール

昭和49年7月23日、日野郡江府町生まれ
江尾小学校、江府中学校、米子東高等学校 卒業
法政大学工学部土木工学科 卒業
東京大学大学院修士課程（社会基盤工学専攻）修了
鳥取県庁職員、システム開発会社（SE、PMとして）勤務
衆議院議員 赤沢亮正 公設秘書（秘書歴15年）
米子市在住 妻・長男・長女

河上定弘
公式LINE

河上定弘

Q検索



請求書

Page. 1

683-0802

発行年月日 2025 年 6 月 23 日

鳥取県米子市東福原4-20-7生田ビル303号

協和システム 株式会社

683-0853 鳥取県米子市西三柳3768-1

河上定弘事務所 様

TEL:0859-24-1800 FAX:0859-24-1808

振込先:山陰合同銀行 米子西支店

口座番号:(普通)2152133

登録番号:T2270001003213

担当:記事

6 月 20 日 締切	請求明細	1 枚	68301352	0006			
前回請求額	御入金額	繰越額	今回お買上額	消費税額	今回お買上総額	今回請求額	
0	0	0	24,100	2,410	26,510	26,510	
月 日	伝票No	区分	品 番	品 名	数 量	単 価	金 額
06/10	063769	11	ST				
			複合機レンタル料 4~6月分	ヶ月	3	4,000.00	12,000
06/10	063769	11	FQ-00008				
			カウンター料金 モノクロ		1,795	5.00	8,975
06/10	063769	11	FQ-00007				
			カウンター料金 カラーコピー		31	25.00	775
06/10	063769	11	FQ-00007				
			カウンター料金 カラープリント		94	25.00	2,350
				*小計			24,100
			10.00%対象 税抜金額 24,100円	消費税等		2,410円	

上記の通り御請求申し上げます。

区分(売上) 1:売上 2:返品 3:商品換引 4:伝票換引 5:その他売上

(入金) 1:現金 2:小切手 3:手形 4:振込 5:換引 6:振込 7:その他

ホーム

残高・照会

振込・振替・
払込

定期・積立

外貨

ローン

各種お申込・
手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0701002 受付日時 2025年07月01日 06時58分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子西支店

預金種類 普通

口座番号 2152133

受取人名 株式会社カ

金額 26,510円

引落合計金額 26,510円（手数料0円）

日付 指定日 07月01日

取引区分 振込

振込依頼人名 カミサキ

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

$$26510 \times 80\% = 21208$$

704

内訳書

鳥取県議会事務局 様

万博視察(22名様)



観光庁長官登録旅行業第64号
株式会社JTB

鳥取支店

鳥取県鳥取市行徳1-205 〒680-0824
TEL 0857-22-8851 (社)日本旅行業協会正会員

支店長: 河野 明百
取扱管理者: 河野 明百
担当者: XXXXXXXXXX
提出日: 令和7年6月23日

掲記のご旅行の代金を次のとおりご案内申し上げます。

● ご旅行期間

令和7年6月30日(金)～7月1日(土)

旅程: 鳥取県議会→関西万博→鳥取県議会

項目	単価	利用数	料金	消費税	備考
大型バス 往路料金	6,800	22	149,600	適用	
大型バス 復路料金	7,392	22	162,624	適用	
宿泊費	18,700	22	411,400	適用	
有料道路代 往路	392	22	8,624	適用	
有料道路代 復路	426	22	9,372	適用	
駐車場代	400	22	8,800	適用	
大阪万博入場料	6,300	22	138,600	適用	
企画料金	2,090	22	45,980	適用	
合計	42,500				

704

登録番号： T8010701012863

請求書番号： 2025-6675-00188

請求書発行日： 2025年6月23日



減価のそばに、いつも。

請求書

河上 定弘 様

2025年6月30日～2025年7月1日

【県議会議員万博視察】

株式会社JTB

鳥取支店

〒680-0824

鳥取市行徳1丁目205番地

支店長 河野 明百



毎度、当社をご利用くださいますて、誠にありがとうございます。
このたびのお取引につきましては、下記のとおりご請求申し上げます。
2025年7月8日 までに、お支払いただきますようお願いいたします。
なお、請求内容につきましてご不明な点がございましたら、請求書受領後
お早めにご連絡をお願いいたします。

¥42,500*

※軽減税率対象

取引日	品名	単価	利用数	金額	備考	消費税
6/30	ご旅行代金として	¥42,500	1	¥42,500		10%
合計				¥42,500		
代金計				(税込)	うち消費税	
				¥42,500	¥3,863	
(10%対象)				¥42,500	¥3,863	
【振込先】三菱UFJ銀行 千代田支店				【お問合せ先】株式会社JTB 鳥取支店		
普通 5455080				TEL : 0857-22-8851		
株式会社JTB				担当者名		
振込手数料は、お客様負担をお願い致します。						

704

103-5462434

振込受付書

以下の内容で受付いたしました。

出金口座



ご依頼人名

カワカミ サダヒロ

お受取人

三菱UFJ銀行 千代田支店

普通 5455080 カ) ジエイティーピー

振込指定日

2025年7月2日

金額

42,500円

振込手数料

0円

合計出金金額

42,500円

メモ

受付日時

2025年7月2日 19:45

受付番号

2507000001

手続状況

手続済

- 受取人の入力内容に誤りがあると、振込が遅延したり振込先金融機関で入金ができずに資金が返却される場合があります。
- これは領収書ではありませんのでご注意ください。



一般団体割引券
大人（満18歳以上）

団体 Group

一般団体

河上

7月1日（火）
10:00-
[西ゲート]

Tue. Jul. 1, 10:00- [WEST GATE]

チケットID： V62XV3WXDA
Ticket ID： V62XV3WXDA



一般
団体
割引券
Group Ticket

発行元：A22C

印刷日時 Print date：Jun. 20, 2025, 11:00(JST)



チケットの折りたたみ方
How to Fold

Japan Association for the 2025 World Exposition
<https://www.expo2025.or.jp>

[テーマ] 命輝く未来社会のデザイン
[コンセプト] People's Living Lab（未来社会の実験場）
[会場] 夢洲（大阪市臨海部）
[開催期間] 2025年4月13日（日）～10月13日（月）
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
<https://www.expo2025.or.jp>
[Theme] Designing Future Society for Our Lives
[Concept] People's Living Lab
[Venue] Yumeshima Island, on the waterfront of Osaka City
[Period] From Sunday, 13 April to Monday, 13 October 2025
Japan Association for the 2025 World Exposition
<https://www.expo2025.or.jp>

チケットの種類：一般団体割引券

Ticket type：

年齢区分：大人（満18歳以上）

Age classification：

来場日時予約：Tue. Jul. 1, 2025, 10:00-

Reservation date and time：[西ゲート] [WEST GATE]

パビリオン・イベントなどの予約
Reservations for pavilions / events, etc.

このQRコードは、万博会場に入場する時およびパビリオンやイベント
などに入場する時に使用します。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商品です。

This QR code will be used to enter the Expo site and pavilion/event.

*QR code is a registered trademark of DENSO WAVE INCORPORATED.

1. 万博会場には自家用車で来場できません。原則として、公共交通機関
をご利用ください。自家用車を利用される場合は、万博パークアンド
ライド（P&R）駐車場を予約してください。
2. 会場内の買物・飲食に現金は使えません。クレジットカード、
電子マネー、コード決済などの支払手段をご用意ください。
3. 大型荷物は会場内に持ち込めません。
ホテルやターミナル駅周辺の一時預かり所等をご利用ください。
4. ご入場前に手荷物検査を行います。
持込禁止物はホームページに記載しています。
5. 会場内は禁煙です。
会場内へのペット同伴入場はできません。
一時預かり所はありません。
7. 熱中症にご注意ください。帽子やマイボトル等を持参ください。
1. Access to the Expo site by private car is not permitted. As a general
rule, please use public transport. If you drive your own car, please
reserve a space at the Expo Park and Ride (P&R) parking lot.
2. Cash cannot be used at the Expo site.
Please prepare for credit card, e-money or code payment.
3. Large luggage cannot be brought into the Expo site. Please use
temporary luggage storage facilities at hotels, terminal stations, etc.
4. Baggage will be inspected before entering. Prohibited items are listed
on the website.
5. Smoking is prohibited inside the Expo site.
6. Pets are not permitted inside the Expo site. There is no temporary pet
care facility.
7. Please be careful of heatstroke. Please bring a hat and your own bottle.

河上 定弘 様

GMOとくとくBB

GMOインターネット株式会社
〒150-8512
東京都渋谷区桜丘町26番



[電話番号] 0570-045-109
[FAX番号] 03-5456-2556
[E-mail] info@gmobbb.jp
[URL] <https://gmobbb.jp/support/>

御請求書

請求書発行日 2025年08月18日

請求年月 2025年07月

【お客様番号】		今回請求額	¥836
【請求書番号】	052507014159310	お支払期日	2025年07月25日
		振込先銀行	*****
		振込先支店	*****
		口座番号	*****
		口座名義	*****

■ 注意事項 ■

※当請求書における消費税率等の判定は取引日を基準にしております。

※お支払い方法が「クレジットカード」の場合、お支払いは各クレジットカード会社のお引き落とし日に準じます。

※お支払い方法が「口座振替」の場合、お引き落とし予定日は毎月27日です。（金融機関休業日の場合は翌営業日となります）

※同一請求月において、請求書が複数に分かれて発行される場合がございます。

※インボイス制度適用前に作成されたご請求書においては、表記が一部空欄となります。ご了承ください。

※KDDI各種サービスご利用分（オプション料金）の適格請求書につきましてはKDDI株式会社にてご確認ください。

※GMOひとくテレビ視聴サービス利用料の適格請求書につきましてはスカパーJSAT株式会社にてご確認ください。

※GMOとくとくBBのサービスは各種規約(<https://gmobb.jp/agreement/>)に基づいて提供しております。必ずご確認ください。

ご利用内容の小計 (A+B+C)			請求小計 (A)	836
税 率	税 込 金 額	消 費 税 額	割引小計 (B)	0
10%	836	76	クーポン利用 (C)	0
			デビット・ポイント利用 (D)	0
			税込金額 (A+B+C)	836
			今回請求額 (A+B+C+D)	836

ご利用内容の内訳			
取引日	請求明細	税率	税込金額
2025/07/31	とくとくセット2025年07月利用分	10%	0
2025/07/31	フレッツ光ファミリー接続サービス2025年07月利用分	10%	836
2025/07/31	とくとくクラブ2025年07月利用分	10%	0

請求履歴



返金履歴



入金履歴



お支払い方法



ご入金の履歴をご確認いただけます

2025年

入金日

入金方法

入金額

2025/08/05

クレジットカード

836円

2025/07/03

クレジットカード

836円

2025/06/05

クレジットカード

836円

2025/05/07

クレジットカード

836円

2025/04/03

クレジットカード

836円

ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

2025年



表示

$$836 \times 80\% = 668$$

🔍 ご利用中のサービス



¥ 請求・お支払い



👤 お客さま情報



🗨️ よくあるご質問・サポート



※当ウェブサイト上に掲載されている「ドコモ光」は株式会社NTTドコモの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「v6プラス」は、株式会社JPIXの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「クロスパス」はアルテリア・ネットワークス株式会社の商標です。



納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

※取扱庁番号

鳥取労働局

00075519

徴収勘定 保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※令和 07 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基 幹 番 号	枝 番 号

※CD

※証券受領

1

全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※徴定年度(元号:令和は9)

元号 07 年度 1 期
(金期又は1期)元号 07 年度 1 期
(金期又は1期)

納付の目的

1. 令和

07 年度 1 期
(金期又は1期)

2. 令和

06 年度 確定

※収納区分

62

※認
決
区
分

※内証券受領

円

(住所) 〒683-0802 米子市

東陽寮

4 20-7

〒683-0803

(氏名) 河上定弘事務所

河上 定弘

殿

51102116019-000

0005412

E

00400

3159010000038470

020962

収納機関番号

納付番号

確認番号

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内 訳	労働 保険料	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	一 般 拠出金	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
納付額 (合計額)		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
あて先 〒680-8522 鳥取市 富安2丁目89-9 鳥取労働局		上記の合計額を領収しました。 領収日付等 出納済 7.7.14 鳥取市役所 (5) (納付者渡し)
労働保険特別会計歳入徴収官		

$$\blacksquare \times 80\% = \blacksquare$$

鳥緑委第123号

令和7年6月18日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

正会員 河上 定弘 様

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 浜崎 晋一



公益社団法人鳥取県緑化推進委員会会費の納入について（お願い）

県議会議員の皆様には、当委員会の正会員として、日ごろから会の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

本年度の事業につきましては、総会で承認いただいた事業計画に基づいて進めているところであります。

つきましては、令和7年度会費10,000円をお願い申し上げます。

なお、会費納入につきましては、従来、議員報酬からの引き去りをお願いしておりますのでご了承ください。

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
(鳥取県農林水産部森林・林業振興局内)
担当：井殿（事務局長） 前田（書記）
電話：0857-26-7416

領収書

河上 定弘 様

金 10,000 円也

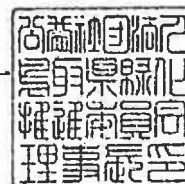
但し、令和7年度公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
会費として、上記正に領収しました。



令和7年7月18日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 浜崎 晋一



$$10,000 \times 100\% = 10,000$$

鳥取県議会自由民主党
河上 定弘 様

「緑の募金」による緑化活動はCO₂の吸収やSDGsに貢献します

公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林水産部森林・林業振興局内
電話 0857-26-7416 FAX 0857-26-8192

【ホームページ】 <http://www.tottori-green.or.jp> 【メール】 info@tottori-green.or.jp



定 款

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進を図り、もって豊かな県土の発展に寄与するとともに、緑化に係る国際協力にも寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理に関すること。
- (2) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進並びにこれらに係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行うものに対する交付金の交付、森林整備等の実施並びに森林整備等に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 緑化の普及啓発及び広報活動に関すること。
- (5) 緑化活動に関すること。
- (6) 公益社団法人国土緑化推進機構の行う「緑と水の森林ファンド事業」に関すること。
- (7) 国民参加の森林づくりの推進に関すること。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者（個人又は団体）で総会において承認されたもの。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出することによって申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会の承認をしたときは、理事長は、会員名簿に所要事項を記載するとともに、申込者にその旨通知するものとする。入会を拒否したときは、理事長は申込者にその旨通知する。
- 3 理事長の推薦を受け、総会で特別会員として承認された者があるときは、理事長は会員名簿に所要事項を記載するとともに、その者にこの法人の特別会員として推薦する旨を通知する。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、総会において別に定める会費を払う義務を負う。ただし、特別会員は除く。

- 2 既納の会費は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 第39条に定める借入の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人による議決権を行使することが出来る。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 理事長、副理事長以外の理事のうち1名の常務理事を置くことができる。

4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）の中から

総会の決議によって選任する。ただし、理事5名以内及び監事1名は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）以外から選任することができる。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の要件）

第22条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらのものに準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、押印する。

第7章 緑の募金等に係る運営協議会

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、毎事業年度の緑の募金及び緑と水の森林ファンド（以下「緑の募

金等」という。)に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じて、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(運営協議会の組織)

第34条 運営協議会は、委員10人以上15人以内で組織する。

- 2 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、鳥取県知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年とする。
- 3 補欠又は増員により就任した運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会の会長(以下この条において「会長」という。)は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委 任)

第36条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産
- (2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 前項の財産は、理事長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入をする場合には、当該事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の決議を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、緑の募金にかかる部分については運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに鳥取県知事に提出しなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するもの

とする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 常勤の理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。この場合において、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(解 散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、鳥取県内において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第49条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

- 2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な規則は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第13章 補則

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

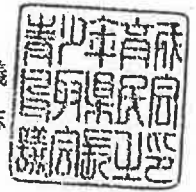
- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は伊藤美都夫、副理事長は西山信一、森下洋一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

7/10

青少年会議第19号
令和7年6月11日

鳥取県議会議員
河上 定弘 様

青少年育成鳥取県民会議
会長 山 本 仁 志



令和7年度青少年育成鳥取県民会議会費の納入について（依頼）

青少年育成県民運動の推進につきましては、日頃、御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、次代を担う青少年が明るく心豊かに育つことは、県民すべての願いであります。青少年育成鳥取県民会議は、この願いをこめて昭和41年9月に結成され、以来「伸びよう、伸ばそう青少年」を合い言葉に社会の変化に対応しながら、青少年健全育成運動を推進してきました。

しかしながら、近年の青少年を取り巻く環境は決して良いものとは言い難く、また、若者の規範意識やマナーの低下など、深刻な問題も抱えております。「子どもは社会を写す鏡」であり、当県民会議では青少年育成を大人自身の責任としてとらえ、今後とも一層、県民運動を推進していかなければならないと考えています。

つきましては、県民運動のさらなる推進のため、諸事御繁忙の折りとは存じますが、令和7年度会費について、昨年度と同様、3,000円の納入について御理解と御協力をお願いします。

青少年育成鳥取県民会議
事務局長 長尾

〒680-8570（住所記載不要）
鳥取県子ども家庭部家庭支援課内
電 話 0857-26-7078
ファクシミリ 0857-26-7863

請 求 書

一金 3,000 円也

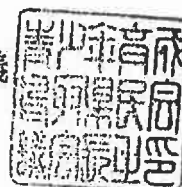
ただし、令和7年度青少年育成鳥取県民会議会費として上記のとおり
請求します。

鳥取県議会議員
河上 定弘 様

令和7年6月11日

青少年育成鳥取県民会議

会長 山本 仁志



領 収 書

一金 3,000 円也

令和7年度青少年育成鳥取県民会議会費として、上記正に
領収いたしました。

鳥取県議会議員

河上 定弘 様

令和7年7月18日

青少年育成鳥取県民会議

会長 山本 仁志



$$3,000 \times 100\% = 3,000$$



鳥取県議会議員

河上 定弘 様

「地域の子どもは、地域で見守り育てよう」



親と子が心を結ぶ「家庭の日」…毎月第3日曜日

青少年育成鳥取県民会議

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話(0857)26-7078 FAX(0857)26-7863
ホームページアドレス <http://tpayd.net> * e-mailアドレス t-youth7@infosakyu.ne.jp
(鳥取県子育て・人財局 子育て王国課内)

青少年の6割以上が「大人が変われば子どもも変わる」県民運動 実施中

あの子もこの子も地域の宝 ひと声かけて育てよう

青少年育成鳥取県民会議

青少年育成鳥取県民会議とは

● 青少年育成鳥取県民会議は、青少年問題の持つ重要性を鑑み、広く県民の総意を結集し、県の施策に呼応して、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、昭和41年9月に鳥取県に結成された県民運動団体です。

● 会長をはじめ役員には総会で選ばれた関係機関や団体の代表者等が就任し、常任委員会や委員会・部会を設け、行政機関や県内の市町村民会議をはじめとする関係機関やPTAなど社会教育団体をはじめとする育成関係者等と幅広く連携を図りながら、青少年の非行・被害防止活動や環境浄化活動を中心とした青少年健全育成県民運動の推進に取り組んでいます。

発足年月日 昭和41年9月20日

役員 会長 山本 仁志(前鳥取県教員委員会教育長)
副会長 語堂 正範(県議会議員)、平尾 節世(鳥取県連合婦人会長)

会員 団体会員 115
個人会員 113 (令和7年3月末現在)

事務局 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県子ども家庭部家庭支援課内

連絡先

電話 (0857) 26-7078

FAX (0857) 26-7863

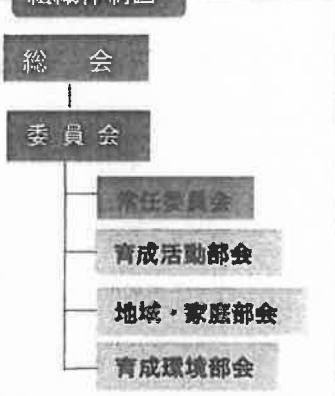
E-mail: t-youth7@infosakyu.ne.jp

URL: <https://tpayd.net/>



HPのQRコード

組織体制図



入会申込書

個人	(フリガナ)			
	加入者名			
団体	団体・企業名			
	(フリガナ)			
	代表者名			
住 所		〒		
電話・FAX				
Eメール				
加入口数		口(1,000円/口)	金額	円/(年額)

・振込用紙を送付しますので会費の納入をお願いします。(手数料はご負担をお願いします)

・振込用紙をお持ちの方は、事前に氏名・住所を上記連絡先へ電話等にてお知らせください。

青少年育成鳥取県民会議 主な事業概要

① 青少年の健全育成事業の推進

- 青少年育成鳥取県民大会の開催
(青少年団体・功労者等表彰、記念講演)
- 「大人が変われば子どもも変わる運動」
「地域のおばきん・おじきん推進運動」展開
- 機関誌「とっとりの青少年」の発行



◎あいさつ運動



② 育成指導者の養成と

連帯感のある地域社会づくり

- 青少年育成推進指導員の配置(旧市町村ごと)
- 各種研修会の開催

◎研修会



◎研修会



◎家庭の目録画・ポスターコンクール表彰



③ 健全な家庭づくり運動の推進

- 「家庭の目」(毎月第3日曜日)啓発絵画・ポスター募集
- 「乳幼児期からの親子の食事と会話が子供を成長させていく」啓発

◎少年の主張県大会



④ 非行・被害防止活動と環境浄化活動の推進

- 「少年の主張」鳥取県大会の開催
- 「少年を守る店」の活動推進
- 「高校生さわやかあいさつ運動」の実施
- SNSトラブル防止標語「とりのからあげ」啓発
動画・ポスターデザイン募集
- ペアレンタルコントロール啓発活動
鳥取県青少年健全育成条例の一部改正に伴う啓発活動
- 成年年齢引き下げによる消費生活トラブル防止啓発活動

⑤ 青少年の体験活動の活性化推進

- 青少年団体活動への助成

◎鳥取市若葉台地区
きもだめし



◎鳥取市鹿野地区
体験型お話し会



第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成鳥取県民会議と称する。

(事務局)

第2条 この会議の事務局は、鳥取市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、県の施策に呼応して、次代の日本をになう青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (2) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育、福祉対策を進め、その生活条件等の改善を促進するための諸活動
- (4) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成組織、施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携をはかるための諸活動
- (7) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織及び機関

(組 織)

第5条 この会議は、この会議の趣旨に賛同する個人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(機 関)

第6条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 委員会

(総 会)

第7条 総会は、この会議の最高の決議機関であって、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他総会が必要と認めた事項

(委員会)

第8条 委員会は、この会議の業務を掌理する機関であって、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 委員会に、委員長を置き、会長をもってこれにあてる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員会は、委員長が招集する。

6 その他委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(常任委員会)

第9条 委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、次の各号の業務を行う機関であって、常任委員長、副常任委員長及び常任委員をもって構成する。

- (1) 委員会において審議する議案について協議すること。
 - (2) この会議の運営に関する重要案件について協議すること。
 - (3) この会議の業務運営に関する事項等について協議すること。
 - (4) その他必要な業務を行うこと。
- 3 常任委員は、委員の中から、会長が指名する。

4 常任委員会に常任委員長を置き、会長をもってこれにあてる。

5 常任委員会に副常任委員長を置き、常任委員長が指名する。

6 副常任委員長は、常任委員長を補佐し、常任委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 常任委員会は、常任委員長が招集する。

8 その他常任委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(部 会)

第10条 委員会は、必要に応じ部会を置く。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 その他部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(表 決)

第11条 総会及び委員会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは、会長又は委員長の決するところによる。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第12条 この会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 委 員 35名以内
- (4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第13条 会長は、この会議の業務を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 委員は、第8条に定めるところにより、その職務を行う。
- 4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選任)

第14条 委員及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員の中から、会長が指名する。

(顧問・参与)

第15条 本会に顧問及び参与各若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について意見を述べ必要により助言することができる。

4 参与は、会務の運営に参与する。

5 顧問及び参与は、委員会、常任委員会又は部会に出席して意見をのべることができる。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員及び監事に欠員が生じた場合は、委員会がこれを選任し、次の総会の承認を求めるものとする。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(事務局)

第17条 この会議の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、会長が任命する。

3 事務局の職員に関し必要な事項は、細則で定める。

第5章 会 計

(会計年度)

第18条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第19条 この会議に要する経費は、会費および寄附金、助成金等をもってあてる。

第6章 規約の改正ならびに解散

(規約の改正)

第20条 この規約は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(解 散)

第21条 この会議は総会において、会員の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第7章 補 則

(施行細則)

第22条 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成19年6月29日から施行する。

711

河上定弘事務所 御中

692-0017 島根県安来市下坂田町105-1

TEL:0854-22-2672 FAX:0854-23-1051

登録番号：T8280002004484

取引銀行：山陰合同銀行三軒宮支店

普通 2513623

税込合計金額	¥16,709
--------	---------

安来市場運送(有) 生田ビル
安来市下坂田町105-1 0854-22-2672

うち消費税相当額	¥1,519
----------	--------

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0723004 受付日時 2025年07月23日 10時54分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通出張所

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 ヤギイハカツリ(1

金額 16,709円

引落合計金額 16,709円（手数料0円）

日付 指定日 07月23日

取引区分 振込

振込依頼人名 加美 サト

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

$$16,709 \times 80\% = 13,367$$

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨・ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

712

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0723003 受付日時 2025年07月23日 10時52分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通出張所

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 杉本 伊八 かつり(1

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 07月23日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 かつり

$$54400 \times 80\% = 43520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 7月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 XXXXXXXXXX)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分			
8,434	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	合算
	-1,290	光はじめ割	合算
	500	ひかり電話（基本料）	合算
	400	ナンバーディスプレイ使用料	合算
	1,000	ボイスワープ使用料	合算
	400	複数チャネル使用料	合算
	100	追加番号使用料	合算
	216	ひかり電話（通話料）	合算
	736	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	合算
	6	ユニバーサルサービス料他	合算
	150	発行手数料	合算
	50	収納手数料	合算
	766	消費税等相当額（合計）	合算
◇合計	8,434	合計	合算

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円（税込）が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
河上 定弘 様

お客様番号

2025年 7月ご請求分

金額(円)

¥8.434-

受取人

NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

日期	領收	日	月
1911年	1月	1日	1月
1911年	1月	2日	1月
1911年	1月	3日	1月
1911年	1月	4日	1月
1911年	1月	5日	1月
1911年	1月	6日	1月
1911年	1月	7日	1月
1911年	1月	8日	1月
1911年	1月	9日	1月
1911年	1月	10日	1月
1911年	1月	11日	1月
1911年	1月	12日	1月
1911年	1月	13日	1月
1911年	1月	14日	1月
1911年	1月	15日	1月
1911年	1月	16日	1月
1911年	1月	17日	1月
1911年	1月	18日	1月
1911年	1月	19日	1月
1911年	1月	20日	1月
1911年	1月	21日	1月
1911年	1月	22日	1月
1911年	1月	23日	1月
1911年	1月	24日	1月
1911年	1月	25日	1月
1911年	1月	26日	1月
1911年	1月	27日	1月
1911年	1月	28日	1月
1911年	1月	29日	1月
1911年	1月	30日	1月
1911年	1月	31日	1月

25.7.26

	收入印紙貼付欄	
--	---------	--

⑨ (金融機関・CVS用)→お客様

$$8434 \times 80\% = 6747$$

領収証		No.	
河上 定弘 様		R7 年 7 月 28 日	
金額	¥ 20,000 -	内	
		8% (税込・税抜) 金額	消費税額等
		10% (税込・税抜) 金額	消費税額等
但 ☒ 車使用代として		現金・カード・()	
☐ 飲食料品等 (軽減税率対象)			
上記正に領収いたしました			
〒683-0804 米子市米原1丁目1番38号			
石田自動車商会			
石田 和 弘			
登録番号 T9810556479950			

HISAGO#787

$$20,000 \times 50\% = 10,000$$

領 収 証

2025 年 7 月分
登録番号 T7-2700-0200-6359
様

河上 定弘

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額	領 収 印
日本海新聞 (8%対象3,056円 消費税244円)	1	3,300	
合計金額		¥3,300	

7 月28日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有)タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7

☎ 32-6041

FAX 32-6051

$$3300 \times 100\% = 3300$$

GOM
ターネツク
美新司

[URL] <https://gmobb.jp/support/>

請求年月 2025年08月

※GMOとくとくBBのサービスは各種規約(<https://gmobb.jp/agreement/>)に基づいて提供しております。必ずご確認ください。

1 / 1

請求履歴



返金履歴



入金履歴



お支払い方法



ご入金の履歴をご確認いただけます

2025年

入金日

入金方法

入金額

2025/08/05

クレジットカード

836円

2025/07/03

クレジットカード

836円

2025/06/05

クレジットカード

836円

2025/05/07

クレジットカード

836円

2025/04/03

クレジットカード

836円



ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

2025年



表示

$$836 \times 80\% = 668$$

🔍 ご利用中のサービス



¥ 請求・お支払い



👤 お客さま情報



🗨️ よくあるご質問・サポート



※当ウェブサイト上に掲載されている「ドコモ光」は株式会社NTTドコモの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「v6プラス」は、株式会社JPIXの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「クロスパス」はアルテリア・ネットワークス株式会社の商標です。



請求書

2025年8月20日

河上定弘事務所 御中

下記の通り請求申し上げます。

692-0017島根県安来市下坂田町105-1

安来市場運送(有)伊生田ビル

TEL:0854-22-2672 FAX 0854-23-1051

登録番号: T8280002004484

取引銀行：山陰合同銀行 皆生通支店

普通 2513623

[illegible]

R7.8月分電気料金請求明細書

河上定弘事務所 様

安来市場運送(有) 生田ビル

安来市下坂田町105-1 0854-22-2672

	今月指示数	前月指示数	今月使用量	使用料金	基本料金	①+②計
電灯料金	2371	2213	158			
			0	34.25	1,140	6551.5
			0			
			0	5411.5		
電力料金	35874	35763	111			
			0	34.25	7,458	11259.75
			0			
			0	3801.75		

今月請求額	¥17,811
うち消費税相当額	¥1,619

ホーム 残高・照会 振込・振替 払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

805

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0822003 受付日時 2025年08月22日 08時56分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社 〇〇〇〇

金額 17,811円

引落合計金額 17,811円（手数料0円）

日付 指定日 08月22日

取引区分 振込

振込依頼人名 〇〇〇 〇〇〇

$$17,811 \times 80\% = 14,248$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

806

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0822002 受付日時 2025年08月22日 08時55分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 智生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社 山陰合同銀行

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 08月22日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 裕二

$$54400 \times 80\% = 43520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 8月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号

内 訳 項 目 金 額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内 訳 金 額 (円) AMOUNT (YEN)	請 求 内 訳 等 詳 細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税 区 分 TAX
◇NTT西日本ご利用分			
7,812	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	合 算
	-1,290	光はじめ割	合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	合 算
	400	ナンバーディスプレイ使用料	合 算
	1,000	ボイスワープ使用料	合 算
	400	複数チャンネル使用料	合 算
	100	追加番号使用料	合 算
	80	ひかり電話 (通話料)	合 算
	304	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
	8	ユニバーサルサービス料他	合 算
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	710	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	7,812	合計	合 算

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円（税込）が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（N T T 東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河上 定弘 様

お客様番号

2025年 8月ご請求分

金額(円)

¥7,812-

受取人

NTTファイナンス株式

お問い合わせ先 (無料)

0800-3335550

領收日附印

25.8.23
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客

$$7.812 \times 80\% = 6.249$$

領収証

No.

河上 定弘 様

R7 年 8 月 28 日

金額

¥20000-

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

/

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

/

現金・カード・()

但 ☒

車使用代として

☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

〒683-0804 米子市米原

石田自動車

石田 和

登録番号 T9810556479950

#HISAGO #787

$$20,000 \times 50\% = 10,000$$

809

領 収 証 2025 年 8 月分
河上 定弘 様 登録番号 T7-2700-0200-6359

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額	領 収 印
日本海新聞 (8%対象3,056円)	1	3,300 消費税244円)	
合計金額		¥3,300	

8 月29日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有)タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7 ☎ 32-6041
FAX 32-6051

$$3300 \times 100\% = 3300$$

8/0

旅費証明書

鳥取県議会事務局

様

高知視察(米子発 片道)



観光庁長官登録旅行業第64号
株式会社JTB

鳥取支店

鳥取県鳥取市行徳1-205 〒680-0824
TEL 0857-22-8851 (社)日本旅行業協会正会員

掲記のご旅行の代金を次のとおりご案内申し上げます。

● ご旅行期間

令和7年9月8日(月)～9月9日(火)

支店長: 河野 明百
取扱管理者: 河野 明百
担当者: XXXXXXXXXX
提出日: 令和7年8月29日

旅程: 米子駅→高知

項目	単価	利用数	料金	消費税	備考
JR 米子→高知 片道	2530 11,440	1	2530 11,440	適用	
バス1日利用料金	8,385	1	8,385	適用	
宿泊費(素泊まり)	13,600	1	13,600	適用	
企画料金	1475	1	1,475	適用	
合計	34,900	25990			

JR 米子→高知片道の内訳

- ① 9/8 米子→高知 乗車券 6,380円
- ② 9/8 米子→岡山 特急券 2,530円
- ③ 9/8 岡山→高知 特急券 2,530円

9/7 大雨によるJRの計画運休により

①②をキャンセル

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消 (振込・振替 内容照会)

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

8/0

依頼状況

受付番号 0830002 受付日時 2025年08月30日 14時28分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 三菱UFJ銀行

支店名 千代田支店

預金種類 普通

口座番号 5455080

受取人名 カシイイテイト

金額 34,900円

引落合計金額 35,065円 (税込手数料165円)

日付 指定日 08月30日

取引区分 振込

振込依頼人名 カシイイテイト

$$\begin{aligned} & \text{内 } 25,990 \times 100\% \\ & = 25,990 \end{aligned}$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

領収書

811

WEB fd05e23a5f-DFJ0Z-233640-0-1100

表示日 2025年08月06日(水)

カワカミサダヒロ

様

金額 **¥29,270-** (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥29,270- (税込))

航空券番号 1010449674906011 1010449674906022
照会番号 RK7B63

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年08月06日(水)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB fd05e23a5f-DFJ0Z-233640-0-1100

表示日 2025年08月06日(水)

ご搭乗客名/照会番号

カワカミ サダヒロ様 (RK7B63)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年09月09日(火)	ANA562	高知 - 東京(羽田)	普通席	スーパーバリュー-28 L	¥14,640-	2025年08月06日(水)
2025年09月09日(火)	ANA389	東京(羽田) - 米子	普通席	スーパーバリュー-28 K	¥14,630-	2025年08月06日(水)

合計金額

¥29,270-

$$29,270 \times 100\% = 29,270$$



901

 $x = y =$

請求履歴

返金履歴

入金履歴

お支払い方法

Y

▼

▼

✓

ご入金履歴をご確認いただけます

2025年

入金日	入金方法	入金額
2025/12/03	クレジットカード	836円
2025/11/06	クレジットカード	836円
2025/10/05	クレジットカード	836円
2025/09/03	クレジットカード	836円
2025/08/05	クレジットカード	836円
2025/07/03	クレジットカード	836円
2025/06/05	クレジットカード	836円
2025/05/07	クレジットカード	836円
2025/04/03	クレジットカード	836円

※ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

2025年

表示

$$836 \times 80\% = 668$$

 **ご利用中のサービス**

¥ 請求・お支払い

👤 お客さま情報

>

よくあるご質問・サポート

>

領 収 書		河上定弘 様	
Receipt			
領収年月日	2025-9-7	登録番号	T1120001059675
金額	¥3,740 (消費税等込み)		税10%
〔クレジット扱い〕			
購入商品	JR乗車券類	印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済	
(30556 1枚)			
西日本旅客鉄道株式会社			
米子駅N1発行	40557-01		

9/8 岡山 → 高知

$$3740 \times 100\% = 3740$$

領 収 証

7 年 9 月 8 日

安田 由毅 様

金 額 ￥ 91,440-

上記の通り領収いたしました。(消費税10%)

現金・チケット・クレジットカード・その他(高速代含む)

皆生タクシー株式会社

鳥取県米子市旗ヶ崎 2207

センター TEL (0859) 33-4331

本 社 TEL (0859) 33-2573

登録番号: T6270001003184



(車 番)

504

米子 → 岡山 タクシー代金 (6人分)

9月8日タクシー代金

91,440円

(各議員負担額)

齊木議員 15,240円

野坂議員 15,240円

浜田議員 15,240円

鹿島議員 15,240円

河上議員 15,240円

安田議員 15,240円

$$15,240 \times 100\% = 15,240$$

領収書

WEB 04ae0499c1-0NR73-111426-0-1100
表示日 2025年10月26日(日)

カワカミ サダヒロ 様

907

金額	¥30,050- (税込) クレジット支払い (消費税10%対象 ¥30,050- (税込))
----	---

航空券番号	1010454940566013 1010454940566024
照会番号	VKHLKH

但し	運賃および税金・料金等
----	-------------

航空券発行日	2025年09月19日(金)
--------	----------------

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER
全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB 04ae0499c1-0NR73-111426-0-1100
表示日 2025年10月26日(日)

ご搭乗者名/照会番号
カワカミ サダヒロ様 (VKHLKH)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年10月21日(火)	ANA386	米子 - 東京(羽田)	普通席	(往復)スーパーバリ ユー28J	¥16,130-	2025年09月19日(金)
2025年10月22日(水)	ANA387	東京(羽田) - 米子	普通席	(往復)スーパーバリ ユー28K	¥13,920-	2025年09月19日(金)

合計金額
¥30,050-

$30.050 \times 100\% = 30.050$

908

領収書
Receipt

宛名 Received from 河上定弘 様
金額 Amount ¥14,490
但し In payment of 宿泊代金として(2室目大人1人目)
予約/注文番号 Reservation/Order Number IN1429966861
ご利用施設 Facility Name 都市センターホテル (リーガロイヤルホテルグループ)
ご利用日 Date 2025/09/22 より 1泊

表示日 2025/09/24
Date of issue

株式会社 一休
Ikyu Corporation



〒102-0094 東京都千代田区紀尾井 紀尾井タワー10階
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー10階
10F Kiol Tower, 1-3 Kioicho, Chiyoda-ku,
Tokyo, Japan, 102-0094

登録番号: T9010401053430
Registration number

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
This is an electronic display of receipt data.

内訳 Breakdown		
	項目 Description	金額 Amount
ご請求 Bill	宿泊代金 Accommodation fee	14,490*
	総額 Total Amount	14,490
	10%課税対象(※)計 Subtotal (10% tax inc)	14,490
	(うち消費税Tax)	1,317)
お支払い Payment Method	クレジットカード決済 Credit Card	14,490
	総額 Total Amount	14,490

$14490 \times 100\% = 14490$

909

請求書

2025年9月19日

河上定弘事務所 御中

下記の通り請求申し上げます。

692-0017 島根県安来市下坂田町105-1

安来市場運送(有)生田ビル

TEL:0854-22-2672 FAX:0854-23-1051

登録番号:T8280002004484

取引銀行:山陰合同銀行 生田支店

普通 2513623

商品名	金額
生田ビル 電気代 (R7.8/21~9/19)	¥18,434

課税(10%)対象額 ¥18,434

うち消費税相当額 ¥1,676

税込合計金額 ¥18,434

R7.9月分電気料金請求明細書
河上定弘事務所 様安来市場運送(有) 生田ビル
安来市下坂田町105-1 0854-22-2672

	今月指示数	前月指示数	今月使用量	使用料金	基本料金	①+②計
電灯料金	2529	2371	158	33.57	1,140	6444.06
			0			
			0	5304.06		
			0			
電力料金	36009	35874	135	33.57	7,458	11989.95
			0			
			0	4531.95		
			0			

今月請求額 ¥18,434

うち消費税相当額 ¥1,676

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨・ローン 各種お申込・手続き

909

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0925003 受付日時 2025年09月25日 13時44分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 管生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社ササビ

金額 18,434円

引落合計金額 18,434円（手数料0円）

日付 指定日 09月25日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 ササビ

$$18434 \times 80\% = 14747$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ホーム

残高・照会

振込・振替・
払込

定期・積立

外貨

ローン

各種お申込・
手続き

画面ID: BNS051

9/0

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0925002 受付日時 2025年09月25日 13時43分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社カワサキ

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 09月25日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 裕二

$$54400 \times 80\% = 43520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

請求書

Page.

1

683-0802

発行年月日 2025 年 9 月 22 日

鳥取県米子市東福原4-20-7生田ビル303号

協和システム 株式会社

683-0853 鳥取県米子市両三柳3768-1

河上定弘事務所 様

TEL:0859-24-1800 FAX:0859-24-1808

振込先: 山陰合同銀行 米子西支店

口座番号: (普通) 2152133

登録番号: T2270001003213

9 月 20 日 締切		請求明細		1 枚		68301352		担当・記事 0006						
前回請求額		御入金額		繰越額		今回お買上額		消費税額		今回お買上総額		今回請求額		
0		0		0		19,735		1,974		21,709		21,709		
月 日	伝票№	区分	品 番			品 名			数 量	単 価	金 額			
09/11	063925	11	ST											
			複合機レンタル料 7～9月分			ヶ月			3	4,000.00	12,000			
09/11	063925	11	FQ-00008											
			カウンター料金 モノクロ						1,352	5.00	6,760			
09/11	063925	11	FQ-00007											
			カウンター料金 カラーコピー						15	25.00	375			
09/11	063925	11	FQ-00007											
			カウンター料金 カラープリント						24	25.00	600			
												19,735		
										*小計				
										10.00%対象 税抜金額	19,735円	消費税等	1,974円	

上記の通り御請求申し上げます。

区分 (売上) 1: 売 上 2: 返 品 3: 商品値引 4: 伝票値引 5: その他売上

(入金) 1: 現 金 2: 小切手 3: 手 形 4: 掛 殺 5: 値 引 6: 振 込 7: その他

ホーム 残高・照会

振込・振替・
払込

定期・預立 外貨 ローン

各種お申込・
手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0925001 受付日時 2025年09月25日 13時43分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子西支店

預金種類 普通

口座番号 2152133

受取人名 杉崎 裕子様

金額 21,709円

引落合計金額 21,709円（手数料0円）

日付 指定日 09月25日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 裕子

$$21,709 \times 80\% = 17,367$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

912

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 9月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分			
7,495	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	合 算
	1,290	光はじめ割	合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	合 算
	400	ナンバーディスプレイ使用料	合 算
	1,000	ボイスワープ使用料	合 算
	400	複数チャネル使用料	合 算
	100	追加番号使用料	合 算
	32	ひかり電話 (通話料)	合 算
	64	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
	8	ユニバーサルサービス料他	合 算
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	681	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	7,495	合計	

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河上 定弘 様

お客様番号

2025年 9月ご請求分

金額(円)
¥7,495-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印

4,996

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

$$7495 \times 80\% = 5996$$

領収証		No.									
河上 定弘 様		R7 年 9 月 27 日									
金 額	¥ 20000 -	<table border="1"> <tr> <td>内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8%(税込・税抜)金額</td> <td>消費税額等</td> </tr> <tr> <td>10%(税込・税抜)金額</td> <td>消費税額等</td> </tr> <tr> <td>現金・カード・()</td> <td></td> </tr> </table>		内		8%(税込・税抜)金額	消費税額等	10%(税込・税抜)金額	消費税額等	現金・カード・()	
内											
8%(税込・税抜)金額	消費税額等										
10%(税込・税抜)金額	消費税額等										
現金・カード・()											
但 ☒ 車使用代として ☐ 飲食物品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました											
〒683-0804 米子市米原 石田自動車 石田 和 登録番号 T98105											

#HISAGO #787

$$20000 \times 50\% = 10000$$

914

領 収 証
河上 定弘 様
2025 年 9 月分
登録番号 T7-2700-0200-6359

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額	領 収 印
日本海新聞 (8%対象3,056円)	1	3,300 消費税244円	
合計金額		¥3,300	

9 月 30 日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有)タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7 ☎ 32-6041
FAX 32-6051

$$3.300 \times 100\% = 3.300$$

1001

領 収 書

Receipt
領収年月日 2025.10.-4 登録番号: T1120001059675
金 額 ￥20,740 (消費税等込み) 税10%

河上 定弘 様

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類

(50320 3枚)

西日本旅客鉄道株式会社

米子駅MK3発行 60321-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

10/10 東京 → 米子

$$20,740 \times 100\% = 20,740$$

1002

GMO INTERNET

登録番号 : T1011001032872

河上 定弘 様

GMOとくとくBB

GMOインターネット株式会社
〒150-8512
東京都渋谷区桜丘町26番

[電話番号] 0570-045-109

[FAX番号] 03-5456-2556

[E-mail] info@gmobb.jp

[URL] https://gmobb.jp/support/

御 請 求 書

請求書発行日 2025年12月20日

請求年月 2025年10月

【お客様番号】 【請求書番号】052510014159310	今回請求額	¥836
	お支払期日	2025年10月27日
	振込先銀行	*****
	振込先支店	*****
	口座番号	*****
	口座名義	*****

■ご注意事項■

- ※当請求書における消費税率等の判定は取引日を基準にしております。
- ※お支払い方法が「クレジットカード」の場合、お支払い日は各クレジットカード会社のお引き落とし日に準じます。
- ※お支払い方法が「口座振替」の場合、お引き落とし予定日は毎月27日です。(金融機関休業日の場合は翌営業日となります)
- ※同一請求月において、請求書が複数に分かれて発行される場合がございます。
- ※インボイス制度適用前に作成されたご請求書においては、表記が一部空欄となります。ご了承ください。
- ※KDDI各種サービスご利用分(オプション料金)の適格請求書につきましてはKDDI株式会社にてご確認ください。
- ※GMOひかりテレビ視聴サービス利用料の適格請求書につきましてはスカパーJSAT株式会社にてご確認ください。
- ※GMOとくとくBBのサービスは各種規約(<https://gmobb.jp/agreement/>)に基づいて提供しております。必ずご確認ください。

ご利用内容の小計 (A+B+C)			請求小計 (A)	836
税率	税込金額	消費税額	割引小計 (B)	0
10%	836	76	クーポン利用 (C)	0
			デビット・ポイント利用 (D)	0
			税込金額 (A+B+C)	836
			今回請求額 (A+B+C+D)	836

ご利用内容の内訳			
取引日	請求明細	税率	税込金額
2025/10/31	とくとくセット2025年10月利用分	10%	0
2025/10/31	ブレッツ光ファミリー接続サービス2025年10月利用分	10%	836
2025/10/31	とくとくクラブ2025年10月利用分	10%	0



請求履歴



返金履歴



入金履歴



お支払い方法



ご入金履歴をご確認いただけます

2025年

入金日	入金方法	入金額
2025/12/03	クレジットカード	836円
2025/11/06	クレジットカード	836円
2025/10/05	クレジットカード	836円
2025/09/03	クレジットカード	836円
2025/08/05	クレジットカード	836円
2025/07/03	クレジットカード	836円
2025/06/05	クレジットカード	836円
2025/05/07	クレジットカード	836円
2025/04/03	クレジットカード	836円
[Redacted]		

※ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

2025年



表示

$$836 \times 80\% = 668$$

🔍 ご利用中のサービス

開く

¥ 請求・お支払い

開く

👤 お客さま情報

>

🗨️ よくあるご質問・サポート

>

1003

領収書

Rakuten Travel

発行日: 2025/10/6
発行1回目

河上 定弘

様

支払金額

8,500 円

乗車料金: 8,500 円

但し サービス利用代金等として

■ 内訳

クレジットカード利用金額 8,500 円

■ 課税対象

10%対象 8,500 円

課税対象外 0 円

■ 利用内容

事業者名 J Rバス中国 (株) 東京⇄松江・出雲

予約番号 35729582

コース名 スサノオ2号 3列普通

ご利用人数 1人

出発日時 2025/10/8 20:25

乗車地 米子駅

下車地 東京駅日本橋口

ご利用ありがとうございました。

楽天トラベルサービス株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1

楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/corporate/rbs/>

登録番号: T1010701019576

$$8500 \times 100\% = 8500$$



1007

領収書

Rakuten Travel

発行日: 2025/10/11
発行1回目

河上 定弘

様

支払金額

7,200 円
宿泊料金: 7,200 円

但し サービス利用代金等として

■ 内訳

クレジットカード決済金額 7,200 円

■ 課税対象

10%対象 7,200 円

課税対象外 0 円

■ 利用内容

宿泊者氏名 かわかみ さだひろ

予約番号 RYa0knf8pj

宿泊施設 ホテル エドアイト

宿泊施設住所 東京都江東区森下3-5-23

チェックイン日 2025/10/9

チェックアウト日 2025/10/10

宿泊人数 大人 1名

ご利用ありがとうございました。

$7,200 \times 100\% = 7,200$

楽天グループ株式会社
トラベル&モビリティ事業

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1
楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

登録番号: T9010701020592



領収書

1008
Rakuten Travel

発行日: 2025/10/26
発行1回目

河上 定弘

様

支払金額

6,000 円

宿泊料金: 6,000 円

但し サービス利用代金等として

■ 内訳

クレジットカード決済金額

6,000 円

■ 課税対象

10%対象

6,000 円

課税対象外

0 円

■ 利用内容

宿泊者氏名

かわかみ さだひろ

予約番号

RYa0knf6ir

宿泊施設

ホテル タチバナ

宿泊施設住所

東京都品川区大井1-51-1

チェックイン日

2025/10/21

チェックアウト日

2025/10/22

宿泊人数

大人 1名

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社

トラベル&モビリティ事業

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1

楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

登録番号: T9010701020592



$6000 \times 100\% = 6000$

請求書

2025年10月20日

河上定弘事務所 御中

下記の通り請求申し上げます。

692-0017 島根県安来市下坂田町105-1

安来市場運送(有)/生田ビル

TEL:0854-22-2672 FAX:0854-23-1051

登録番号：T8280002004484

取引銀行：山陰合同銀行一皆生通支店
普通 2513623

[illegible]

R7.10月分電気料金請求明細書
河上定弘事務所 様

安来市場運送(有) 生田ビル
安来市下坂田町105-1 0854-22-2672

	今月指示数	前月指示数	今月使用量	使用料金	基本料金	①+②計
電灯料金	2679	2529	150	31.87	1,140	5920.5
			0	4780.5		
			0			
			0			
電力料金	36036	36009	27	31.87	7,458	8318.49
			0	860.49		
			0			
			0			

今月請求額	¥14,239
うち消費税相当額	¥1,294

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

1009

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 1027003 受付日時 2025年10月27日 10時28分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社カワサキ

金額 14,239円

引落合計金額 14,239円（手数料0円）

日付 指定日 10月27日

取引区分 振込

振込依頼人名 株式会社

$$14,239 \times 80\% = 11,391$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消 (振込・振替 内容照会)

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 1027002 受付日時 2025年10月27日 10時27分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社カワサキ

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円 (手数料0円)

日付 指定日 10月27日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 サトシ

$$54,400 \times 80\% = 43,520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

1011

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025 年 10 月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	-----------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分			
7,583	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 9月 1日～ 9月30日	合 算
	-1,290	光はじめ割 2026年09月1日間の解約は解約金がかかりません (左記満了月で提供終了)	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 9月 1日～ 9月30日 電話番号は0859-36-8522	合 算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料 9月 1日～ 9月30日	合 算
	1,000	ボイスワープ使用料 9月 1日～ 9月30日	合 算
	400	複数チャネル使用料 9月 1日～ 9月30日	合 算
	100	追加番号使用料 9月 1日～ 9月30日	合 算
	64	ひかり電話 (通話料) 9月 1日～ 9月30日	合 算
	112	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 9月 1日～ 9月30日	合 算
	8	ユニバーサルサービス料他 9月 1日～ 9月30日・2番号分	合 算
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	689	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	7,583	合計	

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河上 定弘 様

お客様番号

2025年10月ご請求分

金額(円)
¥7,583-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 用 印
12'01'27
38157

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

7,583 × 80%
= 6,066

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

$$20000 \times 50\% = 10000$$

10/3

領 収 証 2025 年 10 月分
河上 定弘 様 登録番号 T7-2700-0200-6359

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額
日本海新聞 (8%対象3,056円 消費税244円)	1	3,300
合計金額		¥3,300



10 月 3 日 領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有) タ テ ベ 日本海新聞福原専売所
米子市西福原7-2-7 ☎ 32-6041
FAX 32-6051

$$3300 \times 100\% = 3300$$

河上 定弘 様

GMOとくとくBB

GMOインターネット株式会社
〒150-8512
東京都渋谷区桜丘町26番

[電話番号] 0570-045-109

[FAX番号] 03-5456-2556

[E-mail] info@gmob.jp

[URL] https://gmobb.jp/support/

御 請 求 書

請求書発行日 2025年12月20日

請求年月 2025年11月

【お客様番号】 【請求書番号】 052511044159310	今回請求額	¥836
	お支払期日	2025年11月25日
	振込先銀行	*****
	振込先支店	*****
	口座番号	*****
	口座名義	*****

■ご注意事項■

- ※当請求書における消費税率等の判定は取引日を基準としております。
- ※お支払い方法が「クレジットカード」の場合、お支払い日は各クレジットカード会社のお引き落とし日に準じます。
- ※お支払い方法が「口座振替」の場合、お引き落とし予定日は毎月27日です。（金融機関休業日の場合は翌営業日となります）
- ※同一請求月において、請求書が複数に分かれて発行される場合がございます。
- ※インボイス制度適用前に作成されたご請求書においては、表記が一部空欄となります。ご了承ください。
- ※KDDI各種サービスご利用分（オプション料金）の適格請求書につきましてはKDDI株式会社にてご確認ください。
- ※GMOひかりテレビ視聴サービス利用料の適格請求書につきましてはスカパーJSAT株式会社にてご確認ください。
- ※GMOとくとくBBのサービスは各種規約(<https://gmobb.jp/agreement/>)に基づいて提供しております。必ずご確認ください。

ご利用内容の小計 (A+B+C)			請求小計 (A)	836
税 率	税 込 金 額	消 費 税 額	割 引 小 計 (B)	0
10%	836	76	クーポン利用 (C)	0
			デビット・ポイント利用 (D)	0
			税込金額 (A+B+C)	836
			今回請求額 (A+B+C+D)	836

ご利用内容の内訳			
取 引 日	請 求 明 細	税 率	税 込 金 額
2025/11/30	とくとくセット2025年11月利用分	10%	0
2025/11/30	ブレッツ光ファミリー接続サービス2025年11月利用分	10%	836
2025/11/30	とくとくクラブ2025年11月利用分	10%	0



請求履歴

返金履歴

入金履歴

お支払い方法



ご入金履歴をご確認いただけます

2025年

入金日	入金方法	入金額
2025/12/03	クレジットカード	836円
2025/11/06	クレジットカード	836円
2025/10/05	クレジットカード	836円
2025/09/03	クレジットカード	836円
2025/08/05	クレジットカード	836円
2025/07/03	クレジットカード	836円
2025/06/05	クレジットカード	836円
2025/05/07	クレジットカード	836円
2025/04/03	クレジットカード	836円

※ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

$$836 \times 80\% = 668$$

2025年



表示

ご利用中のサービス

開く

請求・お支払い

開く

お客さま情報



よくあるご質問・サポート



1105

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年11月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	7,513		
	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	合 算
	-1,290	光はじめ割	合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	合 算
	400	ナンバーディスプレイ使用料	合 算
	1,000	ボイスワープ使用料	合 算
	400	複数チャネル使用料	合 算
	100	追加番号使用料	合 算
	64	ひかり電話 (通話料)	合 算
	48	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
	8	ユニバーサルサービス料他	合 算
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	683	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	7,513	合計	

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
河上 定弘 様

お客様番号

2025年11月ご請求分

金額(円)
¥7,513-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

25.11.22

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

$$7513 \times 80\% = 6010$$

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tea.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

請求書

2025年11月20日

河上定弘事務所 御中

下記の通り請求申し上げます。

692-0017島根県安来市下坂田町105-1

安来市場運送(有)生田也

TEL:0854-22-2672 FAX:0854-23-1051

登録番号：T8280002004484

取引銀行：山陰合同銀行 賢生通支店

普通 2513623

[illegible]

R7.11月分電気料金請求明細書
河上定弘事務所 様

安来市場運送(有). 生田ビル
安来市下坂田町105-1 0854-22-2672

	今月指示数	前月指示数	今月使用量	使用料金	基本料金	①+②計
電灯料金	2830	2679	151	33.19	1,140	6151.69
			0	5011.69		
			0			
			0			
電力料金	36044	36036	8	33.19	7,458	7723.52
			0	265.52		
			0			
			0			

今月請求額	¥13,875
うち消費税相当額	¥1,261

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

1106

依頼状況

受付番号 1124002 受付日時 2025年11月24日 13時12分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社山陰合同銀行(1)

金額 13,875円

引落合計金額 13,875円（手数料0円）

日付 指定日 11月24日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 裕二

$13,875 \times 80\% = 11,100$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨・ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 1124001 受付日時 2025年11月24日 13時12分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社〇〇〇(1)

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 11月24日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 〇〇〇

$$54400 \times 80\% = 43520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

領収証

No.

河上定弘様

R7年11月25日

金額	¥20000-
----	---------

内	8%(税込・税抜)金額	消費税額等
		/
	10%(税込・税抜)金額	消費税額等
		/
現金・カード・()		

但 ☒ 車使用代として
☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

〒033-0804 米子市米原1丁目1番38号

石田自動車
石田和登録番号 T98105
登録番号

$$20,000 \times 50\% = 10,000$$

1109

領 収 証 2025 年 11 月分
河上 定弘 様 登録番号 T7-2700-0200-6359

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購読紙	部数	金 額
日本海新聞 (8%対象3,056円 消費税244円)	1	3,300
合計金額		¥3,300



// 月 28 日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有) タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7

☎ 32-6041
FAX 32-6051

$$3.300 \times 100\% = 3.300$$

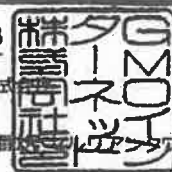
河上 定弘 様

GMOとくとくBB

GMOインターネット株式会社

〒150-8512

東京都渋谷区桜丘町26番地



[電話番号] 0570-045-109

[FAX番号] 03-5456-2556

[E-mail] info@gmobbb.jp

[URL] https://gmobb.jp/support/

御 請 求 書

請求書発行日 2025年12月20日

請 求 年 月 2025年12月

【お客様番号】 【請求書番号】 052512014159310	今回請求額	¥836
	お支払期日	2025年12月25日
	送込先銀行	*****
	送込先支店	*****
	口座番号	*****
	口座名義	*****

■ご注意事項■

※当請求書における消費税率等の判定は取引日を基準にしております。

※お支払い方法が「クレジットカード」の場合、お支払い日は各クレジットカード会社のお引き落とし日に準じます。

※お支払い方法が「口座振替」の場合、お引き落とし予定日は毎月27日です。(金融機関休業日の場合は翌営業日となります)

※同一請求月において、請求書が複数に分かれて発行される場合がございます。

※インボイス制度適用前に作成されたご請求書においては、表記が一部空欄となります。ご了承ください。

※KDDI各種サービスご利用分(オプション料金)の適格請求書につきましてはKDDI株式会社にてご確認ください。

※GMOひかりテレビ視聴サービス利用料の適格請求書につきましてはスカパーJSAT株式会社にてご確認ください。

※GMOとくとくBBのサービスは各種規約(<https://gmobb.jp/agreement/>)に基づいて提供しております。必ずご確認ください。

ご利用内容の小計 (A+B+C)			請求小計 (A)		836
税率	税込金額	消費税額	取引小計 (B)		0
10%	836	76	クーポン利用 (C)		0
			デビット・ポイント利用 (D)		0
			税込金額 (A+B+C)		836
			今回請求額 (A+B+C+D)		836

ご利用内容の内訳				
取引日	請求明細	税率	税込金額	
2025/12/31	とくとくセット2025年12月利用分	10%	0	
2025/12/31	フレッツ光ファミリー接続サービス2025年12月利用分	10%	836	
2025/12/31	とくとくクラブ2025年12月利用分	10%	0	

請求書

1205

2025年12月20日

河上定弘事務所 御中

下記の通り請求申し上げます。

692-0017 島根県安来市下坂田町105-1
 安来市場運送(有) 生田ビル
 TEL:0854-22-2672 FAX:0854-23-1651
 登録番号: T828000200448
 取引銀行: 山陰合同銀行 智生通支店
 普通 2513623

商品名	金額
生田ビル 電気代 (R7.11/21~12/20)	¥14,606
課税(10%)対象額	¥14,606
うち消費税相当額	¥1,328
税込合計金額	¥14,606

R7.12月分電気料金請求明細書
 河上定弘事務所 様

安来市場運送(有) 生田ビル
 安来市下坂田町105-1 0854-22-2672

	今月指示数	前月指示数	今月使用量	使用料金	基本料金	①+②計
電灯料金	2969	2830	139	33.38	1,140	5779.82
			0	4639.82		
			0			
			0			
電力料金	36085	36044	41	33.38	7,458	8826.58
			0	1368.58		
			0			
			0			

今月請求額	¥14,606
うち消費税相当額	¥1,328

ホーム

残高・照会

振込・振替・
払込

定期・積立

外貨

ローン

各種お申込・
手続き

画面ID: BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

1205

依頼状況

受付番号 1221003 受付日時 2025年12月21日 14時36分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 曾生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社サカキ

金額 14,606円

引落合計金額 14,606円（手数料0円）

日付 指定日 12月21日

取引区分 振込

振込依頼人名 株式会社

$$14.606 \times 80\% = 11.684$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ホーム

残高・照会

振込・振替・
払込

定期・積立

外貨

ローン

各種お申込・
手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

1206

依頼状況

受付番号 1221002 受付日時 2025年12月21日 14時36分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替品
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社カワサキ

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 12月21日

取引区分 振込

振込依頼人名 カワサキ

$$54,400 \times 80\% = 43,520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

1207

領収証		No.	
河上定弘様		R7年12月26日	
金額	¥20000-	内	
		8%(税込・税抜)金額	消費税額等
		10%(税込・税抜)金額	消費税額等
但 ☒ 車利用代と12			
☐ 飲食料品等(軽減税率対象)			
上記正に領収いたしました		現金・カード・()	
〒683-0804 米子市米原1丁 石田自動車南 石田和 登録番号 T9810556 石田自動車南			

HISAGO#787

$$20000 \times 50\% = 10000$$

1208

領 収 証 2025 年 12 月分
登録番号 T7-2700-0200-6359
河上 定弘 様

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額	領 収 印
日本海新聞 (8%対象3,056円 消費税244円)	1	3,300	
合計金額		¥3,300	

12月26日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有)タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7

☎ 32-6041

FAX 32-6051

$$3.300 \times 100\% = 3.300$$

(2 / 2 ページ)

1209

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 12月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分			
7,697	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	合算
	-1,290	光はじめ割	合算
	500	ひかり電話（基本料）	合算
	400	ナンバーディスプレイ使用料	合算
	1,000	ボイスワープ使用料	合算
	400	複数チャネル使用料	合算
	100	追加番号使用料	合算
	104	ひかり電話（通話料）	合算
	176	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	合算
	8	ユニバーサルサービス料他	合算
	150	発行手数料	合算
	50	収納手数料	合算
	699	消費税等相当額（合計）	合算
◇合計	7,697	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円（税込）が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（N.T.T東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
河上 定弘 様

お客様番号

2025年12月ご請求分

金額(円)

¥7,697-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問い合わせ先 (無料)

0800-3335550

さい。収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

$$7.697 \times 80\% = 6.157$$

河上 定弘 様

GMOとくとくBB

GMOインターネット株式会社
〒150-8512
東京都渋谷区横丘町26番1号



[電話番号] 0570-045-109
[FAX番号] 03-5456-2556
[E-mail] info@gmob.jp
[URL] https://gmobb.jp/support/

御 請 求 書

請求書発行日 2026年03月14日
請 求 年 月 2026年01月

【お客様番号】 【請求書番号】 052601054159310	今 回 請 求 額	¥836
	お 支 払 期 日	2026年01月26日
	振 込 先 銀 行	*****
	振 込 先 支 店	*****
	口 座 番 号	*****
	口 座 名 義	*****

■ご注意事項■
※当請求書における消費税率等の判定は取引日を基準にしております。
※お支払い方法が「クレジットカード」の場合、お支払い日は各クレジットカード会社のお引き落とし日に準じます。
※お支払い方法が「口座振替」の場合、お引き落とし予定日は毎月27日です。（金融機関休業日の場合は翌営業日となります）
※同一請求月において、請求書が複数に分かれて発行される場合がございます。
※インボイス制度適用前に作成されたご請求書においては、表記が一部空欄となります。ご了承ください。
※KDDI各種サービスご利用分（オプション料金）の適格請求書につきましてはKDDI株式会社にてご確認ください。
※GMOひかりテレビ視聴サービス利用料の適格請求書につきましてはスカパーJSAT株式会社にてご確認ください。
※GMOとくとくBBのサービスは各種規約(<https://gmobb.jp/agreement/>)に基づいて提供しております。必ずご確認ください。

ご利用内容の小計 (A+B+C)			請 求 小 計 (A)	836
税 率	税 込 金 額	消 費 税 額	割 引 小 計 (B)	0
10%	836	76	クーポン利用 (C)	0
			デビット・ポイント利用 (D)	0
			税込金額 (A+B+C)	836
			今回請求額 (A+B+C+D)	836

ご利用内容の内訳				
取 引 日	請 求 明 細		税 率	税 込 金 額
2026/01/31	とくとくセット2026年01月利用分		10%	0
2026/01/31	フレッツ光ファミリー接続サービス2026年01月利用分		10%	836
2026/01/31	とくとくクラブ2026年01月利用分		10%	0

101



BBnaviマイページ

メニュー

請求履歴	返金履歴	入金履歴	お支払い方法
▼	▼	▼	▼

ご入金の履歴をご確認いただけます

2026年

入金日	入金方法	入金額
2026/03/04	クレジットカード	836円
2026/02/04	クレジットカード	836円
2026/01/07	クレジットカード	836円

※ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

2026年



表示

$836 \times 80\% = 668$

ご利用中のサービス

開く

請求・お支払い

開く

お客さま情報

>

よくあるご質問・サポート

>

- ※当ウェブサイト上に掲載されている「ドコモ光」は株式会社NTTドコモの商標です。
- ※当ウェブサイト上に掲載されている「v6プラス」は、株式会社JPIXの商標です。
- ※当ウェブサイト上に掲載されている「クロスパス」はアルテリア・ネットワークス株式会社の商標です。



Copyright (C) 2026 GMO Internet, Inc. All Rights Reserved.

GMOINTERNET

GMOインターネットグループのセキュリティ事業について

世界初総合ネットセキュリティサービス「GMOセキュリティ24」 パスワード漏洩診断 Webサイトリスク診断
セキュリティ相談AIチャットボット

実在証明・盗聴対策 サイバー攻撃対策（GMOサイバーセキュリティ byイエラエ） サイバー攻撃対策（GMO Flatt Security）

セキュリティ事業の軌跡

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

105

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0122004 受付日時 2026年01月22日 18時41分

依頼内容



金融機関名 山陰合同銀行

支店名 留生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 ヤス・イハ・カサリ(1

金額 16,270円

引落合計金額 16,270円（手数料0円）

日付 指定日 01月22日

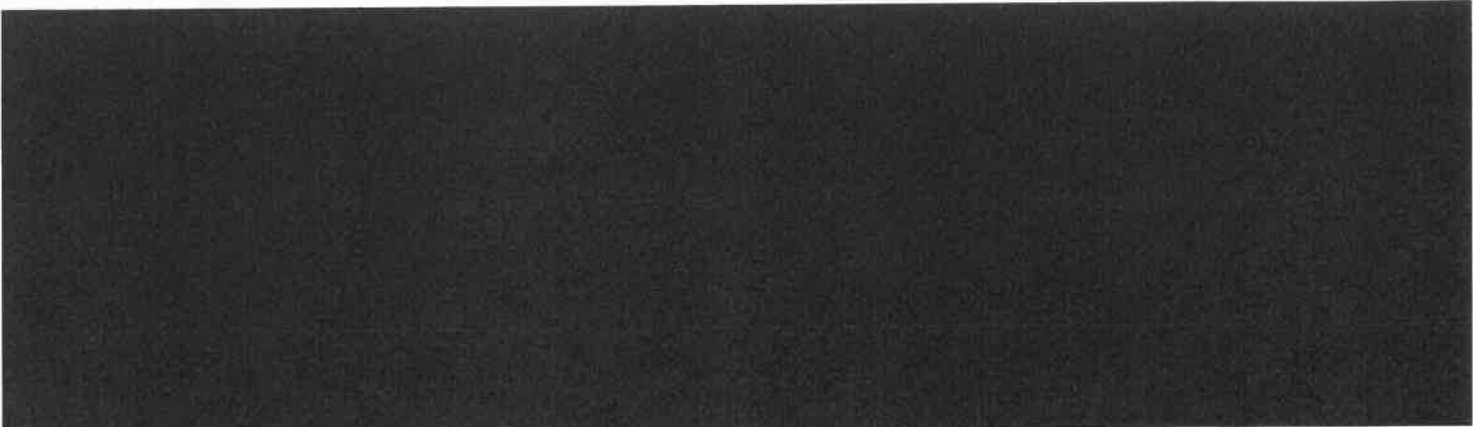
取引区分 振込

振込依頼人名 カサリ ヤス

$$16,270 \times 80\% = 13,016$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る



ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨・ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

106

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0122003 受付日時 2026年01月22日 18時41分

依頼内容

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社カワサキ

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 01月22日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 裕二

$$54,400 \times 80\% = 43,520$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

683-0802

発行年月日 2025 年 12 月 22 日

鳥取県米子市東福原4-20-7生田ビル303号

協和システム 株式会社

683-0853 鳥取県米子市西三柳3768-1

河上定弘事務所 様

TEL:0859-24-1800 FAX:0859-24-1808

振込先: 山陰合同銀行 米子西支店

口座番号: (普通) 2152133



登録番号: T2270001003213

12 月 20 日 締切	請求明細	1 枚	68301352	0006		
前回請求額	御入金額	繰越額	今回お買上額	消費税額	今回お買上総額	今回請求額
0	0	0	17,920	1,792	19,712	19,712

月日	伝票No	区分	品番	品名	数量	単価	金額
12/09	064082	11	ST	複合機レンタル料 10~12月分	3ヶ月		
12/09	064082	11	FQ-00008	カウンター料金 モノクロ	869枚	4,000.00	12,000
12/09	064082	11	FQ-00007	カウンター料金 カラープリント	63枚	5.00	4,345
						25.00	1,575
				*小計			17,920
				10.00%対象 税抜金額 17,920円	消費税等	1,792円	

上記の通り御請求申し上げます。

区分(売上) 1:売上 2:返品 3:商品値引 4:伝票値引 5:その他売上

(入金) 1:現金 2:小切手 3:手形 4:相殺 5:債引 6:振込 7:その他

107

請求書

Page. 1

発行年月日 2026 年 1 月 21 日

鳥取県米子市東福原4-20-7生田ビル303号

協和システム 株式会社

683-0853 鳥取県米子市両三柳 3768-1:

河上定弘事務所 様

TEL:0859-24-1800 FAX:0859-24-1808

振込先：山陰合同銀行 米子西支店

口座番号：(普通) 2152133

登録番号：T2270001003213

1 月 20 日 締切		請求明細	1 枚	68301352	0006		
前回請求額	御入金額	繰越額	今回お買上額	消費税額	今回お買上総額	今回請求額	
19,712	0	19,712	0	0	0	19,712	

月 日	伝票No	区分	品 番	品 名	数 量	単 価	金 額

上記の通り御請求申し上げます。

区分(売上) 1:売上 2:返品 3:商品値引 4:伝票値引 5:その他売上

(入金) 1:現金 2:小切手 3:手形 4:相殺 5:値引 6:振込 7:その他

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立・外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

107

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0122002 受付日時 2026年01月22日 18時40分

依頼内容

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子西支店

預金種類 普通

口座番号 2152133

受取人名 株式会社カ

金額 19,712円

引落合計金額 19,712円（手数料0円）

日付 指定日 01月22日

取引区分 振込

振込依頼人名 株式会社カ

$$19,712 \times 80\% = 15,769$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ご請求内訳 (お客様番号)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

お客様番号

2026年 1月ご請求分

金額(円)

¥7,627-

受取人

NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

收 日 附

26.1.24

收入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

$$7.627 \times 80\%$$
$$= 6.101$$

電話ユニバーサルサービス料他には、2025年4月から2026年3月利用分まで、電話ユニバーサルサービス料（税込2.2円/番号）に加え、電話リレーサービス料（税込1.1円/番号）が含まれます。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、2026年は3月利用分のみ税込2.2円/回線を適用します。

領収証

No.

河上定弘様

R8 年 1 月 28 日

金額						
		¥	2	0	0	0 0 -

内	8%(税込・税抜)金額	消費税額等
	/	/

10%(税込・税抜)金額	消費税額等
/	/

但 ☒

車使用代と12

☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

現金 カード・()

〒683-0804 米子市米原1

石田自動車

石田和

登録番号 T981055

$$20000 \times 50\% = 10000$$

110

領 収 証
河上 定弘

2026 年 1 月分
登録番号 T7-2700-0200-6359
様

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額
日本海新聞 (8%対象3,056円 消費税244円)	1	3,300
合計金額		¥3,300



/ 月 30 日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有) タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原 7-2-7 ☎ 32-6041
FAX 32-6051

$$3.300 \times 100\% = 3.300$$

河上 定弘 様

GMOとくとくBB

GMOインターネット株式会社

〒150-8512

東京都渋谷区桜丘町26番地

[電話番号] 0570-045-109

[FAX番号] 03-5456-2556

[E-mail] info@gmobb.jp

[URL] https://gmobb.jp/support/

御 請 求 書

請求書発行日 2026年03月14日

請求年月 2026年02月

【お客様番号】 【請求書番号】 052602024159310	今 回 請 求 額	¥836
	お 支 払 期 日	2026年02月25日
	振 込 先 銀 行	*****
	振 込 先 支 店	*****
	口 座 番 号	*****
	口 座 名 義	*****

■ご注意事項■

※当請求書における消費税率等の判定は取引日を基準にしております。
※お支払い方法が「クレジットカード」の場合、お支払いは各クレジットカード会社のお引き落とし日に準じます。
※お支払い方法が「口座振替」の場合、お引き落とし予定日は毎月27日です。(金融機関休業日の場合は翌営業日となります)
※同一請求月において、請求書が複数に分かれて発行される場合がございます。
※インボイス制度適用前に作成されたご請求書においては、表記が一部空欄となります。ご了承ください。
※KDDI各種サービスご利用分（オプション料金）の適格請求書につきましてはKDDI株式会社にてご確認ください。
※GMOひかりテレビ視聴サービス利用料の適格請求書につきましてはスカパーJSAT株式会社にてご確認ください。
※GMOとくとくBBのサービスは各種規約(<https://gmobb.jp/agreement/>)に基づいて提供しております。必ずご確認ください。

ご利用内容の小計 (A+B+C)			請 求 小 計 (A)	836
税 率	税 込 金 額	消 費 税 額	割 引 小 計 (B)	0
10%	836	76	クーポン利用 (C)	0
			デPOSIT・ポイント利用 (D)	0
			税込金額 (A+B+C)	836
			今回請求額 (A+B+C+D)	836

ご利用内容の内訳				
取 引 日	請 求 明 細	税 率	税 込 金 額	
2026/02/28	とくとくセット2026年02月利用分	10%	0	
2026/02/28	フレッツ光ファミリー接続サービス2026年02月利用分	10%	836	
2026/02/28	とくとくクラブ2026年02月利用分	10%	0	



BBnaviマイページ

メニュー

請求履歴



返金履歴



入金履歴



お支払い方法



ご入金の履歴をご確認いただけます

2026年

入金日	入金方法	入金額
2026/03/04	クレジットカード	836円
2026/02/04	クレジットカード	836円
2026/01/07	クレジットカード	836円

※ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

2026年



表示

$$836 \times 80\% = 668$$

ご利用中のサービス

開く

請求・お支払い

開く

お客さま情報



よくあるご質問・サポート



※当ウェブサイト上に掲載されている「ドコモ光」は株式会社NTTドコモの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「v6プラス」は、株式会社JPIXの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「クロスパス」はアルテリア・ネットワークス株式会社の商標です。



Copyright (C) 2026 GMO Internet, Inc. All Rights Reserved.

GMO INTERNET

GMOインターネットグループのセキュリティ事業について

世界初総合ネットセキュリティサービス「GMOセキュリティ24」 パスワード漏洩診断 Webサイトリスク診断

セキュリティ相談AIチャットボット

実在証明・盗聴対策 サイバー攻撃対策 (GMOサイバーセキュリティ byイエラエ) サイバー攻撃対策 (GMO Flatt Security)

セキュリティ事業の軌跡

県議会だより「架け橋」第6号 按分率の根拠

・印刷面の面積(B3 両面)

$$360 \text{ mm} \times 515 \text{ mm} \times 2 = 370,800 \text{ mm}^2$$

・他の用務に係る部分の面積

イラスト 1

$$38 \text{ mm} \times 25 \text{ mm} = 950 \text{ mm}^2$$

SNS + 現職 + プロフィール + イラスト 2

$$40 \text{ mm} \times 240 \text{ mm} = 9,600 \text{ mm}^2$$

・政務活動に係る部分の面積

$$370,800 \text{ mm}^2 - (950 + 9,600) \text{ mm}^2 = 360,250 \text{ mm}^2$$

・按分率

$$360,250 \div 370,800 = 0.971\cdots \div 0.97 (\text{小数第 3 位以下切捨})$$

よって **97%** となります。

205

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請 求 書

No. 33917

683-0802

鳥取県米子市東福原4-20-7
生田ビル303

8年 1月 20日



〒683-0103 鳥取県米子市富益町82-9
Tel(0859)25-1222
Fax(0859)25-1333
登録番号 T2270001003535

代表取締役 手島 充

河上定弘 様

取引銀行 鳥取銀行 旗ヶ崎支店 (当)2476731 山陰合同銀行 境港支店 (普)2312382
島根銀行 米子支店 (普)0263565 米子信用金庫 弓ヶ浜支店 (普)0077406

担当: 事務所

下記の通りご請求申し上げます。

TEL0859-36-8522 FAX0859-36-8533

品 番 ・ 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
県議会だより 架け橋 第6号 4/4c	55,000	枚		400,000	
			消費税等	40,000	
税 率 10.0	課税対象額 ¥400,000		消費税等 ¥40,000		

※明細金額：税抜きです。

摘要:

--	--

合 計

¥440,000

内消費税等
(40,000)

ホーム 残高・照会

振込・振替・
払込

定期・積立

外貨

ローン

各種お申込・
手続き

画面ID : BNS051

205

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0216002 受付日時 2026年02月16日 15時12分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 境港支店

預金種類 普通

口座番号 2312382

受取人名 カ)アリアイ

金額 440,000円

引落合計金額 440,000円（手数料0円）

日付 指定日 02月16日

取引区分 振込

振込依頼人名 カ)カミ ヴァビ

$$440,000 \times 97\% = 426,800$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

[illegible]

ホーム

残高・照会

振込・振替・
払込

定期・積立

外貨

ローン

各種お申込・
手続き

画面ID : BNS051

206

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0216001 受付日時 2026年02月16日 15時11分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子支店

預金種類 当座

口座番号 1047412

受取人名 山陰合同銀行

金額 337,197円

引落合計金額 337,197円（手数料0円）

日付 指定日 02月16日

取引区分 振込

振込依頼人名 山陰合同銀行

$$337.197 \times 99\% \\ = 327.081$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る



かわかみさだひろ
河上定弘

鳥取県議会議員

第6号
2026.1

県議会だより「架け橋」

〒883-0802 米子市東福原4-20-7 生田ビル303
河上定弘事務所 TEL:0859-36-8522 FAX:0859-36-8533

HP <https://www.kawakami475.com>
info@475kawakami.com

平素より県議会議員活動に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。



さて、私は昨年6月に「鳥取県議会・地域県土警察常任委員長」を拝命し、県民の皆様へ安全・安心な暮らしを守る重要な役割を担うこととなりました。今後も責任ある委員会運営に全力で取り組みます。

また、6月定例県議会では最大会派を代表して代表質問に立ち、様々な課題について知事はじめ県執行部と幅広く議論し、県政全体の方向性を示す大切な機会となりました。一日がかりの質疑で大変ではありましたが、多くの方々に傍聴いただき、大きな励みとなりましたし、県議の仕事を理解していただく良い機会になったと感じています。

2026年を迎え、予想だにしない米国によるベネズエラの大統領の拘束など国際情勢は一層不透明さを増しております。また、国内では引き続き物価高対策が喫緊の課題であり、鳥取県西部・島根県東部を中心に震度5強の地震が発生するなど、県民の安全・安心な暮らしをどう守っていくのかが、改めて問われています。引き続き、「無信不立」を胸に、誠心誠意「架け橋」として県政に尽くしてまいりますので、私の県議会議員活動にご指導・ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

令和八年一月

鳥取県議会議員 河上定弘

6月定例会

会期22日
6月8日～30日

代表質問

■平井県政5期目の折り返しを迎えて

任期後半への意気込みは
質問 人口減少社会をはじめ多くの課題が山積する中、任期後半を迎え、県政運営に臨む平井知事の決意を伺う。

知事答弁 この不透明な時代を乗り越えるために、将来に向けた確かな礎を築くことが重要。次の世代を見据え、若者や男女共同参画といった新たな視点を県政の中心に据え、地域と人を育てながら、小さくともダイヤモンドのように輝き得る地域を目指したい。

■全国知事会議の本県開催

質問 昨年11月30日の「日本創生に向けた人口戦略フォーラム鳥取」開催の流れを踏まえ、次は「全国知事会議」の本県開催を目指してはどうか。人口最少県である本県に全国の知事が一堂に会し、人口減少に伴う諸課題を議論することは、極めて意義深いと考える。

知事答弁 来年度、夏の全国知事会議の本県開催を目指したい。立場の違いはあるが、47都道府県が一堂に会し、人口最少県が直面する実情やそれを乗り越えようとする取組を、大都市部も含めて共有し、理解を深め、地方の現状を実感してもらう機会としたい。

■物価高騰、トランプ関税等への対応

質問 トランプ関税は、物価高騰や少子高齢化・人口減少に伴う人手不足で厳しさを増す県民生活や企業活動に更なる影響を及ぼし兼ねない。県内企業への今後の情勢変化に即応した柔軟な対応について伺う。

知事答弁 県民生活に影響が出ている物価高対策は急ぐ必要がある。生活困難者対策や光熱費支援などを本議会に提案している。今後の国際情勢や国の新たな追加対策なども注視しながら、機動的に対応していきたい。

災害に強い地域づくり

■自然災害への備えと公共投資の重要性

質問 県民の命と暮らしを守り抜くため、頻発化・激甚化する自然災害に備えた公共投資は極めて重要。公共事業予算の安定的・持続的な確保に向け、国への大規模な予算措置を求めるとともに、県事業において、資材価格や労務費の高騰を踏まえた上で、必要な事業量が確保されるよう予算措置を講じるべきと考えるが所見を伺う。

知事答弁 令和5年の台風7号災害においては、事前に河床掘削や樹木伐採を行っていなければ、はるかに深刻な人命や住居被害が出ていた可能性がある。防災・減災のために、平時からの備えは極めて重要。国に必要な予算の確保や弾力的な事業執行を求めるとともに、公共土木を担う事業者とのパートナーシップを重視し、物価高等の影響により事業執行に支障が生じないよう万全を期す。

■建設分野を支える人材の確保

質問 人手不足を背景に、県発注の公共工事における人札不調率は令和6年度に約16%に上っている。建設業界の人手不足解消に向けた取組の強化とともに、採用数が予定に達していない県庁の土木職員の安定的な確保を進め、公共事業の着実な推進を図るべきと考えるがどうか。

知事答弁 建設業界における最大のボトルネックは人材確保であり、年々深刻化している。市町村を含めた官民連携による協議体を設けるとともに、〇〇の積極的な活用など、若者や女性にも選ばれる取組を進め、県内定着に繋がる施策を順次事業化していきたい。

■防災と地域発展を支える道路交通網

質問 鳥取南北道路、北条湯原道路、江府三次道路、米子境港間を結ぶ高規格道路など、本県における道路インフラ整備は喫緊の課題。道路交通網のミッシングリンク解消に向けた早期整備への期待と今後の見通しについて伺う。

知事答弁 道路ネットワークの分断は大きな損失。災害時の避難路確保や日常の渋滞解消などの観点からも、道路整備は極めて重要で、緊急性が高い。残る任期の2年間は、ミッシングリンクの解消に全力で取り組む。計画段階評価に着手した米子境港間の高規格道路や都市計画審議会が開催される鳥取南北道路など、将来に向けた道筋を確かなものにする重要な局面であり、丁寧に仕上げていきたい。

安全・安心なまちづくりへの県の役割強化
質問 まちづくりや狭い道路の解消に向け、今後、市町村と連携しながら県としても技術的な支援や財政的な後押しなど、より積極的に関与すべきと考えるがどうか。

知事答弁 周辺の関係者の協力が必要不可欠。国の「柔らかな区画整理事業(※)」なども始まり、本県でも適用の余地が十分にあると思う。県として支援も行いながら、市町村と共に促進を図りたい。

※柔らかな区画整理事業 小規模 短期間・民間主導型の土地区画整理事業

広域防災拠点としての本県の使命と可能性
質問 本県は、災害リスクの相対的な低さや地理的優位性に加え、米子空港や特定利用港指定された境港、航空自衛隊美保基地や陸上自衛隊米子駐屯地が所在し、災害時の物資・人員のハブとなる防災インフラが集積している。令和8年度中に新設予定の「防災庁」の分庁的機能や拠点の誘致、更には災害拠点病院としての鳥取大学医学部附属病院との連携強化を通じ、本県が広域防災拠点として国民の安全・安心を支える中核を担うことを期待するが、所見を伺う。

日本海側の広域防災拠点としての役割を担ってきたい。

人口減少社会における県政運営
若者とともに創る県政の未来

質問 人口減少と少子高齢化が急速に進む中、令和5年7月に若者の声を県政に反映させることを目的に創設された「ことり未来創造タスクフォース」が果たしてきた役割とその評価について伺う。

知事答弁 少子化・人口減少の時代において、若者の発想を生かした政策づくりは重要。これまで多くの提案を県政に反映してきた。人材育成の観点からも意義のある取組であり、今後も継続したい。

女性に選ばれる地域づくり
質問 アンコンシヤス・バイアス(※)の解消など、女性に選ばれる地域づくりを進めるため新設された知事直轄の「男女協働未来創造本部」の設置の意図と狙いについて伺う。

知事答弁 本県の持続的な発展のため、若者とともに女性に暮らしやすく、働きやすい環境づくりは必要不可欠。本県の「エンターギャップ指数」は、全国で行政部門でトップ、経済部門も2位であるが、アンコンシヤス・バイアスの解消など、なお取り組むべき課題もある。社会全体で意識改革を進め、実効性ある取組に繋げたい。

※アンコンシヤス・バイアス 本人が気づかないうちに持っている無意識の思い込みや偏見のこと

子どもを安心して産み育てられる環境
質問 経済的・心理的負担の軽減に向け、出会いから結婚、出産、子育てまでを切れ目なく支える一貫した支援体制の更なる充実・強化が必要と考えるがどうか。

知事答弁 出会いづくりから不妊治療、産後ケアなど、全国一步先をいく取組を進めてきた。今後もその流れを維持しながら、切れ目のない支援体制を更に充実させていきたい。

県民の安全・安心な暮らしの実現
共生社会の実現を目指して



知事答弁

質問 共生社会の実現に向け、障がいのある方々をはじめ、福祉関係者、地域住民、行政が一層連携して取り組むことが重要と考えるが、所見を伺う。

知事答弁 本県では、国連の障害者権利条約を踏まえ、「あいサポート運動」を立ち上げ、共生社会づくりを進め、現在「あいサポート」は国内外で70万人を超えている。今後も「あいサポート」と「フォーラム」などのように福祉関係者、地域住民、行政が連携し、共生社会への理解と実現に向けて取り組んでいきたい。

外国人材の受け入れ体制強化
質問 県内の介護分野では有効求人倍率が3倍を超える中、養成機関の廃止も相まって、人材確保は一層厳しさを増している。外国人材の活用も見据え、介護事業者や関係機関のニーズ把握と、受入環境整備の充実・強化を進めるべきと考えるが所見を伺う。

知事答弁 介護人材の確保は喫緊の課題。国の育成就労制度への移行も見据え、外国人材と県内の介護施設を繋ぐ仕組みづくりや動き始めたところ。今後、現場の声を丁寧に聞きながら、受入環境の整備と制度の改善を進めていきたい。

新体制下における治安対策強化への取組
質問 特殊詐欺など犯罪が巧妙化・多様

化する中、県下の治安をどう維持し、県民の安全・安心な暮らしを守っていくのか、3月31日付で就任された青山警察本部長に伺う。

警察本部長 今春、匿名・流動型犯罪グループ対策室を新設し、県内外の関係機関と連携し取り組んでいる。今後、刻々と変化する治安情勢に的確に対応し、安全で安心な鳥取県を実現できるように、警察職員一人一人が目的意識を持って、日々の職務に全力で臨んでいきたい。

地域経済の活性化に向けて
空港の機能強化と路線の拡充
質問 米子鬼太郎空港では、ソウル便の週5便、香港便の週3便に加え、本年5月29日から台北便の定期就航が開始された。こうした国際路線の維持・拡充のための対策と、あわせて国内地方空港との新規路線開設についての考えを伺う。

知事答弁 インバウンドはもちろんアウトバウンドの需要喚起が重要。バスポート取得支援、グループ旅行や乗継ぎ利用への助成、教育旅行の促進など利用拡大を図っていきたい。また、新規路線については、関係先と協議を進めている。まずはチャーター便の就航から定期路線化につなげていければと考えている。

食料安全保障を踏まえた農業政策
質問 この度のコメ価格高騰を経験し、改めて安全・安心で美味しいお米を適正価格で食することができる価値を強く実感した。水田は単なる食料生産の場にとどまらず、国土の保全、防災や環境負荷の低減といった多面的な機能も担っている。耕作放棄地の解消も含め、水田を守る取組が地域社会の持続可能性を支えるものだと考えるが、所見を伺う。

知事答弁 水田を守ることは、地域と国土を守ることもである。米価については、消費生活と生産の両方を満たす形を模索しないといけない。今回、米価のモニタリングを新たに月2回実施することによって、向もできるだけ把握できるようにした。

それも踏まえ、政府にもしつかり訴えていきたい。また、小規模な農業者向けの新しい機械導入支援や、生産効率の向上、省力化などの支援を通じ、米の安定生産と増産を後押ししていきたい。

■教育の充実に向けて 県立高校の今後のあり方

質問 少子化の進行と来年度の私立高校授業料無償化を見据えた本県の県立高校の教育施策について、教育長の所見を伺う。

教育長答弁 県立高校は地元人材の育成・輩出という使命も担っている。ふるさとキャリア教育を通じ、その強みや特色を明確にし、中学生や保護者、地域にしっかりと伝えていくことが必要。私立高校も含め、少子化の中でも本県の未来をしつかり支えていける人材育成に取り組んでいきたい。

知事答弁 スマート農業は省力化や生産性向上のために重要。圃場整備などの基盤整備や位置情報の測位のための通信設備などハードの環境整備も含め、しっかりと支援していきたい。

スポーツ振興に向けた取組

質問 8年後の令和15年に予定される国民スポーツ大会の本県開催に向け、今後の対応について伺う。

知事答弁 国のワーキンググループで現在、国スポの開催要件が検討がされている。その結果を踏まえ、市町村も含めて過大な負担とならないようにしつつ、競技力向上や、若者や子どもたちの将来に繋がる大会となるよう準備を進めたい。

拠点施設となる水泳施設の再整備

質問 通年利用が困難な県営東山水泳場と、老朽化が進む皆生市民プールの現状を踏まえ、年間を通じて利用可能な新たな屋内プール施設の整備を検討してはどうか。多数のオリンピック選手を輩出している本県の水泳競技の更なる競技力強化に加え、学校教育や県民の健康づくり、生涯スポーツの推進の観点からも重要と考えるが、所見を伺う。

知事答弁 米子市も水泳授業で民間プールの活用を進めており、屋内プールをどう整備していくかは重要な課題と認識している。近いうちには方向性が見える国民スポーツ大会の動向も踏まえ、米子市との協議を進めたい。



鳥取大学と連携した教育人材確保

質問 昨年度は、特に小学校教諭の採用予定数150人に対し、採用者は102人にとどまるなど、教員確保が喫緊の課題。今後の安定的な人材確保に向け、鳥取大学地域学部の教員養成コースの充実を図るとともに、大学・県行政・県教育委員会の三者による連携強化を進めるべきと考える

がどうか。
知事答弁 教員確保は全県的な課題であり、鳥取大学、県、県教育委員会、私学関係者と連携、協働していく組織を立ち上げて、実となる具体策に繋げていきたい。

■戦後80年を迎えて

質問 本年、我が国は戦後80年の節目を迎えた。今日の平和と繁栄は、私たちにその歩みを繋いでくださった先人たちの不断の努力の積み重ねによるものであり、改めて深い敬意と感謝を表する。国際紛争や地域の分断などが懸念される現状において、平和への想いと、次世代へどう継承していくつもりか伺う。

知事答弁 この機に平和の尊さを子どもたちに伝え、次の世代へ確実に引き継いでいかなければならない。世界の恒久平和を願い、県としても記念事業「平和の祈りと誓いの集い」の開催を検討したい。

12月定例会

会期 22日
12月1日～22日

一般質問

障がい者支援の充実

障がい者のための居場所づくり

質問 障がいのある方やその家族が安心して暮らせるよう、在宅や入所施設など多様な選択肢をどのように整備していくのか、今後の施策の方向性を伺う。

知事答弁 レスパイトを含むきめ細かな支援を充実させながら、施設と在宅の双方をバランスよく整えることが重要。在宅で暮らす方が多い現状を踏まえた在宅支援の強化と、施設整備の充実を両立させ、今後も現場の声を踏まえ、県の独自支援の充実・改善を進めていきたい。

※レスパイト・介護や育児など、日頃誰かの世話をしている人が休息できるよう支援すること

重度障がい者のグループホームの支援

質問 人材確保が困難な中でも、重度障がい者やその家族が安心して地域で暮ら

せるよう、24時間看護体制を備えたグループホームの持続可能な運営への支援をどう充実していくのか伺う。
知事答弁 関係者と協議し、現場の実情に即した制度となるよう、新年度以降に助成単価や支援メニューの見直しを行い、障がい者サービスが安定的かつ持続的に提供される運営体制の構築に繋げていきたい。

■人材育成確保に向けた取組

米子工業高等専門学校(PBL)授業

質問 米子高専のPBL(※)授業に代表される、行政・学校・企業が連携した「共同教育」の取組をどう評価しているのか、また、今後の取組の充実や発展に向けた考えを伺う。

知事答弁 地元企業の課題解決に学生が主体的に取り組むことは、実践的な人材育成に繋がるとともに、学生と企業の結びつきを深める大きな意義もある。こうした共同教育の取組を高く評価しており、今後も継続・拡充に向けてしっかりと支援していきたい。

※PBL: Project Based Learningの略。文部科学省が推奨するアクティブラーニングの一つで、課題解決型学習。

産業教育手当の支給に向けて

質問 専門高校の教員の成り手不足が深刻化する中、全国で本県のみ不支給となつていく産業教育手当について、安定的な教員確保のためにも支給すべきと考え、教育長の所見を伺う。

教育長答弁 産業界を支える人材育成のためにも専門高校の教員確保は重要。産業教育手当の予算を確保し、ぜひ支給実施につなげたい。

※産業教育手当: 産業界に従事する工業・農業・水産業の専門高校教職員に支給される手当

残りは次号で

報告いたします。



委員会・政務活動

令和7年

- 6月 4日 皆生通事業振興会通常総会
6日 鳥取県経済同友会定時総会
7日 よなご日野郡人会定例総会
8日 中海・宍道湖一斉清掃
15日 福米西校区民大運動会
7月 11日 アジア国際ユースサッカーIN鳥取
12日 皆生温泉海遊ビーチ海開き式
15日 大山地域多機能拠点竣工式
25日 被害者支援を考える講演会
26日 福米西納涼大会／あかり夏祭り
8月 1日 高校生議会
20日 CHAXパラアスリートチーム後援会総会
23日 YONAGOデジタル健康／防災フェスタ
25～27日 地域県土警察常任委員会県外視察（北海道）



皆生海岸一斉清掃

- 9月 1日 岡山・鳥取両県議会土木関係常任委員会
4日 自衛隊家族会中国地域協議会会議
9日 インドとっとりデー（東京）
10日 福米西地区祝寿会
13日 福米中学校体育祭
14日 全国高校生手話パフォーマンス甲子園
19日 米子松蔭高等学校創立70周年記念式典
20日 とっとり防災フェスタ
27日 米子ケヤキ通り祭り／木の住まいフェア
10月 4日 福米西小学校秋季運動会
4・5日 国際ロータリー第2690地区地区大会
9日 会派「鳥取県議会自由民主党」国要望望
13日 全日本Challengedアクアスロン皆生大会
15日 米子西高等学校創立120周年記念祝賀会

- 10月 16日 高校出前講座
17日 決算審査特別委員会・福祉生活分科会 集中審査・現地調査
18日 RUNTOMO鳥取西部地区／農と食のフェスタinせいぶ
19日 お菓とフレイル予防／大山一斉清掃（秋）
22日 中海・宍道湖8の字ルート整備促進総決起大会
23日 山陰飲食の会鳥取交流会
25日 福米西公民館祭
28日 米子市社会福祉大会
30日 福米中学校文化祭／全国過疎問題シンポジウム2025in鳥取
11月 2日 中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練
3日 とっとり産業未来フェス／よなご国際交流フェスティバル
7日 中国横断自動車道岡山米子線整備促進総決起大会
9日 鳥取県西部地区オレンジリボンたすきリレー
12日 皆生通街路清掃／フラワーイルミネーションinとっとり花回廊
16日 よなご公共交通ふれあいフェスタ
20日 消防職員初任総合教育卒業式
22日 全国母子寡婦福祉研修大会
23日 鳥取県民短歌大会
24日 米子福生大風揚げ大会／拉致問題の早期解決を願う国民のつどいin米子
25日 国民スポーツ大会意見交換会
28日 鳥取県被害者支援フォーラム
30日 奏山クラブ創立60周年記念式典
12月 6日 あいサポートアートとっとり展
14日 陸上自衛隊米子駐屯地創設75周年記念行事
21日 米子市自動運転バス出発セレモニー
22日 国民スポーツ大会／全国障害者スポーツ大会知事表彰
23日 米子ソウル国際定期便ディリー運行記念セレモニー



防災フェスタ



地域県土警察常任委員会



県外視察常任委員会



赤沢大臣への会派要望



高校出前講座



福祉生活分科会集中審査・現地調査



オレンジリボンたすきリレー



岡山・鳥取両県議会土木関係常任委員会



RUNTOMO鳥取西部地区



米子市自動運転バス出発セレモニー



河上定弘
公式LINE

現職

鳥取県議会議員
鳥取県議会／地域県土警察常任委員会 委員長
会派／鳥取県議会自由民主党 副政務調査会長
自由民主党鳥取県支部連合会 青年局長

河上定弘 検索



プロフィール

昭和49年7月23日、日野郡江府町生まれ
江尾小学校、江府中学校、米子東高等学校 卒業
法政大学工学部土木工学科 卒業
東京大学大学院修士課程（社会基盤工学専攻）修了
鳥取県庁職員、システム開発会社（SE、PMとして）勤務
衆議院議員 赤沢亮正 公設秘書（秘書歴15年）
米子市在住（妻・長男・長女）



お客様ご請求番号
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2026年 2月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 8,294	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 光はじめ割	合 算 合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	合 算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	合 算
	1,000	ボイスワープ使用料	合 算
	400	複数チャネル使用料	合 算
	100	追加番号使用料	合 算
	200	ひかり電話 (通話料)	合 算
	624	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
	6	電話ユニバーサルサービス料他	合 算
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	754	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計 8,294	8,294	合計	合 算

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

河上 定弘 様

お客様番号

2026年 2月ご請求分

金額(円)

¥8,294-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

26.2.21

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

電話ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において電話のユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。電話リレーサービス料は、電話リレーサービス (聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、条件不利地域でのブロードバンドサービスの安定した提供を確保するためにご負担いただく料金です。

電話ユニバーサルサービス料他には、2025年4月から2026年3月利用分まで、電話ユニバーサルサービス料 (税込2.2円/番号) に加え、電話リレーサービス料 (税込1.1円/番号) が含まれます。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、2026年は3月利用分のみ税込2.2円/回線を適用します。

M20021121001 04021 03983 00 K

$$8,294 \times 80\% = 6,635$$

208

領 収 証

2026 年 2 月分
登録番号 T7-2700-0200-6359

河上 定弘 様

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額	領 収 印
日本海新聞 (8%対象3,056円)	1	3,300 消費税244円)	
合計金額		¥3,300	

2 月 27 日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有) タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原 7-2-7

☎ 32-6041
FAX 32-6051

$$3300 \times 100\% = 3300$$

領収証

No.

河上定弘様

R8年 2月 27日

金額

¥20000-

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

但 ☒

自動車利用料

☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

現金・カード・()

〒683-0804 米子市米原1

石田自動車

石田和

登録番号 T9810556479950

HISAGO#787

$$20,000 \times 50\% = 10,000$$

請求書

2026年2月20日

河上定弘事務所 御中

下記の通り請求申し上げます。

692-0017島根県安来市下坂田町105-1

安来市場運送(有)/生田ビル

TEL:0854-22-2672 FAX:0854-23-1051

登録番号: T8280002004484

取引銀行：山陰合同銀行 皆生通支店

普通 2513623

[illegible]

R8.2月分電気料金請求明細書

河上定弘事務所 様

安来市場運送(有) 生田ビル

安来市下坂田町105-1 0854-22-2672

	今月指示数	前月指示数	今月使用量	使用料金	基本料金	①+②計
電灯料金	3253	3113	140	31.07	1,140	5489.8
			0	4349.8		
			0			
			0			
電力料金	36294	36170	124	31.07	7,458	11310.68
			0	3852.68		
			0			
			0			

今月請求額

¥16,800

うち消費税相当額 ￥1.527

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

2/0

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0228001 受付日時 2026年02月28日 15時15分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社〇〇〇(1)

金額 16,800円

引落合計金額 16,800円（手数料0円）

日付 指定日 02月28日

取引区分 振込

振込依頼人名 株式会社〇〇〇

$$\begin{aligned} &16,800 \times 80\% \\ &= 13,440 \end{aligned}$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ホーム 残高・照会

振込・振替・
払込

定期・積立

外貨

ローン

各種お申込・
手続き

画面ID: BNS051

211

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0228002 受付日時 2026年02月28日 15時16分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社カワサキ

金額 54,400円

引落合計金額 54,400円（手数料0円）

日付 指定日 02月28日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 祥太郎

54,400 × 80%

= 43,520

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

河上 定弘 様

GMOとくとくBB

GMOインターネット株式会社
〒150-8512
東京都渋谷区桜丘町26番1号

[電話番号] 0570-045-109

[FAX番号] 03-5456-2556

[E-mail] info@gmobbb.jp

[URL] https://gmobb.jp/support/

御 請 求 書

請求書発行日 2026年03月14日

請求年月 2026年03月

【お客様番号】 【請求書番号】 052603024159310	今回請求額	¥836
	お支払期日	2026年03月25日
	振込先銀行	*****
	振込先支店	*****
	口座番号	*****
	口座名義	*****

■ご注意事項■

- ※当請求書における消費税率等の判定は取引日を基準にしております。
- ※お支払い方法が「クレジットカード」の場合、お支払い日は各クレジットカード会社のお引き落とし日に準じます。
- ※お支払い方法が「口座振替」の場合、お引き落とし予定日は毎月27日です。（金融機関休業日の場合は翌営業日となります）
- ※同一請求月において、請求書が複数に分かれて発行される場合がございます。
- ※インボイス制度適用前に作成されたご請求書においては、表記が一部空欄となります。ご了承ください。
- ※KDDI各種サービスご利用分（オプション料金）の適格請求書につきましてはKDDI株式会社にてご確認ください。
- ※GMOひかりテレビ視聴サービス利用料の適格請求書につきましてはスカパーJSAT株式会社にてご確認ください。
- ※GMOとくとくBBのサービスは各種規約(<https://gmobb.jp/agreement/>)に基づいて提供しております。必ずご確認ください。

ご利用内容の小計 (A+B+C)			請求小計 (A)		836
税率	税込金額	消費税額	割引小計 (B)		0
10%	836	76	クーポン利用 (C)		0
			デビット・ポイント利用 (D)		0
			税込金額 (A+B+C)		836
			今回請求額 (A+B+C+D)		836

ご利用内容の内訳				
取引日	請求明細			税率 税込金額
2026/03/31	とくとくセット2026年03月利用分			10% 0
2026/03/31	フレッツ光ファミリー接続サービス2026年03月利用分			10% 836
2026/03/31	とくとくクラブ2026年03月利用分			10% 0



BBnaviマイページ

メニュー

請求履歴



返金履歴



入金履歴



お支払い方法



ご入金の履歴をご確認いただけます

2026年

入金日	入金方法	入金額
2026/03/04	クレジットカード	836円
2026/02/04	クレジットカード	836円
2026/01/07	クレジットカード	836円

※ご利用の金融機関によっては、ご入金明細の更新に2営業日ほどかかる場合がございます。

過去のご入金明細

2026年



表示

$$836 \times 80\% = 668$$

ご利用中のサービス

開く

請求・お支払い

開く

お客さま情報

>

よくあるご質問・サポート

>

※当ウェブサイト上に掲載されている「ドコモ光」は株式会社NTTドコモの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「v6プラス」は、株式会社JPIXの商標です。

※当ウェブサイト上に掲載されている「クロスパス」はアルテリア・ネットワークス株式会社の商標です。



Copyright (C) 2026 GMO Internet, Inc. All Rights Reserved.

GMOINTERNET

GMOインターネットグループのセキュリティ事業について

世界初総合ネットセキュリティサービス「GMOセキュリティ24」 パスワード漏洩診断・Webサイトリスク診断

セキュリティ相談AIチャットボット

実在証明・盗聴対策 サイバー攻撃対策 (GMOサイバーセキュリティ byイエラエ) サイバー攻撃対策 (GMO Flatt Security)

セキュリティ事業の軌跡

請求書

2026年3月19日

河上定弘事務所 御中

下記の通り請求申し上げます。

692-0017 島根県安来市王坂田町105-1

安来市場運送(有)/生田セシ

TEL:0854-22-2672 FAX:0854-23-1051

登録番号：T8289002004484

取引銀行：山陰合同銀行 管生通支店

普通 2513623

[illegible]

R8.3月分電気料金請求明細書
河上定弘事務所 様

安来市場運送(有) 生田ビル
安来市下坂田町105-1 0854-22-2672

	今月指示数	前月指示数	今月使用量	使用料金	基本料金	①+②計
電灯料金	3382	3253	129	31.14	1,140	5157.06
			0	4017.06		
			0			
			0			
電力料金	36363	36294	69	31.14	7,458	9606.66
			0	2148.66		
			0			
			0			

今月請求額	¥14,764
うち消費税相当額	¥1,342

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨・ローン 各種お申込・手続き お客さま情報等の再確認

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0322002 受付日時 2026年03月22日 12時07分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 皆生通支店

預金種類 普通

口座番号 2513623

受取人名 株式会社 山陰合同銀行

金額 14,764円

引落合計金額 14,764円（手数料0円）

日付 指定日 03月22日

取引区分 振込

振込依頼人名 山陰合同銀行

$$14.764 \times 80\% = 11.811$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

306

請求書

Page.

1

683-0802

発行年月日 2026 年 3 月 23 日

鳥取県米子市東福原4-20-7生田ビル303号

協和システム 株式会社

683-0853 鳥取県米子市両三柳3768-1

河上定弘事務所 様

TEL:0859-24-1800 FAX:0859-24-1808

振込先: 山陰合同銀行 米子西支店

口座番号: (普通) 2152133

登録番号: T2270001003213

3 月 20 日 締切		請求明細		1 枚		68301352		担当・記事 0006						
前回請求額		御入金額		繰越額		今回お買上額		消費税額		今回お買上総額		今回請求額		
0		0		0		20,320		2,032		22,352		22,352		
月 日	伝票No	区分	品 番			品 名			数	量	単	価	金	額
03/12	064216	11	ST											
			複合機レンタル料 1～3月分			ヶ月			3		4,000.00		12,000	
03/12	064216	11	FQ-00008											
			カウンター料金 モノクロ			枚			1,054		5.00		5,270	
03/12	064216	11	FQ-00007											
			カウンター料金 カラーコピー						12		25.00		300	
03/12	064216	11	FQ-00007											
			カウンター料金 カラープリント						110		25.00		2,750	
													20,320	
			10.00%対象 税抜金額			20,320円								

上記の通り御請求申し上げます。

区分(売上) 1:売上 2:返品 3:商品値引 4:伝票値引 5:その他売上

(入金) 1:現金 2:小切手 3:手形 4:相殺 5:値引 6:振込 7:その他

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き お客さま情報等の再確認

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

306

依頼状況

受付番号 0326001 受付日時 2026年03月26日 09時17分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子西支店

預金種類 普通

口座番号 2152133

受取人名 杉ワタシムカ

金額 22,352円

引落合計金額 22,352円（手数料0円）

日付 指定日 03月26日

取引区分 振込

振込依頼人名 加加 ササヒロ

$$22.352 \times 80\% = 17.881$$

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

$$7.546 \times 80\% = 6.036$$

308

領 収 証 2026 年 3 月分
河上 定弘 登録番号 T7-2700-0200-6359
様

毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金 額
日本海新聞 (8%対象3,056円 消費税244円)	1	3,300
合計金額		¥3,300



3 月3/日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有)タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7 ☎ 32-6041
FAX 32-6051

$$3.300 \times 100\% = 3.300$$

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名： 河上 定弘

領収書等番号：309

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係（ 県議会自由民主党 ）	11,917	収支決算書のとおり
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	3,810	収支決算書のとおり
鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟	6,342	収支決算書のとおり
鳥取県の水産業の発展を考える会	448	収支決算書のとおり
自治体立病院を考える議員の会	5,139	収支決算書のとおり
鳥取県議会看護問題対策研究議員連盟	381	収支決算書のとおり
鳥取県・インド友好議員連盟	17,661	収支決算書のとおり
政務活動費計上額合計	45,698	

※1) 会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2) 「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。

令和 7 年度 燃料費計上額整理簿 1

議員名

河上 定弘

領収書等番号：

310

〔燃料費総支出額〕

	月日	支出額	月日	支出額
A	5月22日	28,741 円		円
B	6月25日	23,607 円		円
C	7月23日	21,156 円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円	合計(A)	73,504 円

〔自家用自動車の総走行距離〕

前年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）（B）	158,785 km
当年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）（C）	166,794 km
当年度の総走行距離（D）〔（C）-（B）〕	8,009 km

〔総走行距離から控除すべき走行距離〕

車賃旅費支給分にかかる自家用自動車の総走行距離（E）	km
その他控除すべき走行距離（F）	km
総走行距離から控除すべき走行距離（G）〔（E）+（F）〕	km

〔燃料費充当計算〕

(A) [	円]	×	$\frac{(D) [\text{ km }] - (G) [\text{ km }]}{(D) [\text{ km }]}$
× 按分率 [1 / 2] = []			
(上限 1 / 2)			

※1 累計走行キロ数は、四捨五入の上、整数で記載すること。

※2 自動車使用記録簿を一時的に併用した場合の政務活動に要した走行距離は、F欄に記載すること。

※3 改選期及び任期途中で辞職等する場合は、自動車使用の開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

※4 年度途中に自動車を変更した場合は別業とし、新旧自動車の使用開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

令和7年度 燃料費計上額整理簿2

議員名

河上 定弘

領収書等番号：

310

〔燃料費総支出額〕

	月日	支出額	月日	支出額
D	8月22日	33,672 円		円
E	9月25日	17,054 円		円
F	10月27日	15,691 円		円
G	11月24日	17,276 円		円
H	12月21日	20,909 円		円
I	1月22日	10,623 円		円
J	2月28日	16,008 円		円
K	3月22日	11,776 円		円
L	4月14日	10,570 円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円	合計(A)	153,579 円

〔自家用自動車の総走行距離〕

前年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）（B）	108,977	km
当年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）（C）	121,303	km
当年度の総走行距離（D）〔（C）-（B）〕	12,326	km

〔総走行距離から控除すべき走行距離〕

車賃旅費支給分にかかる自家用自動車の総走行距離（E）	5,562	km
その他控除すべき走行距離（F）		km
総走行距離から控除すべき走行距離（G）〔（E）+（F）〕	5,562	km

〔燃料費充当計算〕

$(A) [227,083 \text{ 円 }] \times \frac{(D) [20,335 \text{ km }] - (G) [5,562 \text{ km }]}{(D) [20,335 \text{ km }]}$		
$\times \text{按分率} [1 / 2] = [82,485]$		
(上限 1/2)		

※1 累計走行キロ数は、四捨五入の上、整数で記載すること。

※2 自動車使用記録簿を一時的に併用した場合の政務活動に要した走行距離は、F欄に記載すること。

※3 改選期及び任期途中で辞職等する場合は、自動車使用の開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

※4 年度途中に自動車を変更した場合は別業とし、新旧自動車の使用開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

3/0-A

請 求 書

〒 683-0802

請求No. 0430-000

1頁

米子市東福原4-20-7

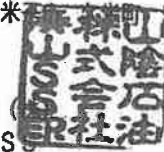
生田ビル303

河上 定弘

様

〒 683-0824

鳥取県 米子市 58

山陰石油
株式会社

☎ 0859-22-6451

登録番号 T9270001003669

締日：令和 7 年 4 月 30 日

ご入金予定日：令和 7 年 5 月 30 日

ご利用 月 日	伝票番号	車 号	車 番	商 品	数 量 L	単 価 (税抜) 円	金 額 (税込) 円	税 区	給 油 S S 名
4 19	0044	001		***ご入金(振込)***			27713		
4 4	2406	003		レギュラーガソリン	2530	185	5148		ハートピア皆生
4 10	3129	003		レギュラーガソリン	3000	185	6105		ハートピア皆生
4 18	4217	003		レギュラーガソリン	2694	185	5481		ハートピア皆生
4 23	0070	003		レギュラーガソリン	3300	185	6716		浜村海岸
4 28	0493	003		レギュラーガソリン	2600	185	5291		ハートピア皆生
				【課税商品】					
				標準税率10%					
				【消費税等】					
				内標準税率10%					
				当月お買上計			28741		
							2613		
							28741		

●：軽減税率対象商品

商品	S マグナム	レギュラー	軽 油	灯 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	合 計
数量		14124						
金額		28741						28741
		軽 油 税					内当月消費税	2613
							軽 油 税	

税区

非：消費税等非課税商品

※：内税商品単価は空白

お振込みの場合は、下記にお願いします。

山陰合同銀行 米子支店

普通No.3156929

前月ご請求額	ご入金額	調 整 額	差引繰越額	当月お買上額	当月ご請求額
27713	27713	0	0	28741	28741

口座名 山陰石油 株式会社

PFA

(031880)

00010-06967

お知らせ

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

310-A

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0522003 受付日時 2025年05月22日 17時37分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行
支店名 米子支店
預金種類 普通
口座番号 3156929
受取人名 サイバ社(株)
金額 28,741円
引落合計金額 28,741円（手数料0円）
日付 指定日 05月22日
取引区分 振込
振込依頼人名 加藤 サチコ

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

310-B

請求書

請求書 0531-0007

1頁

〒683-0802

米子市東福原4-20-7

生田ビル303

河上 定弘

様

〒683-0824

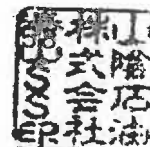
鳥取県 米子市 久米町

山陰石油(株)

湊山SS

☎ 0859-22-6451

登録番号 T9270001003669



締日:令和 7年 5月 31日

ご入金予定日:令和 7年 6月 30日

ご利用 月日	伝票番号	車号	車番	商 品	数 量 L	単 価 (税抜) 円	金 額 (税込) 円	税 区	給油SS名
5/26	0068	001		***ご入金(振込)***			28741		
5/8	0050	003		レギュラーガソリン	3100	185	6309		
5/17	0098	003		レギュラーガソリン	3200	185	6512		
5/24	0158	003		レギュラーガソリン	2800	185	5698		
5/30	0158	003		レギュラーガソリン	2500	185	5088		
				【課税商品】					
				標準税率10%			23607		
				【消費税等】					
				内標準税率10%			2146		
				当月お買上計			23607		

●:軽減税率対象商品

商品	Sマグナム	レギュラー	軽油	灯油	重油	オイル	その他	合計
数量		11600						
金額		23607						23607
		軽油税					内当月消費税	2146
							軽油税	
税区	前月ご請求額	ご入金額	調整額	差引繰越額	当月お買上額	当月ご請求額		
非:消費税等非課税商品								
*:内税商品単価は空白	28741	28741	0	0	23607	23607		

お振込みの場合は、下記にお願いします。

山陰合同銀行 米子支店

普通№3156929

口座名 山陰石油 株式会社

PFオ

お知らせ

(031880)

00010-06783

ホーム	残高・照会	振込・振替・ 払込	定期・積立	外貨	ローン	各種お申込・ 手続き
-----	-------	--------------	-------	----	-----	---------------

画面ID : BNS051

3/0-B

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0625003 受付日時 2025年06月25日 08時54分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行
支店名 米子支店
預金種類 普通
口座番号 3156929
受取人名 サウジヤカ
金額 23,607円
引落合計金額 23,607円（手数料0円）
日付 指定日 06月25日
取引区分 振込
振込依頼人名 カミ サビロ

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

3/0-C

請 求 書

請求No 0630-0007
1 頁

〒 683-0802

米子市東福原4-20-7

生田ビル303

河上 定弘

様

カ

1

〒 683-0824

鳥取県 米子市 久米町

山陰石油 (株)
湊山 SS☎ 0859-22-6451
登録番号 T9270001003669

締日:令和 7 年 6 月 30 日

ご入金予定日:令和 7 年 7 月 30 日

ご利用 月 日	伝票番号	車 号	車 番	商 品	数 量 L	単 価 (税抜) 円	金 額 (税込) 円	税 区	給 油 S S 名
6 30	0159	001		***ご入金(振込)***			23607		
6 3	0179	003		レギュラーガソリン	2800	180	5544		セルフ米子中央 浜村海岸
6 8	0211	003		レギュラーガソリン	1755	180	3475		
6 17	0106	003		レギュラーガソリン	3130	180	6197		
6 25	0052	003		レギュラーガソリン	3000	180	5940		
				【 課税商品 】					
				標準税率10%			21156		
				【 消費税等 】					
				内標準税率10%			1923		
				*** 当月お買上計 ***			21156		

●:軽減税率対象商品

商 品	S マグナム	レギュラー	軽 油	灯 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	合 計
数 量		10685						
金 額		21156						21156
		軽 油 税					内当月消費税	1923
							軽 油 税	

税区

非:消費税等非課税商品

*:内税商品単価は空白

お振込みの場合は、下記にお願いします。

山陰合同銀行 米子支店

普通口座3156929

前月ご請求額	ご入金金額	調 整 額	差引繰越額	当月お買上額	当月ご請求額
23607	23607	0	0	21156	21156

口座名 山陰石油 株式会社

PFA

(031880)

00010-06795

お知らせ

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨・ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

3/0-C

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0723002 受付日時 2025年07月23日 10時51分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座 青森

金融機関名 山陰合同銀行
支店名 米子支店
預金種類 普通
口座番号 3156929
受取人名 山陰合同銀行
金額 21,156円
引落合計金額 21,156円（手数料0円）
日付 振込日 07月23日
取引区分 振込
振込依頼人名 山陰合同銀行

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

3/0-D

請 求 書

〒 683-0802

米子市東福原4-20-7

生田ビル303

河上 定弘

様

カ

1

請求 № 0731-0007

1 頁

〒 683-0824

鳥取県 米子市 久米町 58

山陰石油 (株)

湊 山

TEL 0859-22-6451

登録番号 T9270001003669

締日: 令和 7 年 7 月 31 日

ご入金予定日: 令和 7 年 8 月 30 日

ご利用 月 日	伝票 番号	車号	車 番	商 品 名	数 量	単 価 (税抜)	金 額 (税込)	給 油 S S 名
7/25	0151	001		***ご入金 (振込)***			21156	
7/20	1520	003		レギュラーガソリン	3214	18000	6364	セルフ米子中央
7/8	0051	003		レギュラーガソリン	2200	18000	4356	
7/13	0164	003		レギュラーガソリン	2692	18000	5330	セルフ米子中央
7/18	0110	003		レギュラーガソリン	3000	18000	5940	
7/23	0167	003		レギュラーガソリン	2900	18000	5742	
7/30	0149	003		レギュラーガソリン	3000	18000	5940	
				【 課税商品 】				
				標準税率10%			33672	
				【 消費税 】				
				内標準税率10%			3061	
				*** 当月お買上計 ***			33672	

税区 非: 消費税率非課税商品 * : 内税商品単価は空白 ● : 軽減税率対象商品

商品	S マグナム	レギュラー	軽 油	灯 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	合 計
数量		17006						
金額		33672						33672
		軽 油 税					内当月消費税	3061
							軽 油 税	

前月ご請求額	ご 入 金 額	調 整 額	差 引 繰 越 額	当月お買上額	当月ご請求額
21156	21156	0	0	33672	33672

お振込みの場合は、下記にお願いします。

山陰合同銀行 米子支店

普通 № 3156929

口座名 山陰石油 株式会社

(RMB050)

RMB500-1

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立・外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

3/0-D

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0822001 受付日時 2025年08月22日 08時54分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行
支店名 米子支店
預金種類 普通
口座番号 3156929
受取人名 サウザン(カ)
金額 33,672円
引落合計金額 33,672円（手数料0円）
日付 指定日 08月22日
取引区分 振込
振込依頼人名 カサミ ササヒロ

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

請 求 書

7 683-0802

米子市東福原4-20-7

生田ビル303

河上 定弘

様

力

3

請求 № 0831-0007

1 頁

NY 683-0824

鳥取県 米子市 久米町 58

山陰石油 (株)

溪山

TEL 0859-22-6451

登録番号 T9270001003669

締日：令和 7 年 8 月 31 日

ご入金予定日：令和 7 年 9 月 30 日

[illegible]

税区 非：消費税等非課税商品 ●：内税商品庫価仕立止 ●●：軽減税率対象商品

[illegible]

前月ご請求額		ご入金額		調整額		差引繰越額		当月お買上額		当月ご請求額	
	33672		33672		0		0		17054		17054

お振込みの場合は、下記をお願いします。

山陰合同銀行 米子支店

普通№ 3 1 5 6 9 2 9

口座名 山陰石油 株式会社

(RMB050)

RMB500-1

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立・外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

ご依頼内容の照会・取消 (振込・振替 内容照会)

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0925004 受付日時 2025年09月25日 13時49分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子支店

預金種類 普通

口座番号 3156929

受取人名 サイバ社(株)

金額 17,054円

引落合計金額 17,054円 (手数料0円)

日付 指定日 09月25日

取引区分 振込

振込依頼人名 カミサマヒロ

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

3/0-F

請 求 書

〒 683-0802

米子市東福原4-20-7

生田ビル303

河上 定弘

様

カ

3

請求 № 0930-0007

1 頁

〒 683-0824

鳥取県 米子市 久米町 58

山陰石油 (株)

湊 山

TEL 0859-22-6451

登録番号 T9270001003669

締日: 令和 7 年 9 月 30 日

ご入金予定日: 令和 7 年 10 月 30 日

ご利用 月 日	伝票 番 号	車 号	車 番	商 品 名	数 量	単 価 (税抜)	金 額 (税込)	給 油 S S 名
9300149	001			***ご入金 (振込)***			17054	
9520150	003			レギュラーガソリン	3248	18000	6431	セルフ智生
9174559	003			レギュラーガソリン	1634	18000	3235	セルフ智生
9280489	003			レギュラーガソリン	3043	18000	6025	セルフ米子中央
				【 課税商品 】				
				標準税率10%			15691	
				【 消費税 】				
				内標準税率10%			1426	
				*** 当月お買上計 ***			15691	

税区 非: 消費税等非課税商品 * : 内税商品単価は空白 ● : 軽減税率対象商品

商品	S マグナム	レギュラー	軽 油	灯 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	合 計
数量		7925						
金額		15691						15691
		軽 油 税					内当月消費税	1426
							軽 油 税	
前月ご請求額		ご 入 金 額	調 整 額	差 引 繰 越 額	当 月 お 買 上 額	当 月 ご 請 求 額		
	17054	17054	0	0	15691	15691		

お振込みの場合は、下記をお願いします。

山陰合同銀行 米子支店

普通 № 3156929

口座名 山陰石油 株式会社

(RMB050)

RMB500-1

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

3/0-F

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 1027001 受付日時 2025年10月27日 10時26分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子支店

預金種類 普通

口座番号 3156929

受取人名 サイン社(株)

金額 15,691円

引落合計金額 15,691円（手数料0円）

日付 指定日 10月27日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 サトシ

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 1124003 受付日時 2025年11月24日 13時13分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子支店

預金種類 普通

口座番号 3156929

受取人名 竹内 和弘

金額 17,276円

引落合計金額 17,276円（手数料0円）

日付 指定日 11月24日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 サチコ

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

3/0-H

請 求 書

〒 683-0802

米子市東福原4-20-7

生田ビル303

河上 定弘

様

カ

3

請求 № 1130-0007

1 頁

〒 683-0824

鳥取県 米子市 久米町 58

山陰石油 (株)

湊 山

TEL 0859-22-6451

登録番号 T9270001003659

締日: 令和 7 年 11 月 30 日

ご入金予定日: 令和 7 年 12 月 30 日

ご利用 月日	伝票 番号	車号	車番	商 品 名	数 量	単 価 (税抜)	金 額 (税込)	給油SS名
11/27	0087001			***ご入金(振込)***			17276	
11/11	34696003			レギュラーガソリン	2216	18000	4387	セルフ管生
11/11	1407003			レギュラーガソリン	2968	18000	5876	セルフ管生
11/19	3155003			レギュラーガソリン	2103	18000	4164	セルフ管生
11/28	0374003			レギュラーガソリン	3274	18000	6482	セルフ米子中央
				【 課税商品 】 標準税率10%			20909	
				【 消費税 】 内標準税率10%			1901	
				*** 当月お買上計 ***			20909	

※ 区分: 消費税率非課税商品 * 内税商品率は空白 ●: 軽減税率対象商品

商品	S マグナム	レギュラー	軽 油	灯 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	合 計
数量		10561						
金額		20909						20909
		軽 油 税					内当月消費税	1901
							軽 油 税	

前月ご請求額	ご 入 金 額	調 整 額	差 引 繰 越 額	当月お買上額	当月ご請求額
17276	17276	0	0	20909	20909

お振込みの場合は、下記をお願いします。

山陰合同銀行 米子支店

普通Na3156929

口座名 山陰石油 株式会社

(RMB050)

RMB500-1

ホーム

残高・照会

振込・振替・
払込

定期・積立

外貨

ローン

各種お申込・
手続き

画面ID : BNS051

3/0-H

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 1221001 受付日時 2025年12月21日 14時34分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子支店

預金種類 普通

口座番号 3156929

受取人名 〆〆〆〆〆〆

金額 20,909円

引落合計金額 20,909円（手数料0円）

日付 指定日 12月21日

取引区分 振込

振込依頼人名 〆〆〆 〆〆〆

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

RMB500-1

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID : BNS051

3/0-I

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0122001 受付日時 2026年01月22日 18時39分

依頼内容

金融機関名 山陰合同銀行
支店名 米子支店
預金種類 普通
口座番号 3156929
受取人名 サイバ社(株)
金額 10,623円
引落合計金額 10,623円（手数料0円）
日付 指定日 01月22日
取引区分 振込
振込依頼人名 加加ミサト

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

3/0-J

請 求 書

〒 683-0802

米子市東福原4-20-7
生田ビル303

河上 定弘

様

力

3

請求 № 0131-0007

1 頁

〒 683-0824

鳥取県 米子市 久米町 58

山陰石油 (株)

湊 山

TEL 0859-22-6451

登録番号 T9270001003669

締日: 令和 8 年 1 月 31 日

ご入金予定日: 令和 8 年 2 月 28 日

ご利用 月日	伝票 番号	車号	車番	商 品 名	数 量	単 価 (税抜)	金 額 (税込)	給 油 S S 名
1270118001				**ご入金 (振込)**			10623	
1	84794003			レギュラーガソリン	2807	15700	4847	セルフ替生
1151162003				レギュラーガソリン	1904	15700	3288	セルフ替生
1212754003				レギュラーガソリン	2548	15700	4400	セルフ替生
1270054003				レギュラーガソリン	2011	15700	3473	セルフ米子中央
				【 課税商品 】 標準税率10%			16008	
				【 消費税 】 内標準税率10%			1455	
				** 当月お買上計 **			16008	

税区 非: 消費税率非課税商品 * : 内税商品単価は空白 ●: 軽減税率対象商品

商品	S マグナム	レギュラー	軽 油	灯 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	合 計
数量			9270					
金額			16008					16008
			軽 油 税				内当月消費税	1455
							軽 油 税	
前月ご請求額							当月お買上額	当月ご請求額
							16008	16008

お振込みの場合は、下記をお願いします。

山陰合同銀行 米子支店

普通 № 3156929

口座名 山陰石油 株式会社

(RMB500)

RMB500-1

ホーム・残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き

画面ID: BNS051

3/0-J

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0228003 受付日時 2026年02月28日 15時17分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子支店

預金種類 普通

口座番号 3156929

受取人名 山陰合同銀行

金額 16,008円

引落合計金額 16,008円（手数料0円）

日付 指定日 02月28日

取引区分 振込

振込依頼人名 山陰合同銀行

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

RMB500-1

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き お客さま情報等の再確認

画面ID : BNS051

3/0-k

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0322003 受付日時 2026年03月22日 12時09分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替先
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行

支店名 米子支店

預金種類 普通

口座番号 3156929

受取人名 サイバ和(カ)

金額 11,776円

引落合計金額 11,776円（手数料0円）

日付 指定日 03月22日

取引区分 振込

振込依頼人名 加藤 サチ

ご依頼内容の取消確認へ

戻る

3/0-L

請 求 書

〒 683-0802

米子市東福原4-20-7
生田ビル303

河上 定弘

様

カ

3

請求 No. 0331-0007

1 頁

〒 683-0824

鳥取県 米子市 久米町 58

山陰石油 (株)
湊山

TEL 0859-22-6451

登録番号 T9270001003669

締日: 令和 8 年 3 月 31 日

ご入金予定日: 令和 8 年 4 月 30 日

ご利用 月 日	伝 票 番 号	車 号	車 番	商 品 名	数 量	単 価 (税抜)	金 額 (税込)	給 油 S S 名
3	30117001			**ご入金 (振込)**			16008	
3	230104001			**ご入金 (振込)**			11776	
				** 当月ご入金計 **			27784	
3	114056003			レギュラーガソリン	2421	16100	4287	セルフ管生
3	283397003			レギュラーガソリン	2991	19100	6283	セルフ管生
				【 課税商品 】				
				標準税率10%			10570	
				【 消費税 】				
				内標準税率10%			961	
				** 当月お買上計 **			10570	

税区 非: 消費税等非課税商品 * : 内税商品単価は空白 ● : 軽減税率対象商品

商品	S マグナム	レギュラー	軽 油	灯 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	合 計
数量		5412						
金額		10570						10570
		軽 油 税					内当月消費税	961
							軽 油 税	

前月ご請求額	ご 入 金 額	調 整 額	差 引 繰 越 額	当月お買上額	当月ご請求額
27784	27784	0	0	10570	10570

お振込みの場合は、下記をお願いします。

山陰合同銀行 米子支店

普通No 3156929

口座名 山陰石油 株式会社

(RMB050)

RMB500-1

ホーム 残高・照会 振込・振替・払込 定期・積立 外貨 ローン 各種お申込・手続き お客さま情報等の再確認

画面ID : BNS051

3/0-L

ご依頼内容の照会・取消（振込・振替 内容照会）

取消を行う場合は、「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。
すでに振込・振替が実行されている場合は取消できません。

依頼状況

受付番号 0414001 受付日時 2026年04月14日 13時27分

依頼内容

引落口座情報

振込・振替
口座情報

金融機関名 山陰合同銀行
支店名 米子支店
預金種類 普通
口座番号 3156929
受取人名 サインビタカ
金額 10,570円
引落合計金額 10,570円（手数料0円）
日付 指定日 04月14日
取引区分 振込
振込依頼人名 カミ サビ

ご依頼内容の取消確認へ

戻る